

第2期秋田市子どもの未来応援計画

～子どもの貧困対策～

令和4年3月

秋田市

第2期計画策定にあたって ～子どもの未来を応援するために～

いつの時代においても、子どもは家庭にとって宝であり、地域の活力の源です。そして、子どもたちは、未来をつくる希望でもあります。子どもたちが将来に夢と希望を持って成長していくことは、全ての市民の願いであり、その環境を整えることは、社会全体で取り組むべき責務であります。

しかしながら、各家庭の経済的な理由により、必要な社会経験を得る機会が不足している子ども、希望する進路を目指すことが困難な状況にいる子どもが、本市においても存在しています。こうした状況を踏まえて本市では、平成28年度に「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」(計画期間、平成29年度～令和3年度)を策定して、困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が届くよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、取り組んでまいりました。

この度、第2期計画の策定にあたり、第1期計画の取組を継承し、さらなる拡充を図るため、アンケート調査やヒアリング調査を実施しました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、保護者の収入が減少し子どもの学習面に大きな影響を及ぼしたケースや、子どもが家事や兄弟の世話をする、いわゆるヤングケアラーの存在が見受けられるなど、新たな課題も発見されました。

これらの課題に対し、子どもたちの将来が、生まれた時代や成育環境に左右されることなく、希望する生き方を選択・実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって立ち向かっていく必要があります。

子どもたちの未来のため、第2期計画では、基本目標の実現に向けて4つの施策を柱に、現在貧困の状況にある、または将来貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭が抱える困難に気づき、関係機関などと連携しながら継続的に支援するよう努めてまいります。

結びに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査やアンケート調査にご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

秋田市長 穂 積 志

目次

総論編

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 第1期計画の取組	3
6 第1期計画の推進状況の検証	6
第2章 本市における子どもの貧困の現状	8
1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法	8
(1) 市民アンケート	8
(2) 支援者ヒアリング	9
2 子どもを取り巻く状況	9
(1) 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合	9
(2) 秋田市の子育て世帯の収入状況	13
(3) 子育て世帯の暮らしの実感	13
(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について	14
(5) 子どもの状況と課題について	18
(6) 保護者の状況と課題	23
3 支援者ヒアリングから見える状況	31
(1) 保護者にみられる特徴・傾向	31
(2) 子どもにみられる特徴・傾向	32
(3) 関係機関の連携	33
(4) ヤングケアラーの存在	33
(5) 新型コロナウイルスの影響について	33
第3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理	34
1 相談・支援体制に関する課題	34
2 生活に関する課題	34
3 教育に関する課題	35
4 保護者の就労状況や経済的状況に関する課題	35
第4章 計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の基本目標	36
3 基本目標の実現のために取り組む施策	36
4 施策の体系	38

第5章 具体的な取組	39
1 困難に気づき、支援につなげる	39
(1) 相談等による状況の把握	39
(2) 教育機関、市、地域等との連携体制の整備	39
2 成長を育み、切れ目なく支える	39
(1) 出産前からの切れ目のない支援	39
(2) 学齢期の子どもの居場所づくり	40
(3) 子どもの生活支援	41
3 保育・教育の機会を確保し、環境を整える	42
(1) 保育の確保	42
(2) 幼児教育の質の向上	42
(3) 基礎学力の育成	42
(4) 就学支援	43
4 暮らしの安定を図り、自立を促す	43
(1) 経済的支援等による暮らしの支援	43
(2) 保護者の就労支援	44
(3) 保護者の生活支援	44
第6章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
(1) 庁外の支援団体等との連携	45
(2) 全庁横断的な推進体制	45
2 計画の推進状況の評価	45
3 計画の目標値	46
資料編	
1 子どもの貧困対策の推進に関する法律	51
2 子供の貧困対策に関する大綱	55
3 計画策定経過	77
4 秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議委員	78
5 秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議設置要綱	79
6 秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱	81
7 子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査結果（抜粋）および調査票	82

總 論 編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

令和2年7月に厚生労働省が公表した調査結果によると、我が国の子どもの貧困率¹は1990年代半ば頃から概ね上昇傾向となり、平成30年には13.5%と、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい水準となりました。

本市においては、平成29年3月に貧困状況において困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「秋田市子どもの未来応援計画」を策定しました。

第1期計画に基づいて、様々な取組を進めてきた結果、多くの目標値で改善がみられましたが、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中、本市の子どもの貧困状態については引き続き状況を把握し、取組を強化していく必要があります。

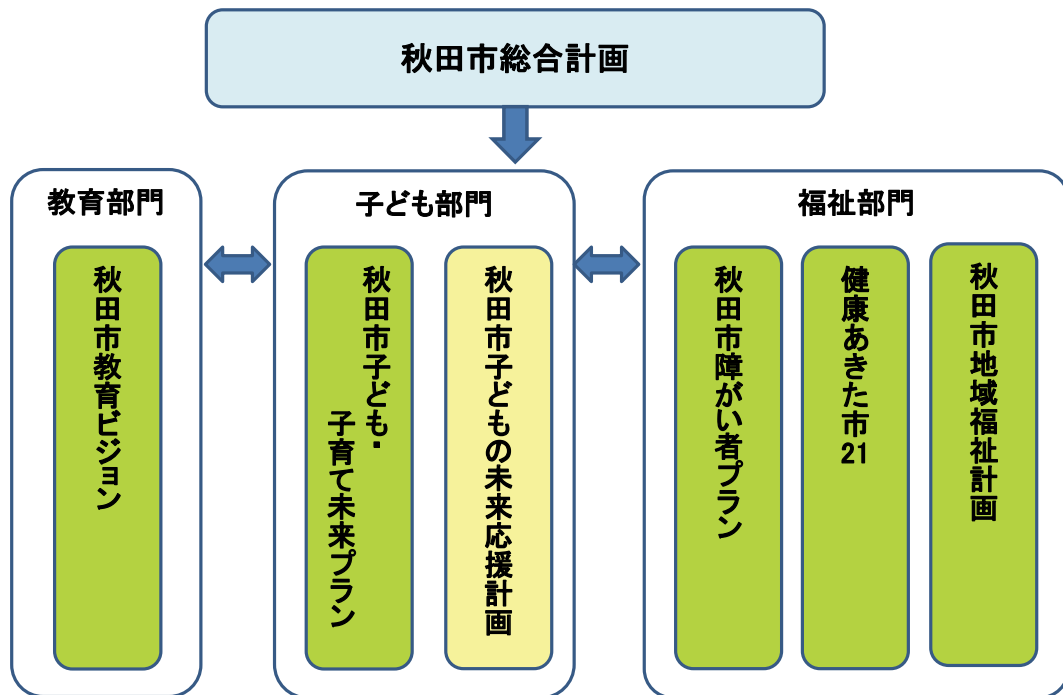
令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、本市の未来を次の世代に引き継ぐためには、すべての子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況などにより就学の機会や就労の選択肢が奪われることのないように、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

こうしたことから、本市における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、第2期となる本計画を策定し、取組を進めてまいります。

¹ 子どもの貧困率：子ども（18歳未満の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。なお、「等価可処分所得」、「貧困線」については、11頁で詳しく説明する。

2 計画の位置づけ

本計画は、秋田市が実施する子どもの貧困対策について定める任意の計画として策定するものであり、法および大綱を踏まえつつ、秋田市総合計画のもと、「秋田市地域福祉計画」、「健康あきた市 21」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「秋田市教育ビジョン」など関連する諸計画と整合性を図っていきます。



3 計画の対象

本計画の対象は、次のとおりです。

- 0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその保護者
- 貧困の状況にあることで生活上の困難を抱えている子どもとその家庭、または抱えやすい状況にある子どもとその家庭

4 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとします。

5 第1期計画の取組

第1期計画（平成29年度から令和3年度）の5カ年は、基本目標のもと4つの施策を柱として様々な取組を進めてきました。これまでの主要な取組状況は以下のとおりです。

基本目標	施策	取組	
<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるように、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもたちの育ちを支えます</p>	<p>I 困難に気づき、支援につなげる</p>	<p>①相談等による状況の把握</p>	
	<p>②教育機関、市、地域等との連携体制の整備</p>	<p>II 成長を育み、切れ目なく支える</p>	<p>①出産前からの切れ目のない支援</p>
	<p>②学齢期の子どもの居場所づくり</p>	<p>III 学びの機会を確保し、環境を整える</p>	<p>①保育の確保</p>
	<p>③子どもの生活支援</p>	<p>②幼児教育の向上</p>	<p>③基礎学力の育成</p>
	<p>④就学支援</p>	<p>IV 暮らしの安定を図り、自立を促す</p>	<p>①経済的支援等による暮らしの支援</p>
	<p>②保護者の就労支援</p>	<p>③保護者の生活支援</p>	

施策Ⅰ 「困難に気づき、支援につなげる」

- 子どもおよびその家庭、女性相談の窓口を広く周知し、適切な対応や支援を行うことにより、子どもの福祉の向上や保護者の子育て力の向上を図りました。
- 生活困窮世帯からの相談に対し、個々の課題に応じた支援計画を策定、関係機関と連携しながら包括的な支援を行い、自立へ向けた支援を行いました。
- 引きこもりなどで悩みを抱えている方の相談に応じたほか、訪問型の支援（アウトリーチ）を開始しました。
- 中学校を拠点に、スクールカウンセラーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者の相談を受付け、教職員と連携しながら対応を図りました。
- 児童虐待の未然防止と養育困難世帯などの早期発見・対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携や支援体制の整備に努めてきました。
- 子育てや生活に悩みを抱える方が、早期に適切な機関へ相談し支援等が受けられるよう、相談機関等を掲載したリーフレットを作成し、児童館や関係機関へ配付しました。

施策Ⅱ 「成長を育み、切れ目なく支える」

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに対して、相談支援を行う秋田市版ネウボラを実施し、切れ目のない支援を行いました。
- 生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行いました。
- 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して生活の場を与える放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全な育成を図りました。
- 子どもの預かり等の相互援助活動について調整を行い、保護者が働きながら安心して子育てができるよう支援を行いました。
- 子どもの貧困や虐待が疑われるケースを早期に発見し、支援へつなげられるよう、保育士等の支援者へ向けて子どもの貧困早期発見チェックリストを作成し、市内の保育所等へ配付しました。

施策Ⅲ 「学びの機会を確保し、環境を整える」

- 保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、休日保育や延長保育の実施を促進し、子育て家庭の支援を行いました。
- 3歳から5歳児クラスの全ての子どもの保育園等の利用料を無償化しました。また、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの保育園等の利用料を無償化しました。
- 市内各所で、主に中学生に対して英語、数学を中心に学力向上のための指導や、進学に関する相談・情報提供を行い、子どもの居場所の提供、学力向上による高校進学への支援を行いました。
- 小・中学校就学奨励事業を実施し、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ必要な援助を行いました。

施策Ⅳ 「暮らしの安定を図り、自立を促す」

- 令和元年11月支給分から、児童扶養手当の支給が年3回から年6回へ変更になりました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への対策として、ひとり親世帯や非課税世帯に低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。また、18歳までの児童を養育する世帯へ秋田市子ども応援給付金を支給しました。
- ひとり親世帯へ就業支援講習会の開催や、資格取得する際の費用を助成し、就職・転職への支援を行いました。
- 市営住宅へ母子世帯や多子世帯が入居しやすくなる制度を導入し、住居確保支援を行いました。

6 第1期計画の推進状況の検証

計画の適切な進行管理を行うため、事業へ目標値を設定しています。第1期計画では、中間年である令和元年度に中間検証を行い、それまでの実績を基に令和3年度の目標値を設定しました。

施策Ⅰ 困難に気づき、支援につなげる

No.	事業名/担当課所室	目標指標	計画策定時	H31目標値	R3目標値	(参考)R2実績
1	児童家庭相談、女性相談 (子ども未来センター)	相談件数	7,286件	4,850件	8,500件	2,445件
	【目標値の根拠】 H31目標値は、子ども未来プランの目標値との統一を図った。 R3目標値は、実績を考慮して設定した。					
2	生活困窮者自立支援事業 (福祉総務課)	①新規相談件数 ②プラン作成件数	①581件 ② 98件	①590件 ②168件	①450件 ②120件	①831件 ② 83件
	【目標値の根拠】 H31目標値は、担当課と協議し事業の実効性を考慮して設定した。(平成27年度からの事業であり、計画策定時は正確な需要が把握できなかった) R3目標値は、実績を考慮して設定した。					

施策Ⅱ 成長を育み、切れ目なく支える

No.	事業名/担当課所室	目標指標	計画策定時	H31目標値	R3目標値	(参考)R2実績
3	放課後児童健全育成事業 (子ども育成課)	登録児童数	1,257人	1,824人	2,191人	1,885人
	【目標値の根拠】 H31目標値は、子ども未来プランの目標値との統一を図った。 R3目標値は、実績および施設数と受入児童数を考慮して設定した。					
4	ファミリー・サポート・センター事業 (子ども未来センター)	延べ利用人数	2,426人	2,680人	2,321人	1,998人
	【目標値の根拠】 H31目標値は、子ども未来プランの目標値との統一を図った。 R3目標値は、実績を考慮して設定した					

施策Ⅲ 学びの機会を確保し、環境を整える

No.	事業名/担当課所室	目標指標	計画策定時	H31目標値	R3目標値	(参考)R2実績
5	生活困窮者学習支援事業 (福祉総務課)	高校進学率	100%	100%	100%	100%
	【目標値の根拠】 H31目標値は、担当課と協議し事業の実効性を考慮して設定した。 R3目標値は、実績を考慮して設定した。					
6	小・中学校就学奨励事業 (学事課)	就学援助制度に関する周知状況	100%	100%	100%	100%
	【目標値の根拠】 H31目標値は、担当課と協議し事業の実効性を考慮して設定した。 R3目標値は、実績を考慮して設定した。					

施策Ⅳ 暮らしの安定を図り、自立を促す

No.	事業名/担当課所室	目標指標	計画策定時	H31目標値	R3目標値	(参考)R2実績
7	ひとり親家庭自立支援事業 (子ども総務課)	①就業支援講習会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金受給者数 ③高等職業訓練給付金受給者数	①58人 ② - ③ 7人	①48人 ② 4人 ③ 8人	①48人 ② 8人 ③ 8人	①17人 ② 8人 ③ 7人
	【目標値の根拠】 H31目標値は、子ども未来プランの目標値との統一を図った。 R3目標値は、実績を考慮して設定した。					
8	市営住宅優先入居制度 (住宅整備課)	子育て世帯向け住戸の整備戸数	30戸	35戸	40戸	40戸
	【目標値の根拠】 H31目標値は、担当課と協議し設定した。 R3目標値は、実績および今後の整備計画を考慮して設定した。					

※ 計画策定時の数値は平成27年度実績値によるもの。

【参考】 「子どもの貧困に関する指標」について

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標が設定されています。国、本市における実績値とともに、以下に示します。

指標の項目	国	摘要(国)	秋田市	摘要(秋田市)
○生活保護世帯に属する子供				
高等学校等進学率	93.7%		97.4%	
高等学校等中退率	4.1%	平成30年4月1日現在	3.5%	平成31年4月1日現在
大学等進学率	36.0%		20.7%	
○児童養護施設の子供の進学率				
中学校卒業後	95.8%	平成30年5月1日現在	100.0%	令和元年5月1日現在
高等学校等卒業後	30.8%		0.0%	
○ひとり親家庭の子供				
就園率(保育所・幼稚園)	81.7%		95.0%	令和元年度
進学率(中学校卒業後)	95.9%	平成28年11月1日現在	98.0%	令和元年度
進学率(高等学校卒業後)	58.5%		—	
○全世帯の子供				
高等学校中退率	1.4%	平成30年度	0.4%	平成30年度
高等学校中退者数	48,594人		21人	
○スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合				
小学校	50.9%	平成30年度	26.2%	平成30年度
中学校	58.4%		37.5%	
○スクールカウンセラーの配置率				
小学校	67.6%	平成30年度	35.7%	平成30年度
中学校	89.0%		87.5%	
○就学援助制度				
周知状況	65.6%	平成29年度	100.0%	平成30年度
○新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況				
小学校	47.2%	平成30年度	100.0%	平成30年度
中学校	56.8%		100.0%	
○高等教育の就学支援新制度の利用者数				
大学	—		—	
短期大学	—		—	
高等専門学校	—		—	
専門学校	—		—	
○ひとり親家庭の親の就業率				
母子世帯	80.8%	平成27年度	80.0%	令和元年度
父子世帯	88.1%		93.8%	
○ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合				
母子世帯	44.4%	平成27年度	—	
父子世帯	69.4%		—	
○電気・ガス・水道料金の未払い経験				
ひとり親世帯(電気料金)	14.8%		29.6%	
ひとり親世帯(ガス料金)	17.2%			
ひとり親世帯(水道料金)	13.8%	平成29年		平成28年度
子供がある全世帯(電気料金)	5.3%		15.6%	
子供がある全世帯(ガス料金)	6.2%			
子供がある全世帯(水道料金)	5.3%			
○食料又は衣服が買えない経験				
ひとり親世帯(食料)	34.9%		45.4%	
ひとり親世帯(衣服)	39.7%	平成29年	59.3%	平成28年度
子供がある全世帯(食料)	16.9%		27.1%	
子供がある全世帯(衣服)	20.9%		37.8%	
○子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合				
ひとり親世帯(重要な事柄)	8.9%		26.4%	平成28年度
ひとり親世帯(いざというときのお金)	25.9%	平成29年		
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位(重要な事柄)	7.2%		—	
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位(いざというときのお金)	20.4%			
○子供の貧困率				
国民生活基礎調査	13.9%	平成27年	6.4%	平成28年度
全国消費実態調査	7.9%		—	
○ひとり親世帯の貧困率				
国民生活基礎調査	50.8%	平成27年	32.4%	平成28年度
全国消費実態調査	47.7%		—	
○ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合				
母子世帯	42.9%	平成28年度	—	
父子世帯	20.8%		—	
○ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合				
母子世帯	69.8%	平成28年度	72.1%	令和元年度
父子世帯	90.2%		93.5%	

第2章 本市における子どもの貧困の現状

1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法

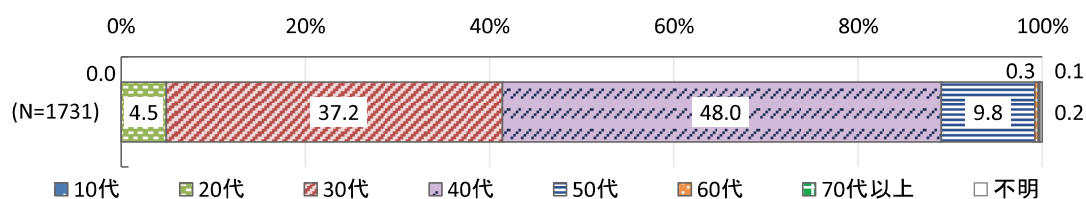
本市における子どもの貧困の現状を把握するため、18歳以下の子どもを養育している保護者を対象としたアンケート調査（以下「市民アンケート」という。）と、日ごろから困難な状況にある子どもやその家庭への支援に携わっている機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。

(1) 市民アンケート

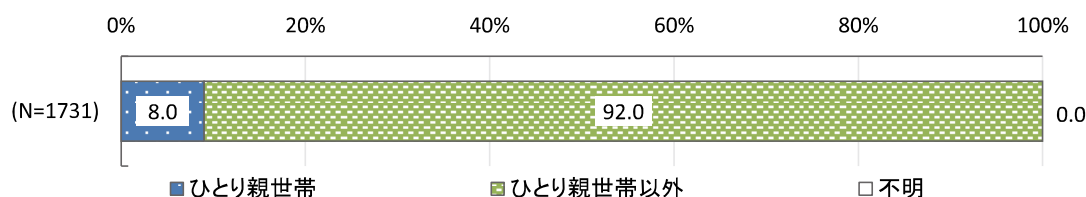
市民アンケートは、18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人を対象としており、本市の子育て世帯の家計の状況、子どもの生活の様子、子どもの勉強や進学に関する状況、親の健康状態や就労状況などを把握することにより、本市における子どもの貧困の状況を分析することを目的として実施しました。

対 象	令和3年5月31日現在市内在住の18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人
調 査 方 法	18歳以下の子どもを無作為抽出し、その保護者宛に調査票を郵送。無記名のアンケート方式とし、回収は郵送による。
調 査 期 間	令和3年7月7日から7月30日まで
主な調査項目	世帯の状況、子どもの生活の様子、子どもの勉強や進学に関すること、保護者の状況、世帯の家計の状況
回 答 数 ・ 率	有効回答数1,731件（回答率57.7%）

図表 1 回答者（子どもの保護者）の年代



図表 2 回答者に占めるひとり親世帯の割合



(2) 支援者ヒアリング

子どもや家庭の貧困の状況を多様な視点から捉えるために、生活に困難を抱えている子どもや家庭を支援している団体や機関の職員を対象として支援者ヒアリングを実施しました。

対象団体等	13団体 ・中央児童相談所、ひとり親家庭就業・自立支援センター、スクールソーシャルワーカー、定時制高校（秋田県） ・福祉総務課、保護第一課・保護第二課、子ども健康課、子ども未来センター、保育所（秋田市）、学校教育課 ・NPO 法人あきた子どもネット、一般社団法人フードバンクあきた、母子生活支援施設（民間）
調査方法	本市子ども未来部子ども総務課から各機関等に依頼文をメール送信し、回答文をメール受信する方法で実施
調査期間	令和3年9月22日から10月25日まで
主な調査項目	保護者の特徴、課題（日常生活の様子、子どもとの関わり方等） 子どもの特徴、課題（日常生活の様子、保護者との関わり方等） 支援制度、連携（支援制度の現状、連携している機関等） 新型コロナウイルス感染症の影響（保護者、子どもの様子等）

2 子どもを取り巻く状況

市民アンケートの結果のほか、秋田県が令和2年8月から9月にかけて実施したひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査²における秋田市在住者分の結果（以下「県ひとり親アンケート」という。）および各種統計データから、本市における子どもの貧困の現状について整理しました。

(1) 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合

国では、貧困の状況にある子ども³の割合を示す指標として、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）における子どもの貧困率を採用しています。また、同調査の中では、子どもの貧困率のほか、その算出に必要な貧困線⁴（127万円。平成30年調査）も公表されています。

そこで本市では、国の貧困線を用いて、市民アンケートの回答データから、国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合を算出しました。この結果、「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合」は、全体では5.9%

² 秋田県 ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査：児童扶養手当受給者を対象に、秋田県が実施した。

³ 子ども：ここでの子どもは、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）にならい、18歳未満の者とする。

⁴ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の値。

となりました。この割合をひとり親世帯に限ってみると、23.7%となっており、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は約4人に1人という厳しい状況となっています。

また、「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する世帯員の割合」は、全体では4.9%、ひとり親世帯では22.6%となりました。

図表 3 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合

項目	秋田市 市民アンケート
世帯に含まれるすべての子どものうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する子どもの割合	5.9%
ひとり親世帯に属するすべての子どものうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する子どもの割合	23.7%
すべての世帯員のうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する世帯員の割合	4.9%
ひとり親世帯に属するすべての世帯員のうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する世帯員の割合	22.6%
所得中央値(平成30年)	250万円

※ 所得中央値は、すべての世帯員を可処分所得の小さい順に並べた際に、ちょうど中間にくる世帯員の所得のこと。

出典：市民アンケートより算出

【参考】 「子どもの貧困率」について

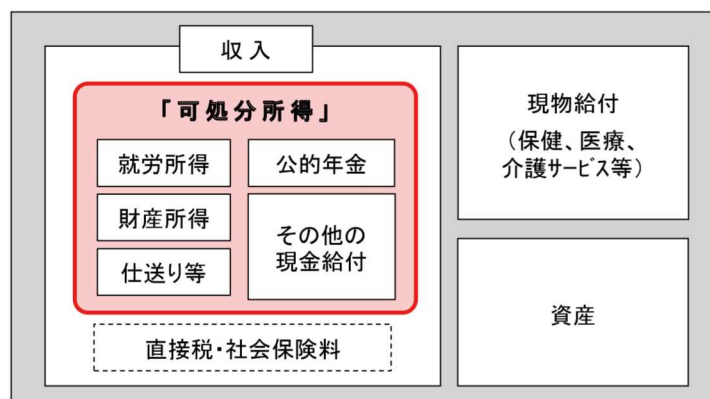
○「子どもの貧困率」とは、子ども（18歳未満のもの）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

○「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標です。

世帯の可処分所得は各世帯の世帯人員数に影響されるため、世帯人員数で調整する必要があります。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストは割高になることを考慮する必要があるため、「世帯の可処分所得÷世帯人員数」と単純に世帯人員数で割ることはできません。そのため、世帯人員数の違いにより調整するにあたっては、世帯人員数の平方根で割る方法がとられています。

◆ 可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入のこと。預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しません。



◆ 等価可処分所得の算出（可処分所得が400万円の場合）

$$2 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{2} = 283 \text{万円}$$

$$3 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{3} = 231 \text{万円}$$

$$4 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{万円}$$

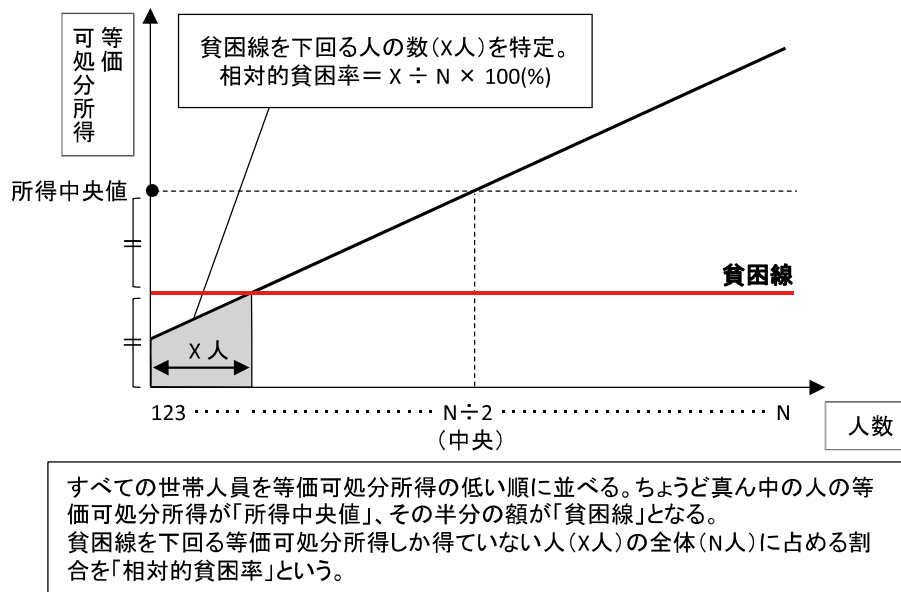
可処分所得400万円の2人世帯は、可処分所得283万円の単身世帯と同じ生活水準ということになります。

○「貧困線」とは、すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得（所得中央値）の半分の額をいいます。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は相対的貧困にある

とされ、その割合を相対的貧困率といいます。相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれており、相対的貧困率は、格差の議論で用いられる指標の一つとして用いられています。

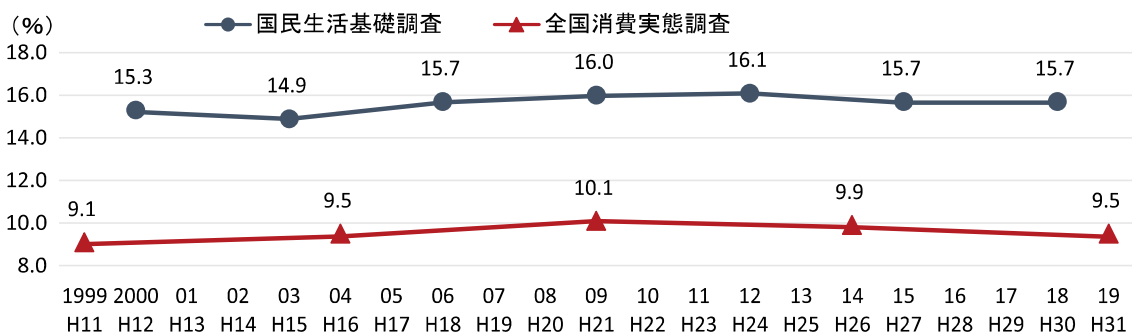
◆ 貧困線・相対的貧困率の考え方



○国の統計で相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」の二つがあります。両調査は、調査方法や調査対象などが異なることから、公表されている相対的貧困率には違いがあります。

国の子どもの貧困対策においては、国民生活基礎調査における子どもの貧困率を指標としていますが、これは全国消費実態調査により算出される水準が正しくないということではありません。それぞれの調査による相対的貧困率の水準には違いがあるものの、変化の方向は同じであり、両調査の目的や統計的特性などに留意しつつ、相対的貧困の傾向をみる必要があります。

◆ 相対的貧困率の推移

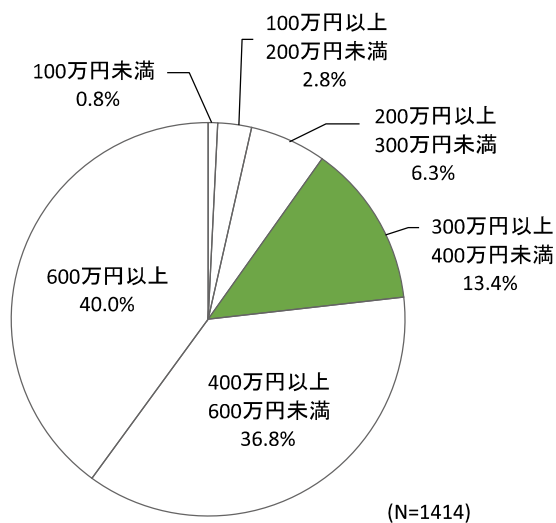


(2) 秋田市の子育て世帯の収入状況

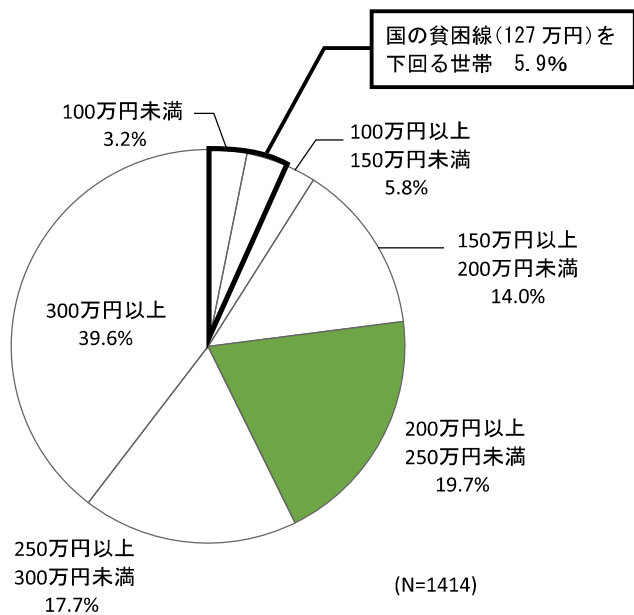
本市の子育て世帯の収入は、概ね 400 万円未満の世帯が 25%、400 万円以上 600 万円未満の世帯が 35%、600 万円以上の世帯が 40%となっています。

また、生活水準を表す指標である等価可処分所得をみると、「100 万円未満」の世帯が 3.2%、「100 万円以上 150 万円未満」の世帯が 5.8%となっており、国の貧困線を下回る世帯は 5.9%にあたります。

図表 4 子育て世帯の収入



図表 5 子育て世帯の等価可処分所得



出典：市民アンケート（収入不詳者を除く）。

以下、市民アンケートのみからの出典の場合には記載を省略する。

※比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して表示する。このため、各回答の比率の合計が100%にならないことがある。以降の図表も同様。

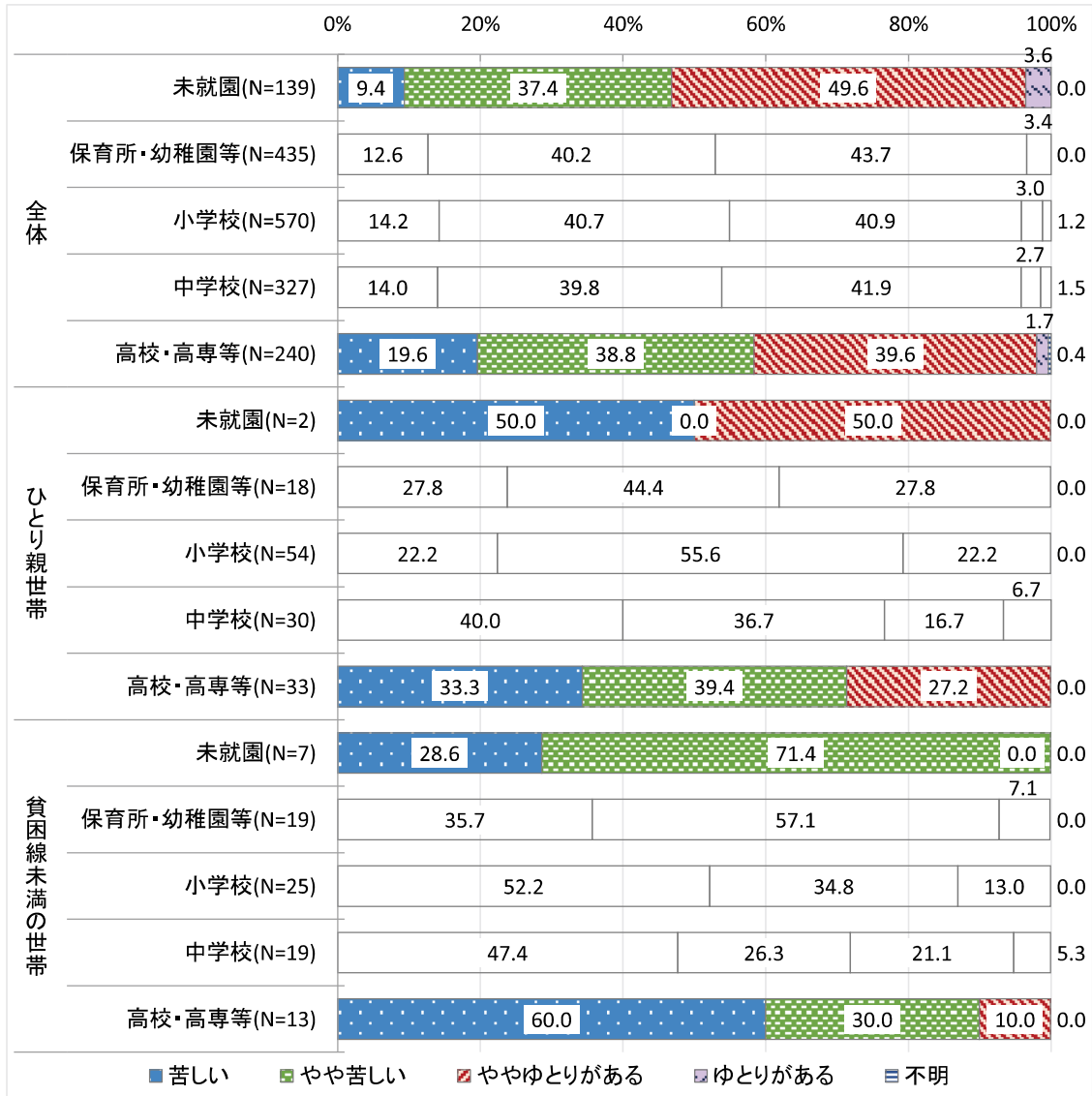
(3) 子育て世帯の暮らしの実感

現在の生活状況の実感について、「生活が苦しい」（「やや苦しい」と「苦しい」を合わせた割合）と感じている世帯は、ひとり親世帯では 74.8%、国の貧困線を下回る水準（以下「貧困線未満」という。）の世帯では 86.9%と、全体の 54.1%に比べ高くなっています。

前回調査（平成 28 年 9 月）と比較すると、ひとり親世帯、貧困線未満の世帯ともに厳しさが増えています。

子どもの在籍する学校教育機関別にみると、ひとり親世帯では、子どもが小学生在籍時に、貧困線未満の世帯では、子どもが未就園時に「生活が苦しい」と感じる世帯がもっとも多くなっています。

図表 6 現在の生活状況について <子どもの在籍する学校教育機関別>



(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

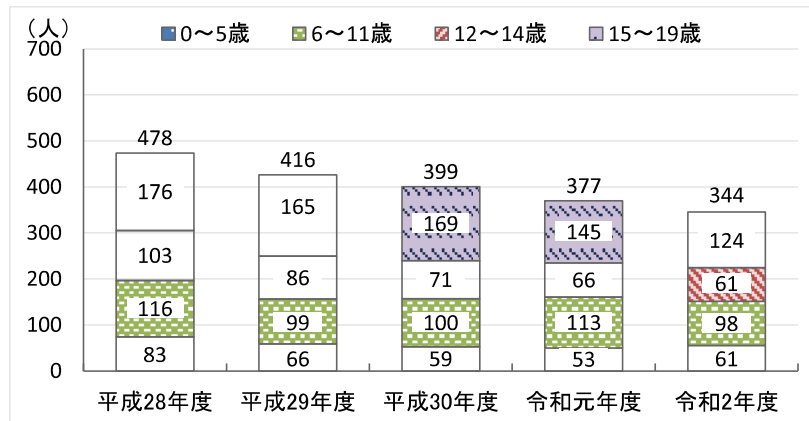
大綱では、生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるとしています。本市におけるこれらの子どもの状況は次のようになっています。

ア 生活保護世帯

本市の生活保護世帯に属する 20 歳未満の人数は、令和 2 年度には 344 人となっています。年齢層によっては増減に違いはあるものの、平成 28 年度以降は減少傾向で推移しています。

本市の 20 歳未満の人口⁵ は約 4 万 4,000 人であることから、保護率は約 0.78% となります。

図表 7 年齢階級別被保護人員数（20 歳未満）と保護率



年齢区分別	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
15～19歳	12.3	11.8	12.6	11.3	9.9
12～14歳	13.5	11.6	9.8	9.2	8.5
6～11歳	8.2	7.0	7.3	8.4	7.4
0～5歳	6.5	5.3	4.8	4.4	5.1

出典：秋田市「福祉の概要（令和3年度版）」

年齢区分別保護率は、秋田市「福祉の概要（令和3年度版）」および秋田県「令和2年 秋田県の人口 秋田県年齢別人口流動調査報告書」における各年10月1日現在の人口より算出

イ ひとり親世帯

(ア) ひとり親世帯数

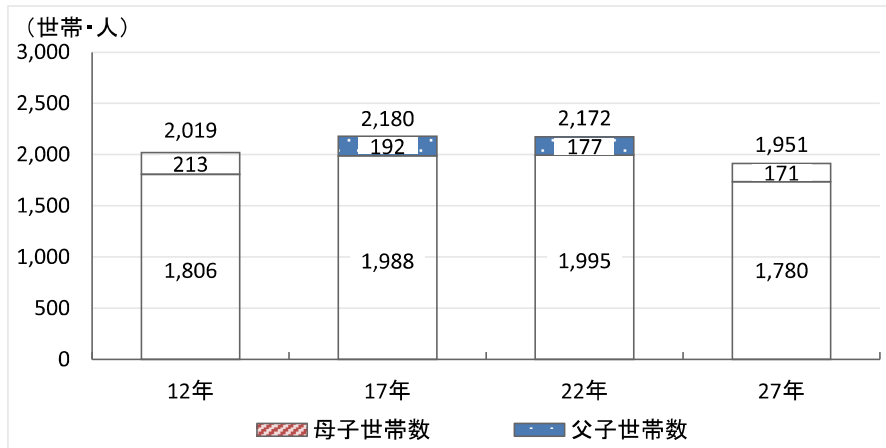
国勢調査によると、本市における父親または母親と子（18歳未満）のみで構成されるひとり親世帯の世帯数は、平成27年には1,951世帯となっており、その9割以上が母子世帯となっています。

母親と子のみで構成される母子世帯のうち生活保護を受給している世帯⁶の世帯数は、2019年度被保護者調査によると138件となっており、母親と子のみで構成される母子世帯に占める割合は、およそ1割となっています。

⁵ 本市の20歳未満の人口：秋田県「令和2年 秋田県の人口 秋田県年齢別人口流動調査報告書」における令和2年10月1日現在の0歳～19歳の人口。

⁶ 母親と子のみで構成される母子世帯のうち生活保護を受給している世帯数：被保護者調査（厚生労働省）による。

図表 8 親と子のみで構成されるひとり親世帯



出典：総務省「国勢調査」

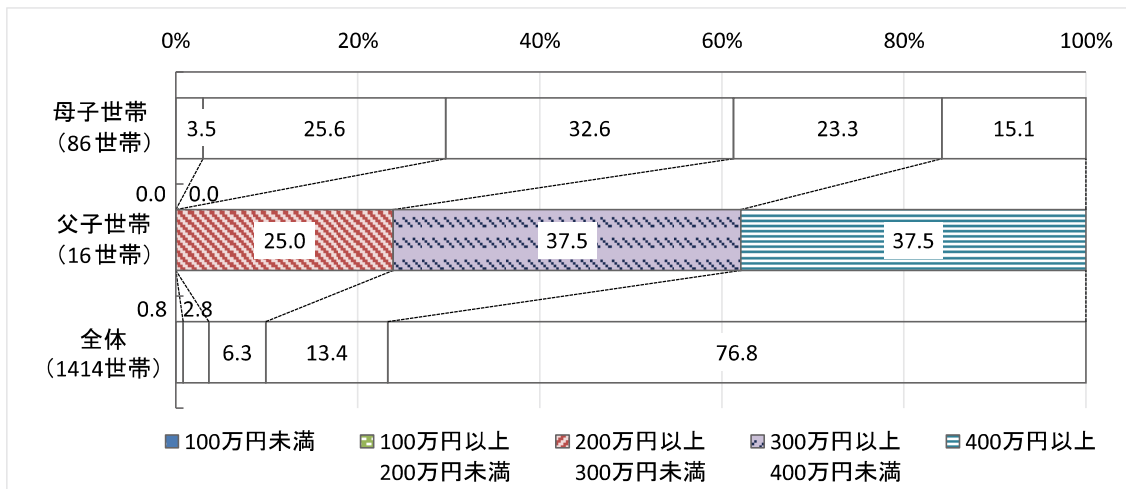
(イ) アンケートからみるひとり親世帯の収入と親の就業状況

ひとり親世帯の収入は、母子世帯の約3割が年間200万円未満となっています。

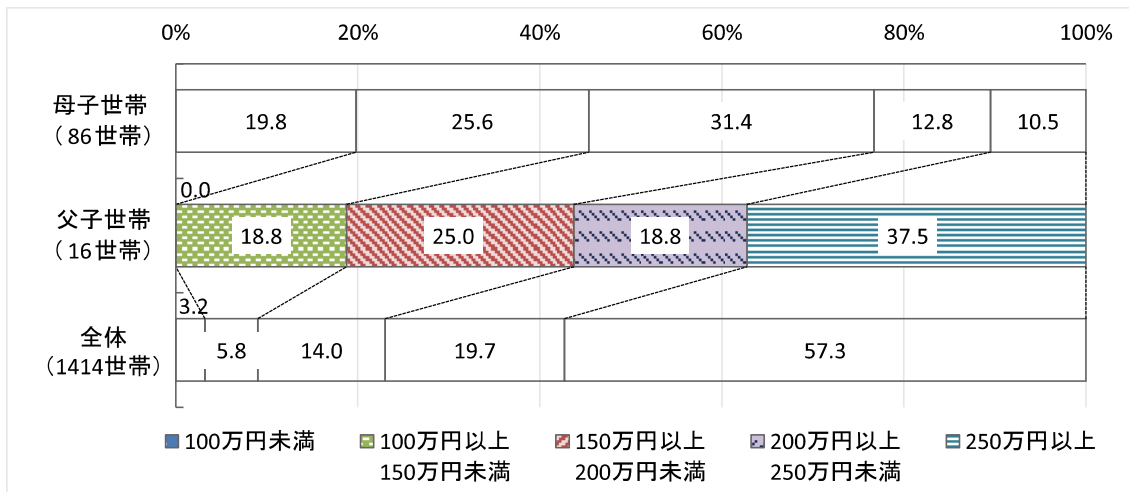
等価可処分所得をみると、母子世帯では「100万円未満」が19.8%、「100万円以上150万円未満」が25.6%と、全体と比較すると高くなっています。

ひとり親世帯の親の就労状況は、母子世帯では「正規の職員、従業員」が59.3%でもっとも多く、次いで「パート・アルバイト等」が24.1%となっています。父子世帯では、「正規の職員、従業員」が84.2%でもっとも多く、「パート・アルバイト等」は5.3%となっています。

図表 9 ひとり親世帯の世帯収入



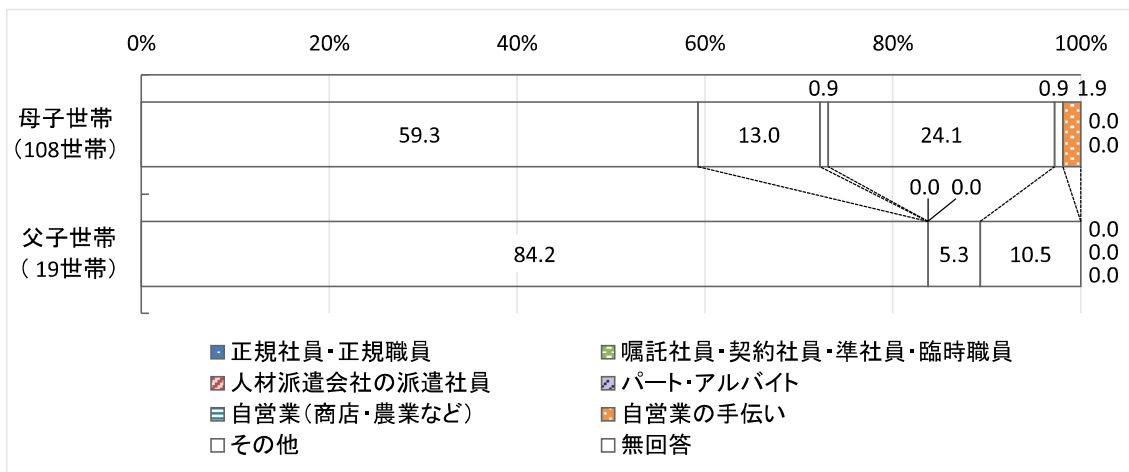
図表 10 ひとり親世帯の等価可処分所得



※ 図表 9、10 とともに収入不詳者を除く

出典：図表 9、図表10は市民アンケート

図表 11 ひとり親世帯の親の就労状況



出典：市民アンケート

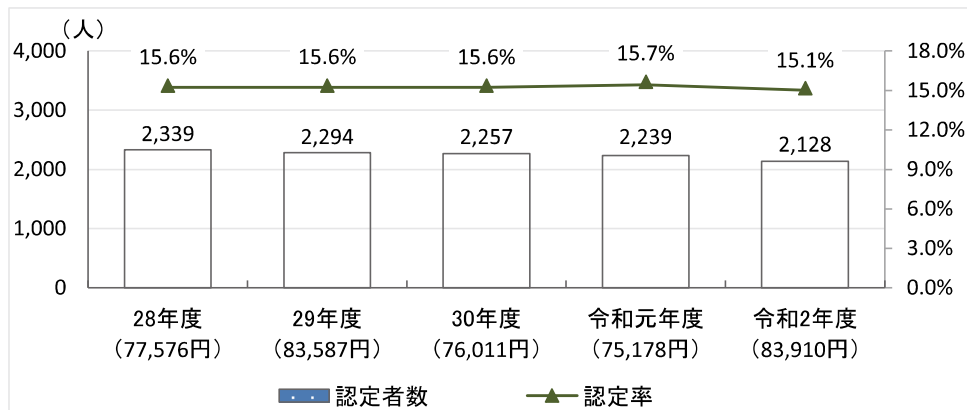
ウ 就学援助を受けている子ども

本市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助として子どもの学習に必要な費用の一部を援助しています。

(7) 小学生

小学生に対する就学援助の認定者数は令和 2 年度で 2,128 人、認定率は 15.1% となっています。認定者数と認定率はほぼ横ばいで推移していましたが、直近は下がっています。

図表 12 就学援助認定者数と認定率（小学生）

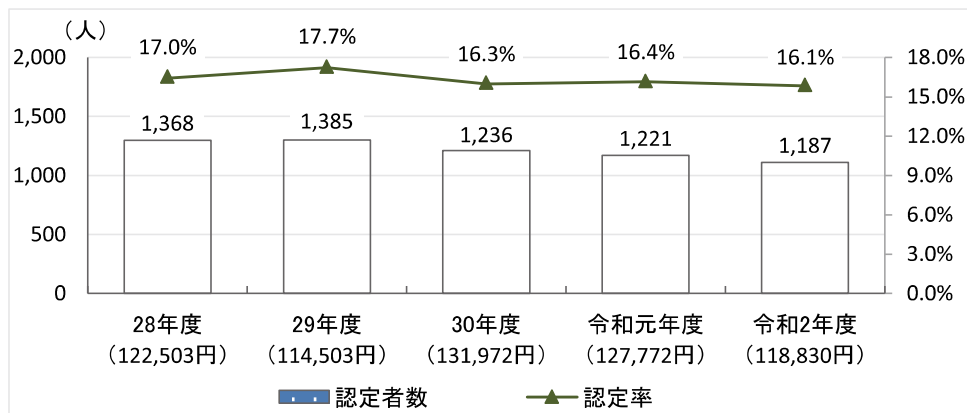


注) 年度下の括弧内の人数は、各年度の一人当たりの就学援助支給額
出典：秋田市学事課調べ

(イ) 中学生

中学生に対する就学援助の認定者数は令和2年度で1,187人、認定率は16.1%となっています。認定率は平成29年度までは17%台で推移していましたが、平成30年度以降16%台となっています。

図表 13 就学援助認定者数と認定率（中学生）



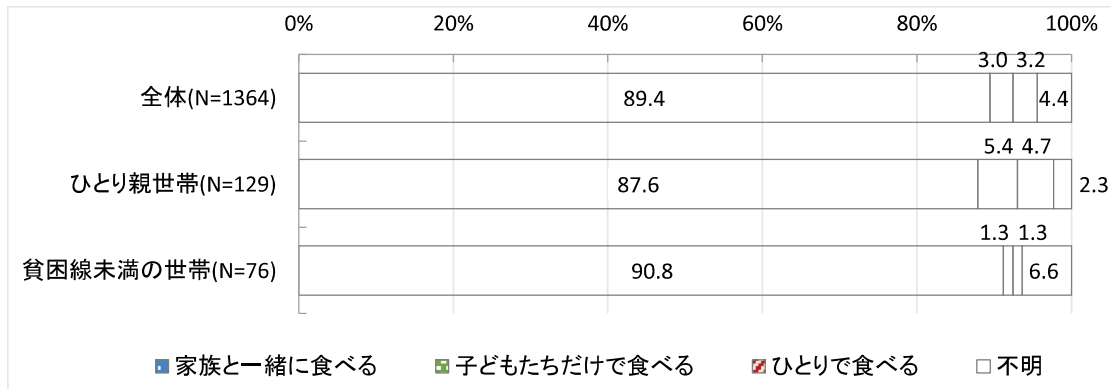
注) 年度下の括弧内の人数は、各年度の一人当たりの就学援助支給額
出典：秋田市学事課調べ

(5) 子どもの状況と課題について

ア 子どもの生活習慣

夕食を食べる際の状況をみると、ひとり親世帯において「ひとりで食べる」と回答した世帯の割合が4.7%と、全体に比べ高くなっています。

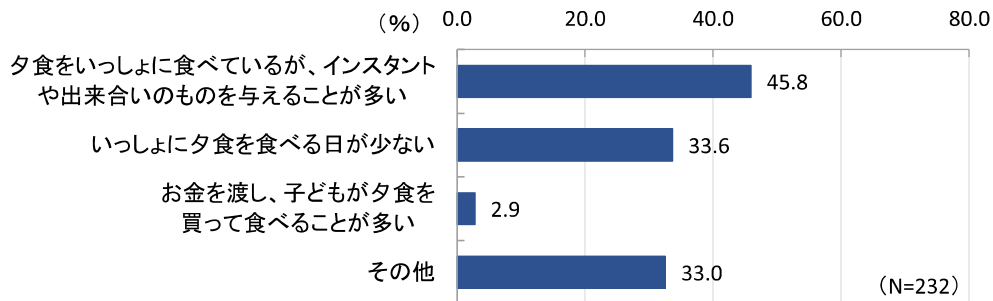
図表 14 夕食を食べる際の状況



◆ 県ひとり親アンケートより ～ 子どもの食事について ～

県ひとり親アンケートの結果をみると、「子どもの食生活が心配か」については、約3割の方が「はい」と回答しており、その方々が心配なこととしては、「夕食を一緒に食べているが、インスタントや出来合いのものを与えることが多い」が45.8%でもっとも割合が高くなっています。「いっしょに夕食を食べる日が少ない」は33.6%となっています。

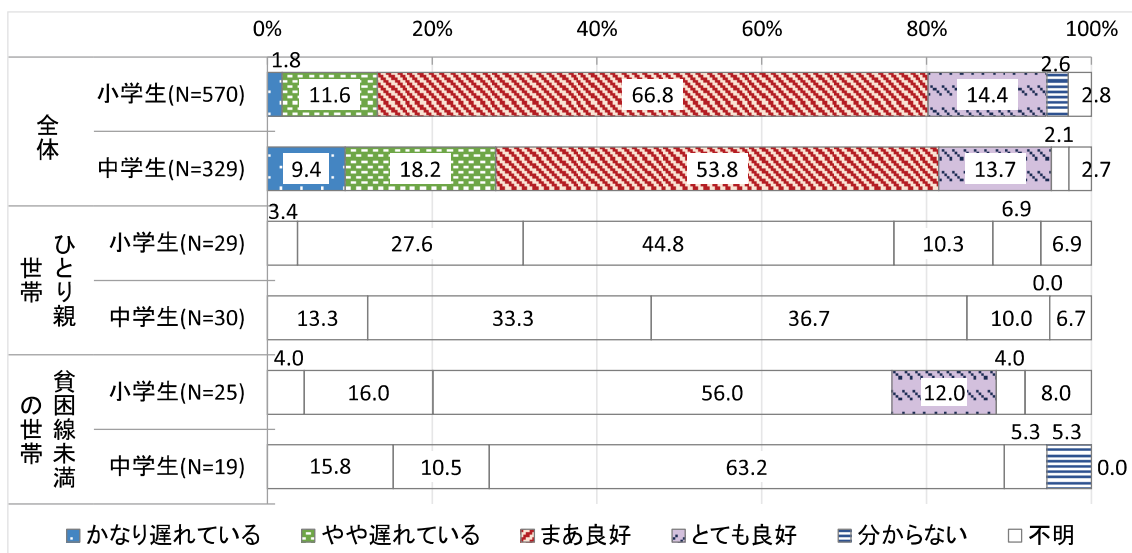
図表 ① 子どもの食生活について心配なこと ※複数回答



イ 子どもの学習の状況

勉強全般の成績が遅れていると回答した世帯の割合（「やや遅れている」と「かなり遅れている」の回答割合の合計）をみると、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯で概ね高くなっています。とりわけ中学生については、ひとり親世帯では46.6%と、全体の27.6%に比べ割合が高くなっています。

図表 15 勉強全般の成績 <小学生・中学生>



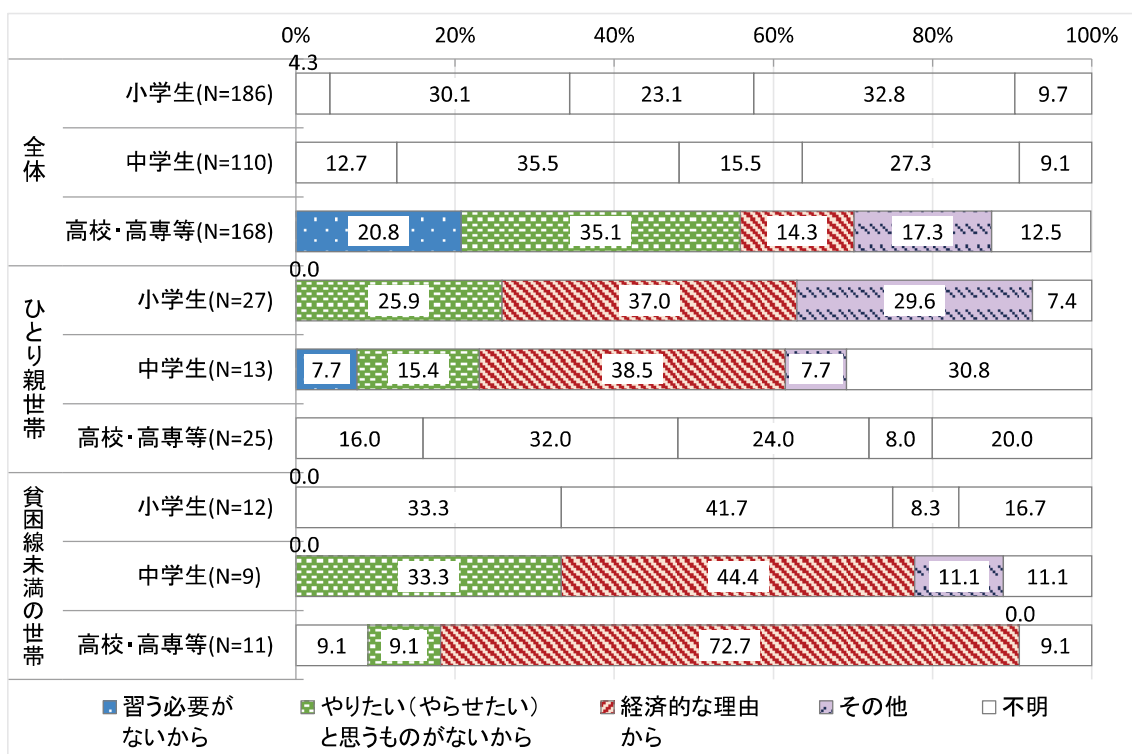
ウ 子どもの習い事の状況

市民アンケートの結果から、習い事等を「している」と回答した世帯の割合は、全体で 44.7%に対し、ひとり親世帯は 43.9%、貧困線未満の世帯は 34.5%となっています。

習い事等の内容は、「スポーツ」と回答した世帯が最も多く、「学習塾」、「英会話」などと続いています。貧困線未満の世帯では「学習塾」、「英会話」が他の世帯と比較し低くなっています。

習い事等を「していない」と、回答した場合の理由について、ひとり親世帯と貧困線未満の世帯では、「経済的な理由から」が多くなっています。とりわけ、貧困線未満の世帯では、小学校から高校・高専等にわたり、「経済的な理由」が高い回答割合となっています。

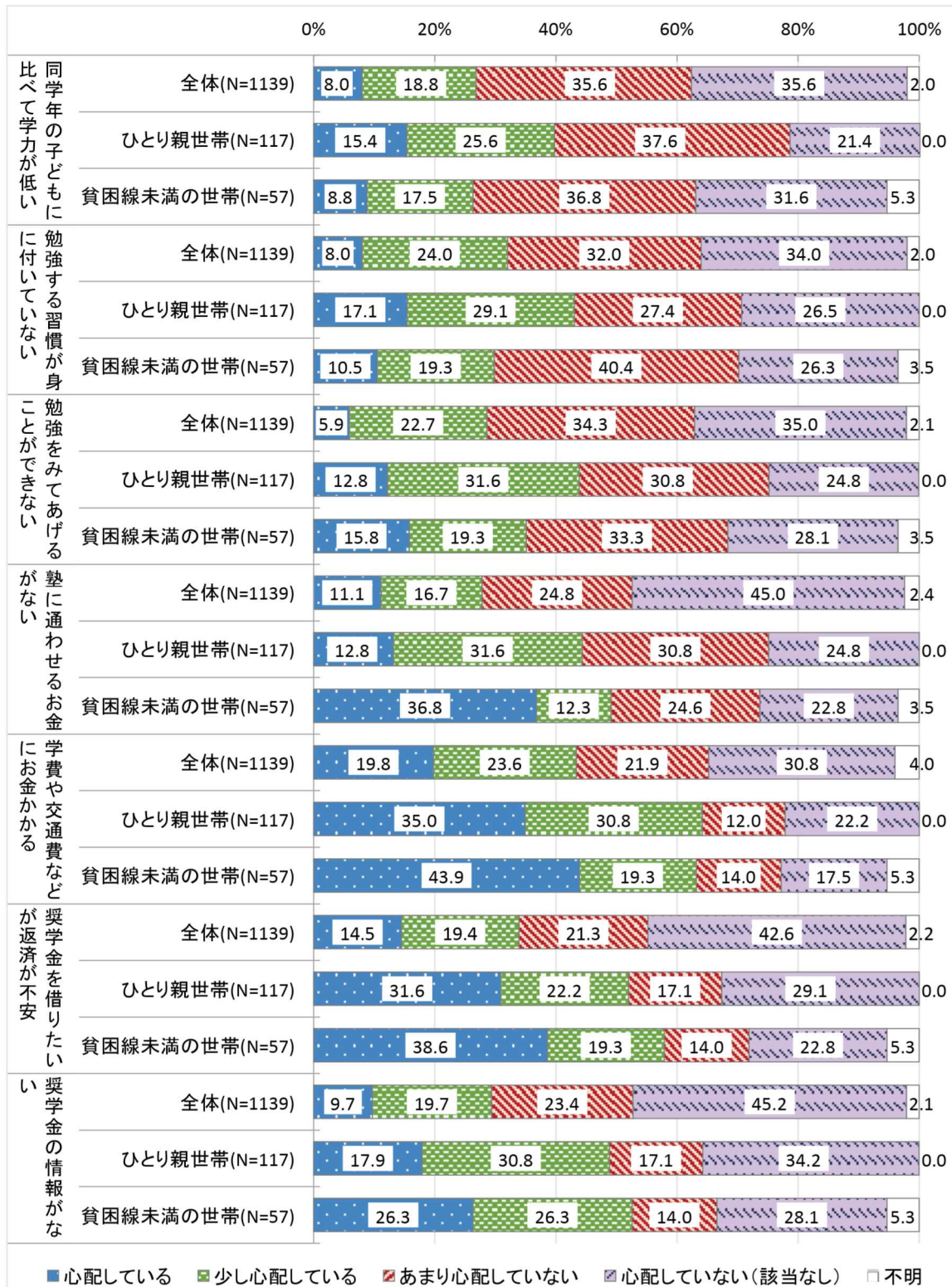
図表 16 習い事等をしていない理由 <小学生～高校生>



エ 子どもの学習や進学に関する心配

ひとり親世帯と貧困線未満の世帯では、お金に関係することがらのほか、「奨学金等の情報がない」といった点について心配していると回答した世帯の割合が比較的高くなっています。

図表 17 学習や進学に関して心配していること <小学生～大学生>

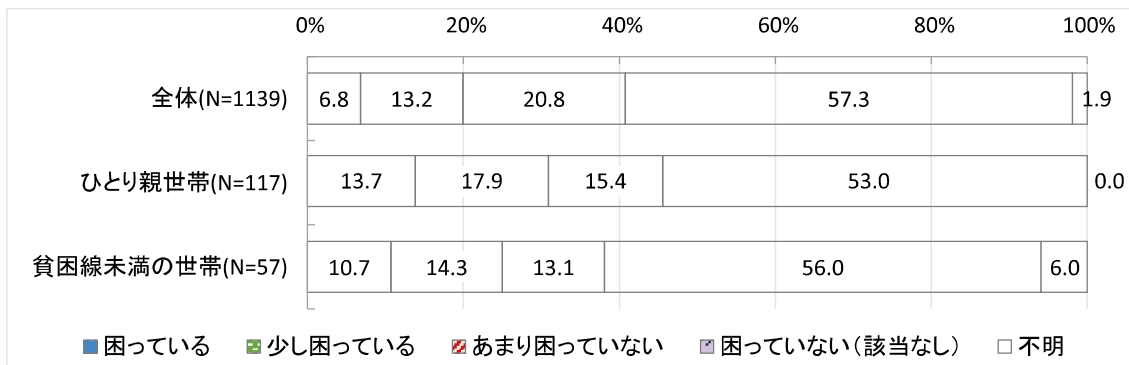


オ 部活、スポーツ少年団、塾等にかかる費用

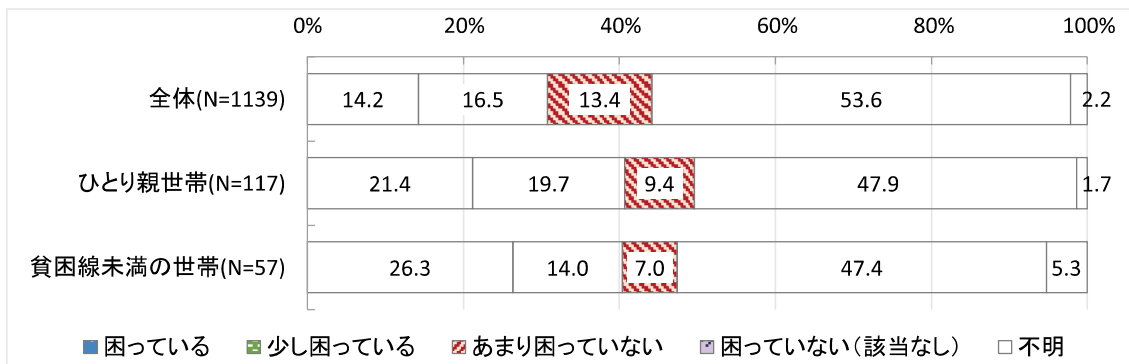
部活やスポーツ少年団にかかる費用が高いことについて「困っている」と回答した世帯の割合は、ひとり親世帯の13.7%、貧困線未満の世帯の10.7%と、全体の6.8%と比べて高くなっています。

学習塾にかかる費用について「困っている」と回答した世帯の割合は、ひとり親世帯の21.4%、貧困線未満の世帯の26.3%と、全体の14.2%と比べて高くなっています。また、習い事等についても、ひとり親世帯で13.7%、貧困線未満の世帯で17.9%と、全体の8.2%に比べて高くなっています。

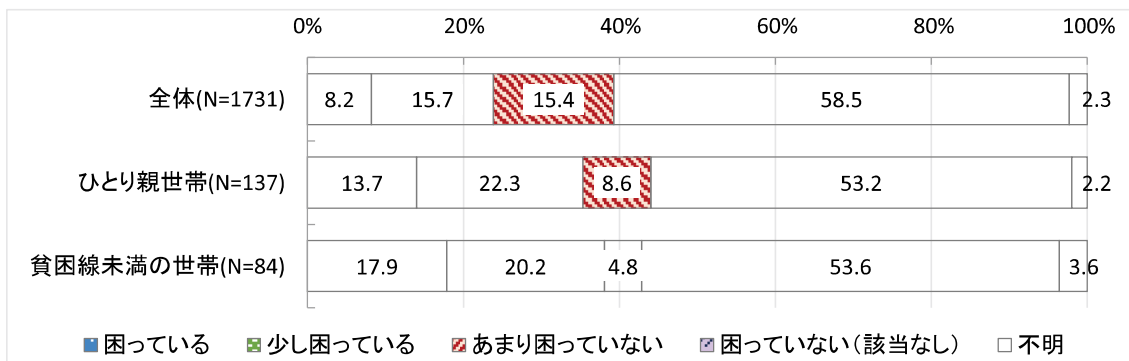
図表 18 部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い <小学生～高校生>



図表 19 学習塾にかかる費用が高い <小学生～高校生>



図表 20 習い事にかかる費用が高い <全体>

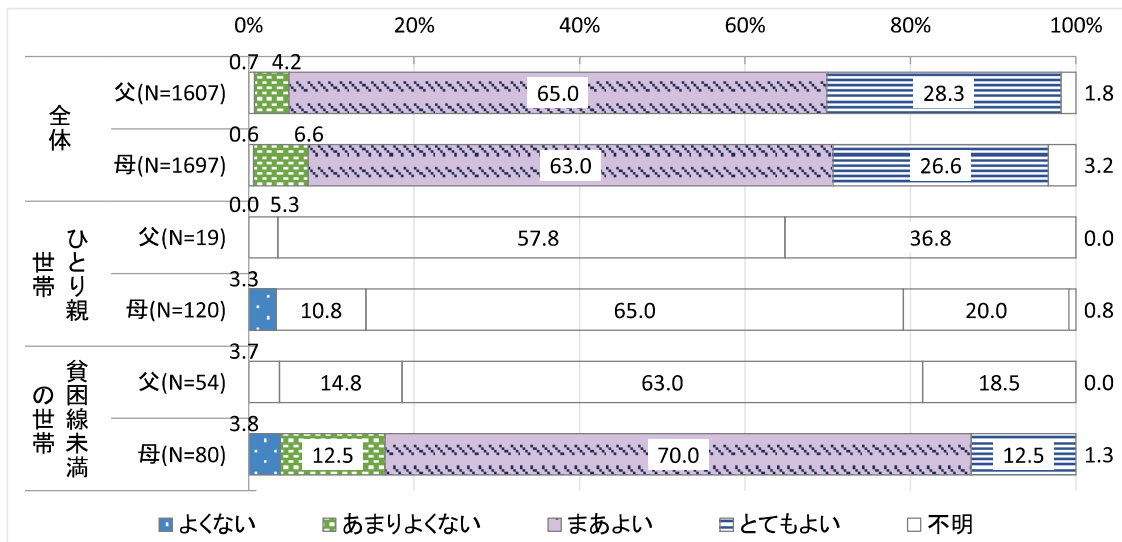


(6) 保護者の状況と課題

ア 保護者の健康状態

現在の健康状態がよくない（「あまりよくない」と「よくない」の回答割合の合計）とした保護者の割合は、ひとり親世帯では母親の 14.1%、貧困線未満の世帯では父親の 18.5%、母親の 16.3%と、全体に比べ高くなっています。

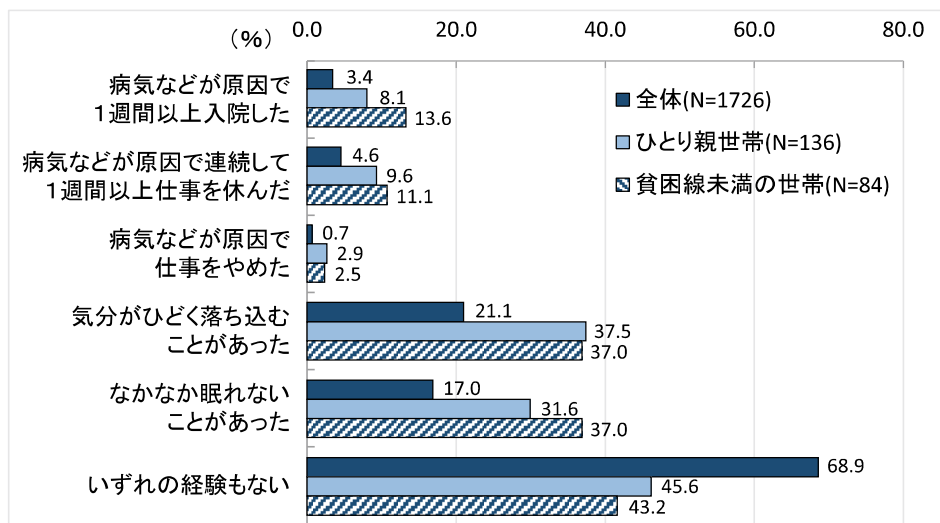
図表 21 保護者の健康状態



イ 保護者の過去1年間の病気などの状況

保護者（アンケート回答者）の過去1年間の病気などの状況については、「気分がひどく落ち込むことがあった」はひとり親世帯で 37.5%、貧困線未満の世帯で 37.0%と、全体に比べて回答割合が高くなっています。「なかなか眠れないことがあった」とする回答割合も、ひとり親世帯で 31.6%、貧困線未満の世帯で 37.0%と高くなっています。

図表 22 保護者の過去1年間の病気などの状況（あてはまるもの全て選択）

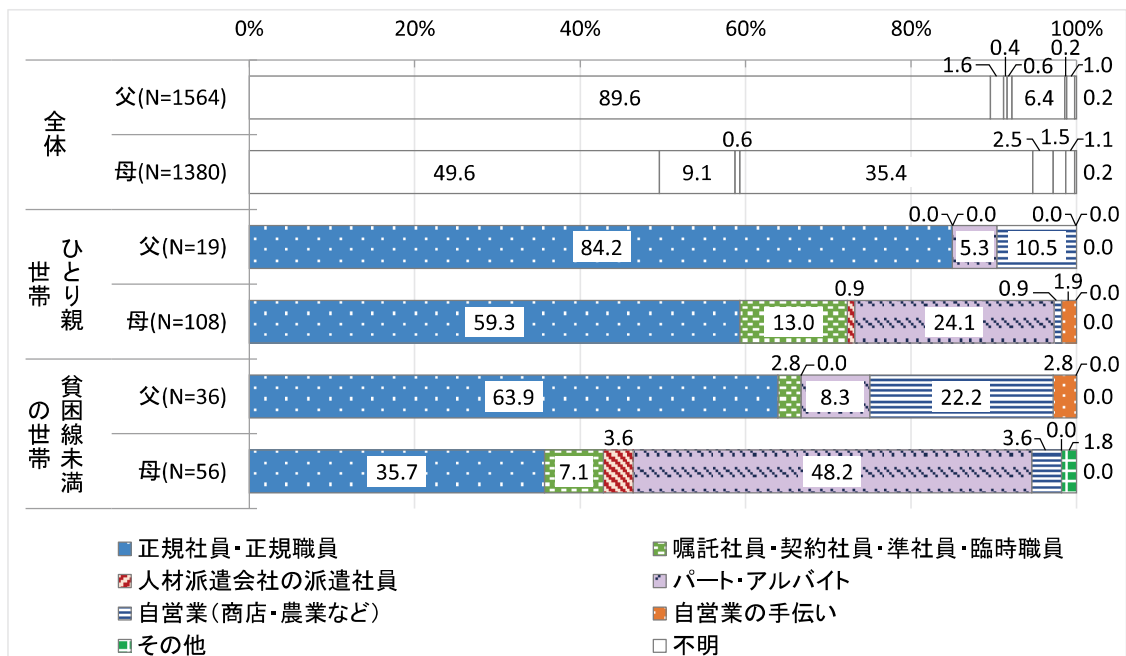


ウ 保護者の就労状況

ひとり親世帯では、父子世帯の父親が100%、母子世帯の母親が90%働いていますが、「正規社員・正規職員」として働いている人の割合は、父子世帯の父親が84.2%であるのに対し、母子世帯の母親では59.3%となっています。

貧困線未満の世帯では、父親の100%、母親の95%が就労しており、共働き世帯も多いことが推測されますが、「正規社員・正規職員」として働いている人の割合は、父親の63.9%、母親の35.7%にとどまっており、正規雇用で働く人の割合が全体に比べ低くなっています。また、父親の22.2%は自営業となっています。

図表 23 保護者の就労形態



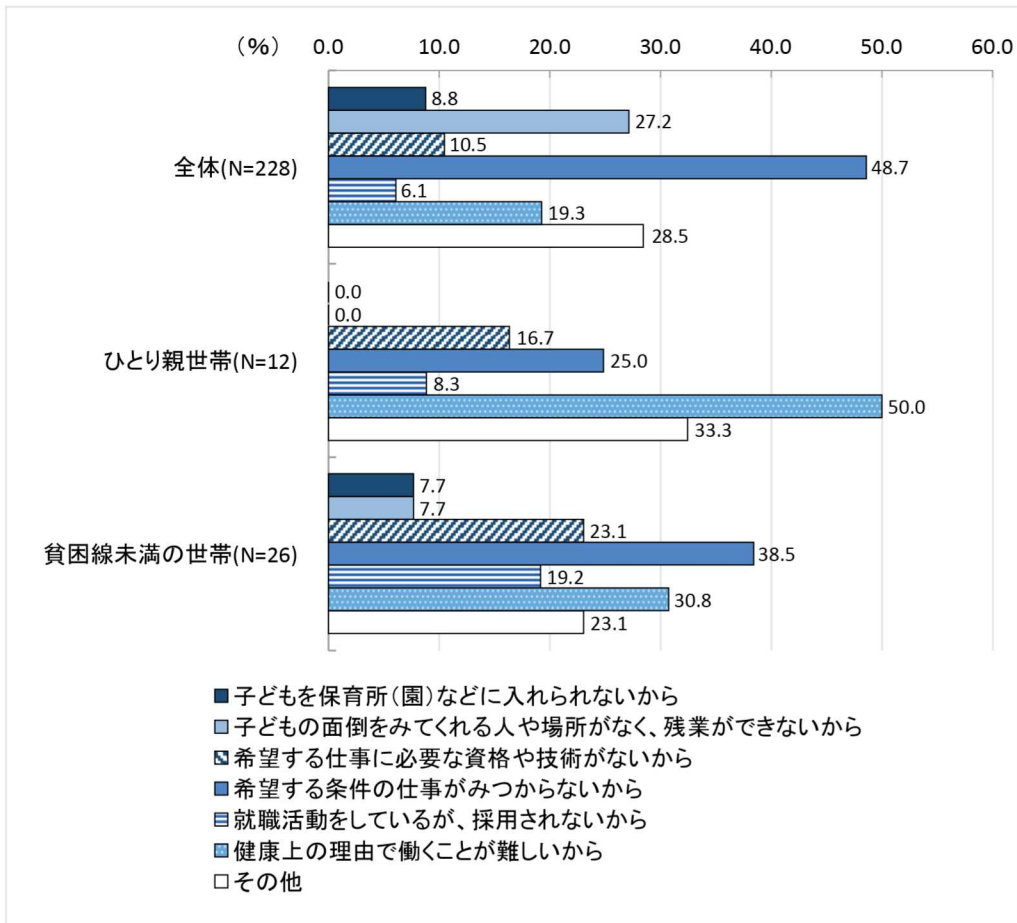
エ 保護者の働いていない理由

仕事をしていないが働きたいと考えている保護者の、働いていない理由については、全体では「希望する条件の仕事が見つからないから」と回答した人がもっとも多く、48.7%となっています。

ひとり親世帯では、「健康上の理由で働くことが難しいから」とする回答が50%と全体に比べ高くなっており、働く意思をもって就職活動をしていながらもやむを得ない状況がうかがえます。

貧困線未満の世帯では、「希望する条件の仕事が見つからないから」が、38.5%と高くなっています。

図表 24 働きたいが仕事をしていない保護者の、働いていない理由

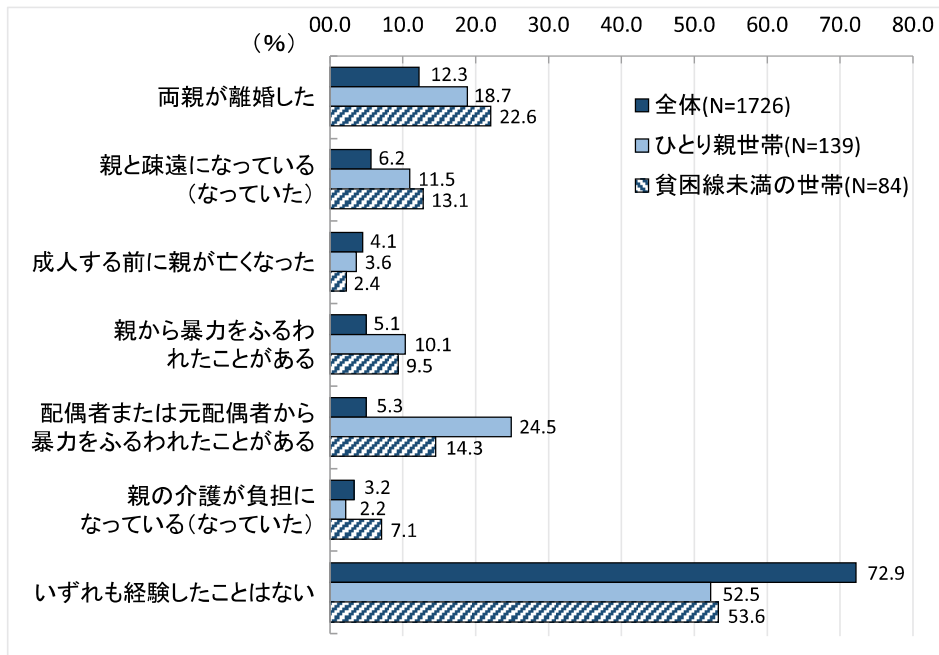


オ 保護者のこれまでの経験

保護者（アンケート回答者）がこれまでに経験したことをみると、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯では、「両親が離婚した」、「親と疎遠になっている（なっていた）」、「配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある」の回答割合が高い傾向がうかがえました。

貧困線未満の世帯においては、「親の介護が負担になっている（なっていた）」とする回答も比較的多くなっています。

図表 25 保護者がこれまでに経験したこと（あてはまるもの全て選択）

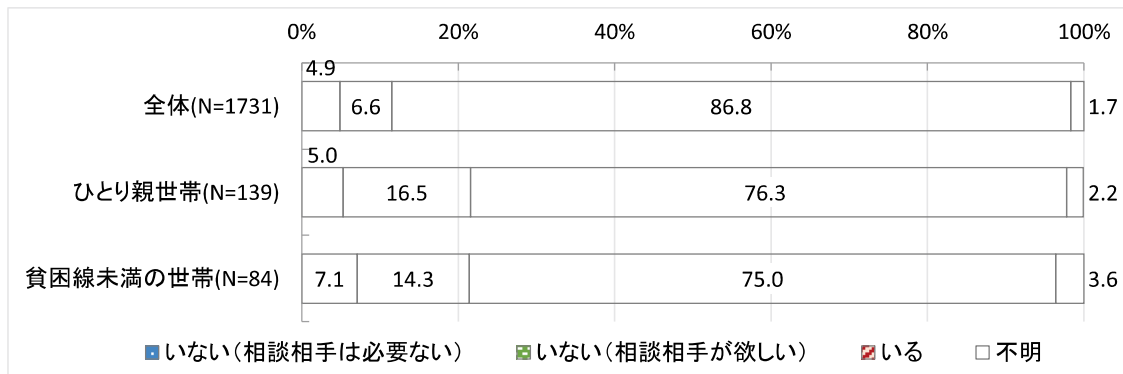


カ 保護者の相談先

保護者（アンケート回答者）に現在心おきなく相談できる相手がいるかどうかについては、世帯の状況に関わらず「いる」の回答割合がもっとも高くなっています。

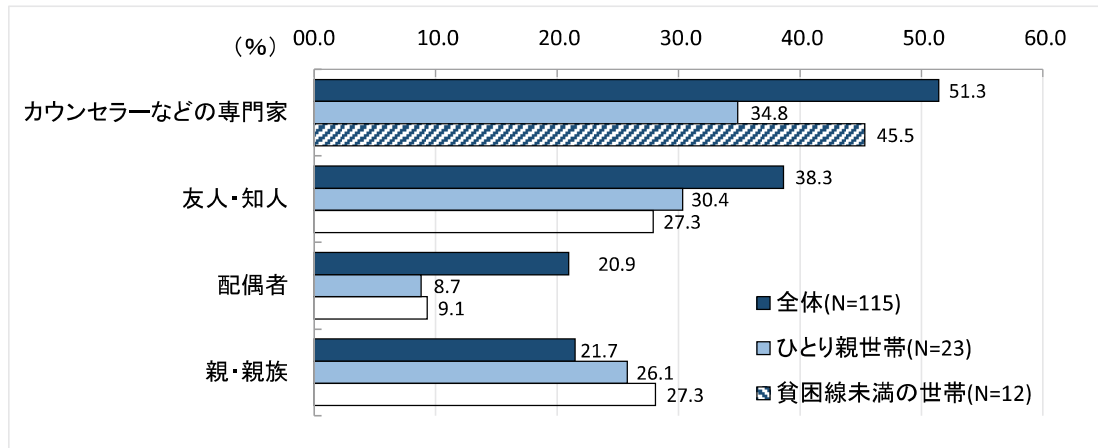
一方、「相談相手が欲しい」とする回答割合はひとり親世帯の 16.5%、貧困線未満の世帯の 14.3%となり、「相談相手は必要ない」と回答した方は、ひとり親世帯で 5.0%、貧困線未満の世帯で 7.1%となっており、回答者全体に比べてやや高くなっています。

図表 26 心おきなく相談できる相手がいるか



「相談相手が欲しい」と考えている方が相談したい相手としては、「カウンセラーなどの専門家」の回答割合がもっとも高くなっています。

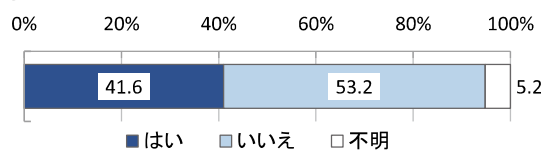
図表 27 相談相手がいない方が相談したい相手（あてはまるもの全て選択）



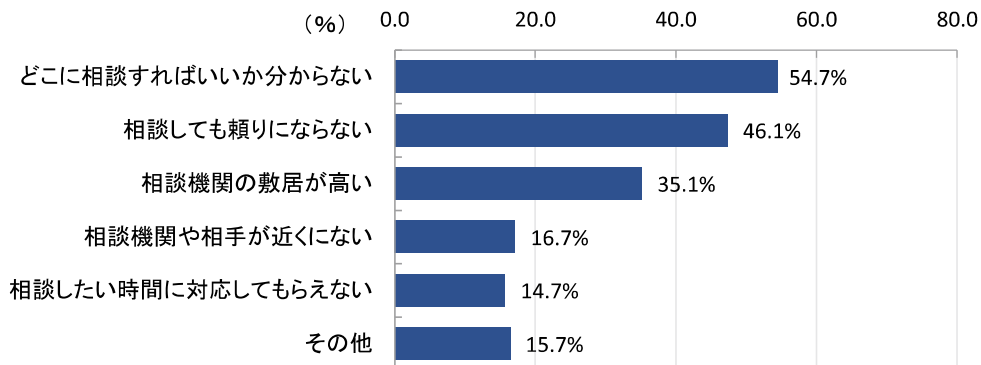
◆ 県ひとり親アンケートより ～ 相談先について ～

県ひとり親アンケートの結果をみると、「相談したいと思ってもできずにいるか」について41.6%の方が「はい」と回答しており、その方々が相談できずにいる理由としては、「どこに相談すればいいかわからない」が54.7%で、もっとも割合が高くなっています。

図表 ② 相談したいと思ってもできずにいるか



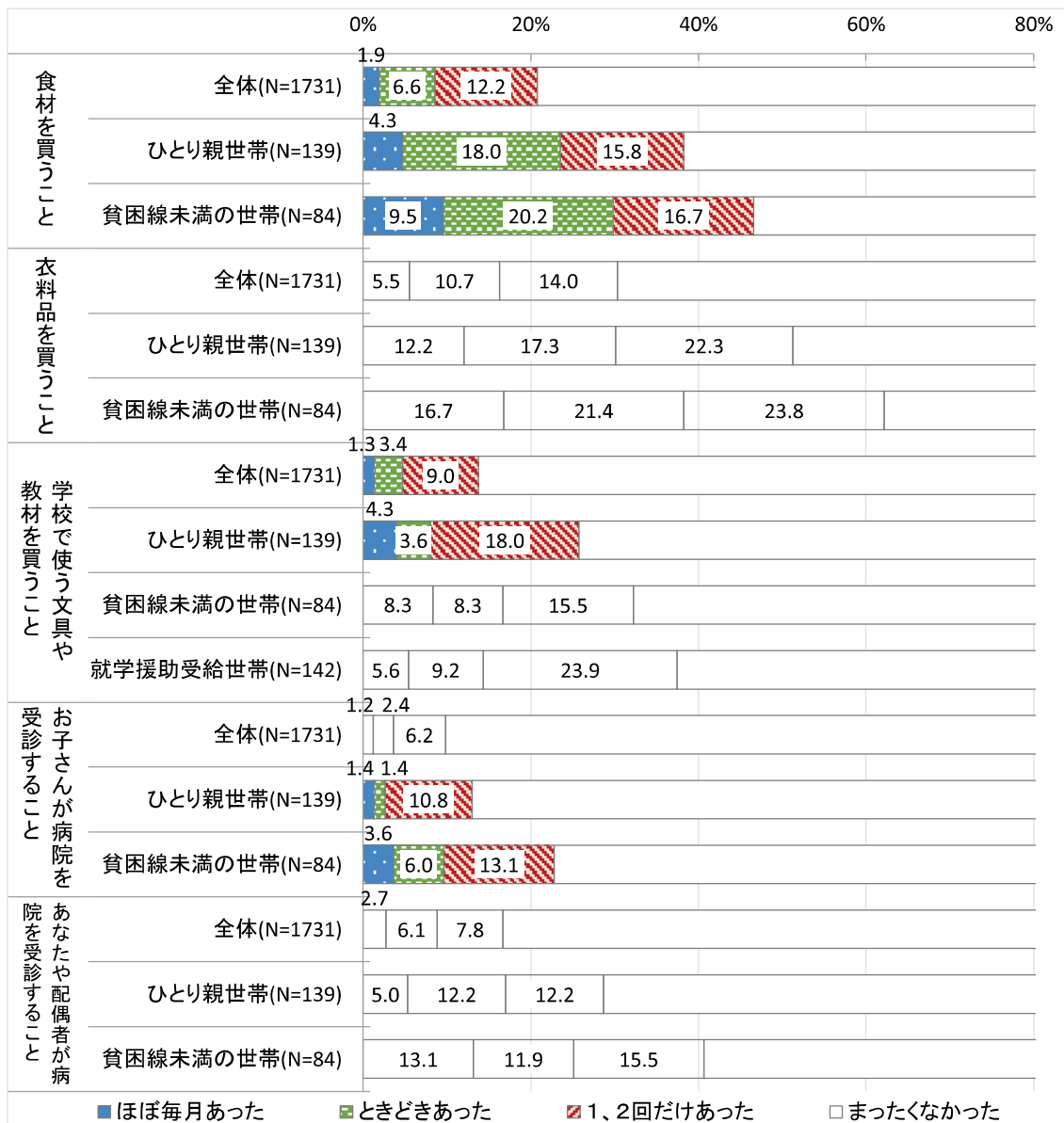
図表 ③ 相談できずにいる理由 ※複数回答



キ 必要だができなかったこと

経済的な理由によって必要だができなかったことがあったかどうかについては、「ほぼ毎月あった」と「ときどきあった」とする回答を足した割合で見ると、全体では「衣料品を買うこと」、「食材を買うこと」、「あなたや配偶者が病院を受診すること」が高くなっています。特に、「あなたや配偶者が病院を受診すること」では、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯で高い割合を示しています。

図表 28 必要だができなかったこと

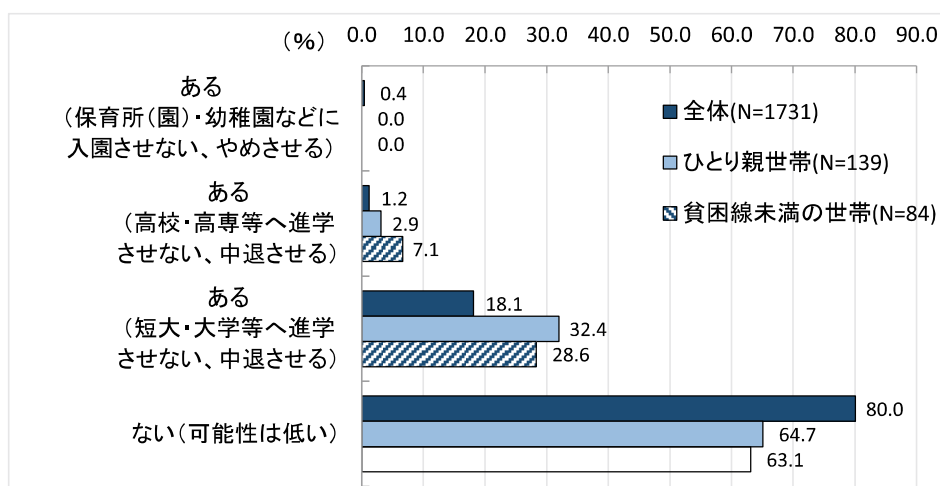


ク 経済的な事情による子どもの進学等への影響

これまでに子どもに進学をあきらめさせたり、学校を中退させたりしたことがあるかについて「ある」と回答した人の割合は、「高校・高専等へ進学させなかった、中退させた」では、ひとり親世帯の 2.9%、貧困線未満の世帯の 7.1%となっています。

今後の可能性については、「短大・大学等へ進学させない、中退させる可能性がある」と回答した人の割合はひとり親世帯、貧困線未満の世帯でともに3割程度と高くなっています。

**図表 29 今後子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性
(あてはまるもの全て選択)**



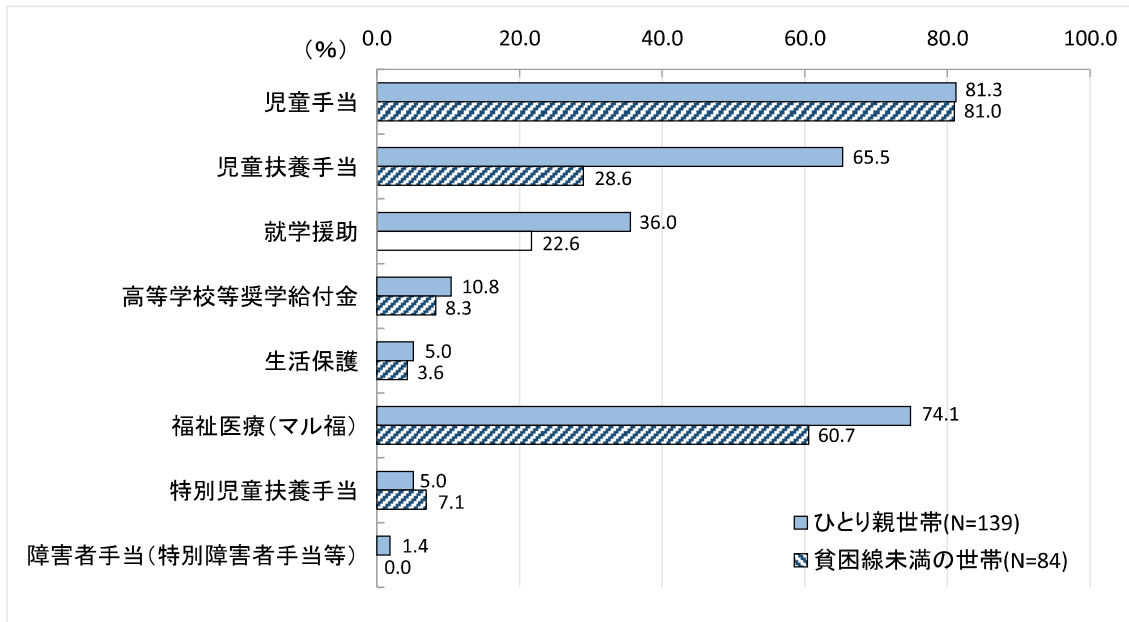
ケ 現在受けている手当てや援助等

ひとり親世帯のうち児童扶養手当⁷を受けている世帯の割合は 65.5%となっています。

生活保護を受けている世帯の割合はひとり親世帯の 5.0%、貧困線未満の世帯の 3.6%となっています。

⁷ 児童扶養手当：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭等（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。所得制限がある。

図表 30 現在受けている手当てや援助（あてはまるもの全て選択）



◆ アンケートに寄せられた「困りごと・支援して欲しいこと」

市民アンケートでは、保護者の方が困っていることや支援して欲しいことについての意見をうかがっています(自由記述式)。

子育て世帯全般を対象とした市民アンケートでは、前回調査(平成28年9月)と比較し、上位5項目のうち、4項目に変化はありませんでした。

今回調査(令和3年7月)では、児童手当の対象年齢の引き上げや所得制限、各種給付金の拡充など資金支援に関する要望が最も多く、次いで、福祉医療に関する要望、意見等となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、家計へのダメージも見受けられ、各種手当・給付金を求める声が大きくなったと思われます。

今回調査 (令和3年7月)		前回調査 (平成28年9月)	
1	児童手当、各種給付金の拡充 (対象年齢引き上げ、給付金支給など)	1	福祉医療に関する要望 (対象年齢引き上げ、所得制限廃止など)
2	大学進学にかかる費用が高いとする意見や、 奨学金に関する要望(給付型奨学金など)	2	現在負担している保育料や学費が高いという 意見
3	子どもの保育(待機児童、休日保育、病児保育、 学童保育、児童センター)に関する要望	3	大学進学にかかる費用が高いとする意見や、 奨学金に関する要望(給付型奨学金など)
4	福祉医療に関する要望 (対象年齢引き上げ、所得制限廃止など)	4	収入が少ない、働き方(休暇・勤務時間)を 変えたいという意見
5	収入が少ない、働き方(休暇・勤務時間)を 変えたいという意見	5	子どもの保育(待機児童、休日保育、病児保育、 学童保育、児童センター)に関する要望

3 支援者ヒアリングから見える状況

支援者ヒアリングでは、支援者や関係機関が各々の立場で子どもや保護者と接している中で、子どもの貧困に関連する問題・課題だと思っていることについて、ヒアリング調査を行いました。この調査により、数字に表れにくい子どもや家庭の特徴、傾向等を把握し、現状と課題を整理しました。

(1) 保護者にみられる特徴・傾向

ア 収入と就業形態

貧困の状況にある世帯では、保護者が正規雇用に従事できず所得が低くなっている傾向が見られます。その背景としては、保護者が身体的・精神的な障がいを抱えていたり、子育てとの両立が難しく好条件の職業に就けなかったりといった点が挙げられます。

特にひとり親世帯では、経済的な理由から長時間労働や夜間労働をせざるを得ないため、結果として子どもだけで夜間を過ごさせている事例がありました。また、経済的余裕がないことで精神的な余裕も失っている傾向も見られます。

イ 基本的な生活習慣

長時間労働等が原因で生活リズムが崩れてしまったり、お金の使い方の優先順位に問題があったりといったケースが見られます。また身体的・精神的にも困難を抱えている場合は、経済的に困窮するだけでなく、生活能力や育児能力も低下し、子どもに対して適切な養育が行えていない事例もあります。

ウ 支援者との繋がり

支援制度を利用することへの抵抗感を持っているため直接相談に行かず、情報収集がネットの閲覧のみで終わっている保護者がいます。また、支援が必要であるにも関わらず関係機関と関わりたくないため連絡を拒むなど、支援機関と支援者が円滑に繋がるのが難しい事例も見られます。加えて子育てについての悩みや不安があっても誰にも相談できず孤立しがちな状況も見受けられます。

エ 子どもとの関わり

保護者自身が幼少期にしつけと称した暴力を日常的に受けていたり、保護者自身が疾病・障がいを抱えていたりなど、様々な要因により子どもに

対して必要な養育ができないといったケースがあります。また子どもにも障がいがある場合、保護者の養育能力の低さも影響し、さらに子育ては困難を極めます。一方で、保護者自身に育児に関する責任感や親としての自覚が欠如していて、ネグレクトⁱとなる場合もあります。

(2) 子どもにみられる特徴・傾向

ア 障がい等

発達障がいや知的障がいを抱える子どもなど、他者との関わりが困難な子どもがみられます。発達障がいの子どもへの対応としては、専門的な知識をもつ人材の確保など、特別な支援が求められると同時に、長期の支援が必要になります。しかし、親が障がいに気付かず適切な支援が受けられなかったり、子ども自身が病院への受診を拒否するため問題が解決しなかったりといったケースが見受けられます。

イ 学習の遅れ、ひきこもり

貧困状態にある子どもは学習が遅れていたり、自己肯定感が低かったりする傾向にあります。また新型コロナウイルス感染症対策による休校を契機に学校を休みがちになるなど、ひきこもり傾向となる子どもがみられます。加えてゲームやネット、スマートフォンなどに依存し昼夜が逆転した生活を送ってしまうことで不登校になってしまう事例もありました。

ウ 進学、就職

貧困家庭の子どもの高校進学については、公立高校に比べ費用の高い私立高校や秋田市外の公立高校への進学が多い傾向があり家計への負担が増大しています。進学にかかる家計への経済的負担から、各種検定や資格取得試験を断念した子どもや希望する進路に進めない子どももいました。

また、家庭内暴力や虐待のある家庭では、子どもが十分な教育を受けさせてもらえず、中卒で就職したり高校を中退といった事例も報告されています。

(3) 関係機関の連携

関係機関との定期的な情報交換の場がないことや、担当者に面識がないことなどが課題として挙げられました。貧困の要因が多岐にわたる場合、多機関と連携しながら支援していくことが理想ですが、個人情報保護の観点から情報提供に不安があったり、相談者が複数の機関への情報提供を嫌がったりする場合があります。また、経済的な支援を求めて窓口に来た人は、総合的、長期的な支援が必要であるにもかかわらず、すぐに経済支援が受けられないとなると、その一度の来所で終わってしまうケースが多く見られます。

(4) ヤングケアラーの存在

近年ヤングケアラーの存在が注目されています。ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」（文部科学省 HP より）とされています。本市においても保護者が忙しい、育児に関心が無いなど様々な理由から、子どもに家事や兄弟の世話をさせているケースが見受けられます。また定時制・通信制に通う生徒の中には、家計を支えるためや進学費用を貯めるためにアルバイトをせざるを得ない子どももいます。さらに、家族の介護のために登校できないケースもありました。貧困状態にある世帯では、子どもがこうした状況に置かれているが、自身がヤングケアラーであるという自覚がないこともたびたび見受けられます。

(5) 新型コロナウイルスの影響について

子どもの学習面に対する懸念と、保護者らの就労に関する影響が見られました。前者に関しては、一斉休校を機に不登校となった子どもの例も多く見られ、学習の遅れも懸念されます。後者に関しては、保護者の就業時間が減らされたり、解雇されたりしたケースが見られました。また保護者に限らず飲食関係のアルバイトを雇い止めとなった高校生もいます。このような収入の減少により、経済的に困窮している家庭もあります。

i ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を含む行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

第3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理

第2章で整理したデータ等を基に、本市における子どもの貧困にかかる課題について以下のとおり整理しました。

1 相談・支援体制に関する課題

保護者が相談したいと考えていても相談できる相手がいない、家庭の抱える問題が複雑に絡み合っていてどこに相談していいか分からないなどの理由で、孤立している場合があります。また、直接相談することを避ける、インターネットでの情報収集のみで終わってしまう傾向にあるため、効果的なサポートに結びつかない場合もあります。加えて、支援する側の課題として、担当機関が互いに面識がない、それぞれの機関の支援内容や専門性について理解が十分でない点が挙げられます。

こうした課題に対応するためには、分かりやすい情報を提供するよう支援機関等のホームページやSNSを充実させたり、保護者や子どもの気持ちに配慮しながら寄り添った支援を行ったり、早期に発見できるようアウトリーチ型の取組を行う必要があります。

加えて、複雑な課題を抱える世帯に対しては、関係機関が連携し、情報共有しつつ、包括的支援を行うことも重要です。

2 生活に関する課題

様々な要因による保護者自身の養育能力の低下が課題です。仕事や家事に追われ時間に余裕がない等の理由により、保護者が子どもとのコミュニケーションを十分に取れない場合があります。こうした状況下では、生活環境を清潔に保つ等の基本的な生活習慣が身につかないほか、生活リズムが乱れがちです。さらに、子どもに勉強の習慣が身に付かなかったり、保護者がストレスから子どもに対して暴力を振るったりするなど、子どもの心身の健康や成長にも影響が生じます。

こうした課題に対応するためには、保護者の生活習慣や家計管理など基本的な能力を高めるような支援を受け、支援員から長期的な関わりを受けることなどが必要になります。また、このような世帯では、子どもの自己肯定感が低い傾向にあることから、子ども食堂の利用、体験活動などによる地域の大人との関わりを通し、多様な価値観や生き方に触れ、自己肯定感を高めるような取組が必要になります。

3 教育に関する課題

家庭の経済状況によって、高校等の進学先の選択や就職に必要な資格取得に不利な影響が生じる可能性があります。特に短大・大学等への進学については、市民アンケートからひとり親世帯で 32.4%、貧困線未満の世帯で 28.6%が進学を諦めさせる、中退させる可能性があるとして回答しています。また、学校での勉強が遅れていると心配であっても、保護者が勉強をみてあげることが難しかったり、学習塾といった学校以外での学びの機会を得られなかったりします。このように、家庭の経済状況は子どもたちの学習面に大きな影響を及ぼします。

新型コロナウイルス感染症の流行による休校を機に、不登校やひきこもりとなった子どもの例が多く見られました。また、就業時間の減少が収入の減少に直結し、経済的に困窮している家庭と、そうでない家庭の教育格差はより拡大しています。

こうした課題に対応するためには、全ての子どもたちに、学力や教育の機会を保障するよう小中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、無料の学習支援などの取組、経済的な支援として就学援助や給付型奨学金の充実が必要になります。

4 保護者の就労状況や経済的状况に関する課題

市民アンケートの結果から、ひとり親世帯の保護者の就労状況をみると、母子・父子世帯ともに多くの保護者が就労していますが、そのうち母子世帯においては正規雇用に従事していない世帯も多く、収入が少ない傾向にあります。また、母子世帯には健康上の問題が原因で、働きたいが働けず貧困の状態となっている世帯もありました。加えて、貧困線未満の世帯では、経済的な理由で病院の受診を控えたことがあるとの回答が全体より多くなっています。このように、健康上の困難と家庭の経済状況が相互に影響を及ぼし、病気を治して働きたくても病院に行けないといった悪循環が生まれてしまっているケースもあります。一方で、両親がそろっている場合でも、低賃金であったり、病気や障がい・介護などにより就労できなかつたりするために、貧困の状況にある世帯もあります。

こうした課題に対応するためには、保護者が訓練給付金を活用して資格を取得することで収入の増加を図ったり、経済的支援と並行した食料等の物的支援を充実したりする必要があります。また、近年は主に困窮世帯におけるヤングケアラーや生理の貧困に関する課題が挙げられており、これらに対する支援も必要になってきます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした「子ども・子育て未来プラン」および秋田市子ども条例¹の趣旨に基づき、未来を担う子ども・若者が夢と希望が持てる秋田市の実現を目指してまいりました。

本計画においても、子ども・子育て未来プラン等の理念を基に、未来を創る子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、豊かで幸せな社会をともに作りだすたくましさを持って成長していけるよう、社会全体で育むことを基本理念といたします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標のもと、施策の推進にあたります。

全ての子どもたちの現在および将来が、生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるよう支援し、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えます

3 基本目標の実現のために取り組む施策

施策の基本的な方向性を、次の4つとします。

なお、施策の推進にあたっては、子ども一人一人の人格を尊重し、第一に子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

第1 「困難に気づき、支援につなげる」

福祉や教育の分野をはじめとする多様な機関および地域の関係者による連携を図り、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

¹ 秋田市子ども条例：秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（平成18年条例33号）。議員発議による条例として上程され、平成18年5月5日から施行。

第2「成長を育み、切れ目なく支える」

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を身に付けることができる居場所を整備します。

第3「保育・教育の機会を確保し、環境を整える」

乳幼児期の保育・教育を保障するとともに、学齢期の子どもに対して基礎学力の育成を目指します。また、就学の継続と大学等への進学を支援します。

第4「暮らしの安定を図り、自立を促す」

現金給付や現物給付により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労および生活を支援し、貧困の状況にある家庭の自立を促進します。

4 施策の体系

基本目標	施策	取組
<p>全ての子どもたちの現在および将来が、生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるよう支援し、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもたちの育ちを支えます</p>	<p>I 困難に気づき、支援につなげる</p>	<p>①相談等による状況の把握</p> <p>②教育機関、市、地域等との連携体制の整備</p>
	<p>II 成長を育み、切れ目なく支える</p>	<p>①出産前からの切れ目のない支援</p> <p>②学齢期の子ども居場所づくり</p> <p>③子どもの生活支援</p>
	<p>III 保育・教育の機会を確保し、環境を整える</p>	<p>①保育の確保</p> <p>②幼児教育の質の向上</p> <p>③基礎学力の育成</p> <p>④就学支援</p>
	<p>IV 暮らしの安定を図り、自立を促す</p>	<p>①経済的支援等による暮らしの支援</p> <p>②保護者の就労支援</p> <p>③保護者の生活支援</p>

第5章 具体的な取組

1 困難に気づき、支援につなげる

(1) 相談等による状況の把握

子どもやその保護者が社会において孤立に陥ることを防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう、早期に困難な状況を把握できるような相談対応の充実を図ります。

事業名称	事業内容	担当課
児童家庭相談、女性相談	子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。更に、女性に関する相談に応じ、自ら問題を解決できるように支援する。また、児童虐待の早期発見、早期対応等、適切な援助を実施する	子ども未来センター
家庭教育相談事業	電話・面接相談や、保育所・幼稚園等への訪問相談を行うとともに、子育てに役立つリーフレットを作成し、配布する	生涯学習室
障がい者相談員の設置	地域において障がい者や保護者からの相談に応じ、「身体障害者相談員」および「知的障害者相談員」を委嘱し、必要な指導・助言を行う	障がい福祉課
基幹相談支援センターの設置	社会福祉士や精神保健福祉士など、専門的な知識や能力を有する職員を配置し困難ケース等へ対応する	障がい福祉課
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者およびその関係者からの相談に応じ、支援プランを作成して伴走型の支援を行う	福祉総務課

(2) 教育機関、市、地域等との連携体制の整備

子どもの生活における様々な接点や関わりの中で、子どもの抱える問題に気づき、適切な支援につなげていくために、児童福祉関係、母子保健関係、教育委員会等の関係機関および地域における関係団体等が連携する体制の整備を行います。

事業名称	事業内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業	中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ子どもや保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う	学校教育課
子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (要保護児童対策地域協議会)	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を整備する	子ども未来センター

2 成長を育み、切れ目なく支える

(1) 出産前からの切れ目のない支援

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
妊娠期からの相談支援事業 (秋田市版ネウボラ)	妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター(助産師)が妊婦と面接を行い個々の状況を把握し、相談支援を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う	子ども健康課
助産制度	保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊産婦を援助する	子ども総務課
産前・産後サポート事業	妊産婦への知識提供、個別相談および参加者同士の交流を図る	子ども健康課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う	子ども健康課
乳幼児健康診査	乳児(4ヶ月児、7ヶ月児、10ヶ月児)、幼児(1歳6ヶ月児、3歳児)を対象に健康診査および保健指導を行う	子ども健康課
育児相談	乳幼児およびその保護者を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談に応じる	子ども健康課
母子の訪問指導	支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う	子ども健康課
幼児発達支援事業	幼稚園や保育所等を通して4歳児の保護者へ幼児発達記録票「キッズ・ステップノート」を配布し、行動発達面の気づきを促す。支援が必要な幼児等に対し、発達相談、出張相談を行う	子ども健康課
幼児歯科健康診査	1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児の歯科健康診査および保健指導を行う	子ども健康課
経過観察クリニック	1歳6ヶ月健診等で精神行動発達で経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う	子ども健康課
就学時健康診断	就学時健康診断を実施し、疾病を有する就学予定者の保護者に対し、入学までに必要な治療を行うよう勧告する。また、学校生活に支障となる疾病を有する、または疑いのある時は、就学相談・就学指導を実施する	学事課
定期健康診断 (定期歯科検診)	児童生徒の歯・口腔内の状態を把握し、疾病の早期発見・治療を促し、歯科保健指導の充実のため、学校歯科医による健診を行う	学事課

(2) 学齢期の子どもの居場所づくり

子どもたちが地域や社会との関わりの中で様々な経験を積みたくましく成長していけるよう、子どもの居場所づくりに関する支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る	子ども育成課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う	子ども総務課
病児保育事業	病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する	子ども育成課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行う	子ども未来センター
放課後子ども教室推進事業	児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する	子ども育成課

(3) 子どもの生活支援

家庭や地域、福祉、教育分野等と連携し、望ましい食習慣や生活習慣の形成などにより子どもの健やかな発育・発達および健康の維持・増進を図るための支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課
学校等における食育の推進	学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、食育に関する教職員の資質向上にかかる教職員研修会の充実を図る。また、保護者対象の給食試食会や給食だよりなどを通して、望ましい食生活についての知識の普及・啓発を行う	学校教育課
【再掲】乳幼児健康診査	乳児(4ヶ月児、7ヶ月児、10ヶ月児)、幼児(1歳6ヶ月児、3歳児)を対象に健康診査および保健指導を行う	子ども健康課
むし歯予防教室	幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う	子ども健康課
【再掲】育児相談	乳幼児およびその保護者を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談に応じる	子ども健康課
保育所の給食を通じた食育支援	保育所の給食を通して、子どもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できる子どもを育成する	子ども育成課
若年者就業支援事業	高校生を対象に早期離職の抑制や職業観を醸成するための就職支援講座を実施する	企業立地雇用課
障がい者の職場実習の受け入れ	特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行う	障がい福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [就職支度資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、就職支度資金等を貸し付ける	子ども総務課

3 保育・教育の機会を確保し、環境を整える

(1) 保育の確保

就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するとともに、適切な養育の支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
休日保育事業	保育所の休日保育の実施を促進する	子ども育成課
延長保育事業	通常保育を延長して保育を行う	子ども育成課
【再掲】子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う	子ども総務課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが困難になった子どもを、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う	子ども育成課
保育士人材確保推進事業	保育士・保育所支援センターにおいて就職支援コーディネーターが保育士に求人情報の提供や相談会等の開催等により、潜在保育士の就労を支援する	子ども育成課
【再掲】病児保育事業	病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する	子ども育成課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行う	子ども未来センター

(2) 幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育・保育を提供することにより、学齢期以降の学習習慣の基盤をつくり健やかに成長できるよう支援します。

事業名称	事業内容	担当課
保育所における教育の充実	保育所保育に「養護」と「教育」が一体となった保育の内容を盛り込み、実践する	子ども育成課
幼保小連携研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	幼稚園教諭、保育士、小学校教員を対象として実施する幼保小推進研修会の内容の充実を図るとともに、幼児と小学生の交流機会の充実を図る	学校教育課
保育士サポート研修	関係機関との連携のもとに、公立・私立保育所の保育士を対象として、障がい児の保育等個別ケースについて研究、講演会、施設見学、協議などの研修を行う	子ども育成課

(3) 基礎学力の育成

家庭環境に左右されず学校に通う子どもの学力が保障されるよう、子どもの基礎学力の育成を図るための支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校訪問等を通して、学習指導の重点事項の周知や助言を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る	学校教育課
適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業	適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒およびその保護者に対する支援を行う	学校教育課
子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）	生活困窮世帯に属する子どもを対象に、学習支援によって進学を支援する	福祉総務課

(4) 就学支援

義務教育段階の就学援助や高等教育の機会を保障するような就学支援を行い、進学しやすい環境を整備するなど、就学継続を支援します。

事業名称	事業内容	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [就学支度資金、修学資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
小・中学校就学奨励事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う	学事課
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校行事等支援サポーター、学級生活支援サポーター、日本語指導支援サポーターを派遣する	学校教育課
修学一時資金緊急支援金交付事業	秋田市に居住する者又はその子弟が大学等に入学する際に、県社会福祉協議会の生活福祉資金修学支度費又は母子父子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を利用している世帯へ、10万円を上限として給付を行う	福祉総務課
フレッシュフレンド派遣	不登校および不登校傾向の児童生徒に対して、大学生を家庭に派遣し、交流や相談活動を行うとともに、学校生活に復帰できるよう支援・援助する	学校教育課

4 暮らしの安定を図り、自立を促す

(1) 経済的支援等による暮らしの支援

生活基盤を支えるため、現金給付等による経済的支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
生活保護	困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもの。保護には生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助など8種類の扶助がある	保護第一課・保護第二課
児童手当支給事業	児童を養育するものに対して、児童手当を支給する	子ども総務課
児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭、もしくは父又は母が障がい者である場合の児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の向上を図る	子ども総務課
特別児童扶養手当支給事業	身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育する人に対し、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉向上を図る	障がい福祉課
障害児福祉手当支給事業	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、障害児福祉手当を支給し児童の福祉の向上を図る	障がい福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
福祉医療費給付制度	乳幼児、小・中学生、ひとり親および障がい児(者)に係る医療費の自己負担分を助成する	子ども総務課 障がい福祉課
すこやか子育て支援事業	特定教育・保育施設等を利用する子どもの保護者に対し、所得等に応じ、保育料および副食費の助成を行う	子ども育成課
第1子保育料無償化事業	保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する	子ども育成課
第2子以降保育料無償化等事業	保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する	子ども育成課
認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料階層に応じて助成する	子ども育成課
幼稚園副食費補足給付事業	新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯を対象に保護者が支払うべき食事(副食に限る)の提供に要する費用を補助する	子ども育成課

(2) 保護者の就労支援

貧困の状況にある世帯の生活の自立に向けて、保護者の就労に向けた資格取得や就職活動を支援します。

事業名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭自立支援事業	就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業、高卒認定試験合格を目指す方の受験対策講座費用を補助する高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する	子ども総務課
【再掲】母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [就職支度資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、就職支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [技能習得資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、技能習得資金等を貸し付ける	子ども総務課
【再掲】母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課
アンダー40正社員化促進事業	40歳未満の非正規雇用者を正社員に転換した企業に対して補助する	企業立地雇用課

(3) 保護者の生活支援

生活の環境整備を図るため、訪問等による生活相談や家計指導、居住の安定のための住宅支援などを行います。

事業名称	事業内容	担当課
【再掲】妊娠期からの相談支援事業 (秋田市版ネウポラ)	妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター(助産師)が妊婦と面接を行い個々の状況を把握し、相談支援を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う	子ども健康課
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う	子ども健康課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する	子ども未来センター
【再掲】経過観察クリニック	1歳6か月健診等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う	子ども健康課
精神保健福祉相談	精神科医が、医療的な観点から心の問題を抱えている本人や関係者等の相談に対応する	健康管理課
こころのケア相談	臨床心理士が、心の問題を抱えている相談者自身が問題解決できるように支援する	健康管理課
保健師等によるこころの相談	保健師等が、精神疾患に関する問題を抱えている本人や関係者等の相談および市民の心の健康づくり全般について対応する	健康管理課
心のふれあい相談会	不登校および不登校傾向の児童生徒の自立と支援を図るために、保護者等の座談会や、臨床心理士による個別相談を実施する	学校教育課
【再掲】母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課
市営住宅優先入居制度	配偶者のいない母または父世帯や多子世帯などが入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する	住宅整備課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [住宅資金、転宅資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、住宅資金・転宅資金を貸し付ける	子ども総務課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁外の支援団体等との連携

平成30年度から、「秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議」を設置し、庁外の支援団体や関係機関などと、子どもの貧困対策に関する効果的な支援のあり方の検討や、優れた実践例など参考となる情報の共有など、子どもの貧困対策の取組を継続的に推進します。

(2) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は多面的な課題を抱えており、包括的な対応が必要となることから、教育、福祉、子ども関係等の多様な分野の関係課所室が連携し、協力しながら施策に取り組むことが重要であるため、平成28年度から庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策庁内連絡会」を開催しています。

2 計画の推進状況の評価

重点施策における目標達成状況を把握し、これまでの計画の進捗状況や施策の課題を明確化することで、計画後半の着実な推進を図るために、令和元年度に中間検証を実施しました。その結果としては、計画の目標値に対して5事業がA評価となるなど一定の効果があつたものと考えております。

第2期計画を推進するにあたっては、1の会議において事業の課題等を検証するとともに、計画のPDCAサイクルによる点検評価を実施し、必要に応じて今後の施策へ反映していきます。

3 計画の目標値

I 困難に気づき、支援につなげる

事業名	担当課	目標指標		
1 児童家庭相談、女性相談 (事業目標) 児童家庭相談窓口の周知に努め、適切に対応することにより子どもの健やかな育成を支援する。女性相談の充実に努め、子育て力の向上を図る。	子ども未来センター	相談件数		
(事業概要) 子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。また、女性に関する相談に応じ、自ら問題を解決できるように支援する。		現状(H31実績) 9,822件	目標(R8年度) 4,164件	
2 生活困窮者自立相談支援事業 (事業目標) 生活困窮者の自立と尊厳を確保する。	福祉総務課	①新規相談件数 ②プラン作成件数		
(事業概要) 生活困窮者の抱える課題をアセスメントし、把握したニーズに応じたプランを策定、関係機関と連携してプランに基づく包括的な支援を行い、困窮状態からの自立を支援する。		H31年度 実績 ①407件 ②105件	R2年度 実績 ①831件 ②83件	R4年度 目標 ①450件 ②120件

II 成長を育み、切れ目なく支える

事業名	担当課	目標指標		
1 放課後児童健全育成事業 (事業目標) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	子ども育成課	利用児童数		
(事業概要) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。		現状(H31実績) 1,722人	目標(R6年度) 2,547人	
2 ファミリー・サポート・センター事業 (事業目標) 保護者が働きながらより安心して子育てができるよう支援する。	子ども未来センター	延べ利用人数		
(事業概要) 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行う。		現状(H31実績) 2,042人	目標(R8年度) 2,906人	

Ⅲ 保育・教育の機会を確保し、環境を整える

事業名		担当課	目標指標	
1 子どもの学習・生活支援事業		福祉総務課	進学率	
(事業目標) 生活困窮世帯の子どもに対する学習および生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止する。				
(事業概要) 高校進学を支援するため、市内各所で学力向上のための指導を行うほか、進学等に関する助言を行う。			現状(H31実績) 100%	目標(R8年度) 100%
2 小・中学校就学奨励事業		学事課	就学援助制度に関する周知状況	
(事業目標) 就学困難な児童生徒の保護者へ必要な支援を行うことにより、すべての学齢児童生徒に対し義務教育を保障する。				
(事業概要) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒(特別支援学級に通学する児童生徒含む)の保護者に対し、必要な援助を行う。			現状(H31実績) 100%	目標(R8年度) 100%

Ⅳ 暮らしの安定を図り、自立を促す

事業名		担当課	目標指標	
1 ひとり親家庭自立支援事業		子ども総務課	①就業支援講習会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金受給者数 ③高等職業訓練促進給付金受給者数	
(事業目標) ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため総合的な自立支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を図る。				
(事業概要) 就業・就職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施する。			現状(H31実績) ① 24人 ② 10人 ③ 7人	目標(R8年度) ① 24人 ② 8人 ③ 7人
2 市営住宅優先入居制度		住宅整備課	子育て世帯向け住戸の整備戸数	
(事業目標) 市営住宅の入居にあたり、子育て世帯が入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。				
(事業概要) 母子世帯や多子世帯に対する抽選倍率の優遇や、子育て世帯に対する戸数枠設定など、優遇措置制度を導入する。			現状(H31実績) 40戸	目標(R8年度) 40戸(累計)

資料編

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他

の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援

助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども

及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

(令和元年 11 月 29 日 閣議決定)

第 1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成 25 年 6 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年 6 月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

(新たな大綱案作成の経緯)

政府は、平成 30 年 11 月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計 6 回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年 8 月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

(新たな大綱の策定の目的)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、

居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話を追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、

苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地

方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門

や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。
(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等につ

いて高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

（５）特に配慮を要する子供への支援

（児童養護施設等の子供への学習・進学支援）

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・

大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

(6) 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた

各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

(7) 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

(生活困窮世帯等への学習支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(8) その他の教育支援

(学生支援ネットワークの構築)

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の

活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援セ

ンターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

(2) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。

また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の育児負担の軽減)

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子

供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・

就学のための取組の充実を図る。

(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

(退所等後の相談支援)

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

(7) 支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

(社会的養護の体制整備)

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

(市町村等の体制強化)

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知

する。

(相談職員の資質向上)

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

(2) ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の

各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。
(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの

強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数の年3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。
(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体を実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に

基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

3 計画策定経過

日付	経過
令和2年11月19日	令和2年度第1回秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議 ○第2期秋田市子どもの未来応援計画（以下、計画）策定の説明
令和3年 2月 2日	令和2年度第2回秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議（文書） ○計画の概要について
令和3年 5月25日	令和3年度第1回秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議（文書） ○計画策定に係る委員の役割、アンケート調査について
令和3年 5月28日	令和3年度第1回秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会（文書） ○計画策定に係る委員の役割、アンケート調査について
令和3年 6月18日	市議会厚生委員会 ○計画の策定について
令和3年 7月 8日	子どもがいる世帯の生活状況に関する実態調査を実施（7月30日まで）
令和3年 9月 8日	令和3年度第2回秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議（文書） ○アンケート調査結果、計画骨子について
令和3年 9月 9日	令和3年度第2回子どもの貧困対策庁内連絡会（文書） ○アンケート調査結果、計画骨子について
令和3年12月 3日	令和3年度第3回秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会 ○計画素案について
令和3年12月14日	市議会厚生委員会 ○計画素案について
令和3年12月21日	パブリックコメント（1月18日まで）
令和3年12月23日	令和3年度第3回秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議 ○計画素案について
令和4年 3月14日	市議会厚生委員会 ○計画原案について

4 秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議委員

氏名	所属団体等	分野	役職
澤口 勇人	秋田市保育協議会	保育	会長
千葉 圭子	小学校校長会	教育機関	校長
三浦 直樹	中学校校長会	教育機関	校長
後藤 武之	秋田県立秋田明德館高等学校	教育機関	校長
小野寺 恵子	社会福祉法人感恩講児童保育院	児童養護施設	院長
伊藤 幸喜	秋田県中央児童相談所	養育支援	所長
相場 利治	秋田市民生児童委員協議会	地域福祉	児童環境 部会長
山口 武秀	秋田県ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	ひとり親支援	所長
伊藤 栄二	秋田県教育庁中央教育事務所	相談支援	スクール ソーシャル ワーカー
松岡 勇人	秋田公共職業安定所	就労支援	所長
後藤 節子	NPO法人あきた子どもネット	民間支援活動	代表
瀬尾 知子	秋田大学教育文化学部	学識経験者	准教授
奈良 美奈子	秋田市福祉保健部	市関係部局	次長
鈴木 太	秋田市教育委員会	市関係部局	次長
夏井 保	秋田市子ども未来部	市関係部局	次長

5 秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議設置要綱

平成 30 年 3 月 28 日
市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する情報の収集および共有に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策の推進に係る施策の方向性の検討に関すること。
- (3) 秋田市子どもの未来応援計画策定の支援に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉保健部次長、子ども未来部次長および教育次長（2 人以上ある場合にあっては、いずれか 1 人）の職にある者をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(秘密保持)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第 6 条 会議に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長および副委員長を互選する会議は、市長がこれを招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部子ども総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号。以下「法」という。)
第2条に規定する基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 子どもの貧困対策に係る連絡調整および情報交換に関すること。
- (2) 法第4条の規定による子どもの貧困対策に係る施策の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 子ども未来部次長

副委員長 子ども未来部子ども総務課長

委員 福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部保護第一課長、福祉保健部保護第二課長、
子ども未来部子ども育成課長、子ども未来部子ども健康課長、子ども未来部子ども未来センター所長、教育委員会事務局学事課長、教育委員会事務局学校教育課長

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、連絡会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 子どもの貧困に関する実態を把握するため、連絡会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、副委員長および委員の属する課所室の職員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、作業部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、子ども総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

7 子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査結果（抜粋）および調査票

秋田市子どものいる世帯の生活状況に関する
実態調査報告書

1. 調査の目的

秋田市における子どもの貧困対策を推進するため策定する第2期「秋田市子どもの未来応援企画」に向けて、秋田市の子どもの貧困に関する実態把握を目的に実施する。

2. 調査の内容

- (1) あなたの世帯の状況について
- (2) お子さんのことについて
- (3) 本調査の回答者について
- (4) 配偶者（事実婚含む）について
- (5) 世帯の家計の状況について

3. 調査の設計

- (1) 調査対象者：0歳から18歳までの児童がいる世帯
- (2) 標本数：3,000人
- (3) 標本抽出方法：住民基本台帳データより層化抽出法
- (4) 調査手法：郵送による調査票の配布
- (5) 調査期間：令和3年7月7日～7月30日
- (6) 調査機関：株式会社東京商工リサーチ

4. 回収結果

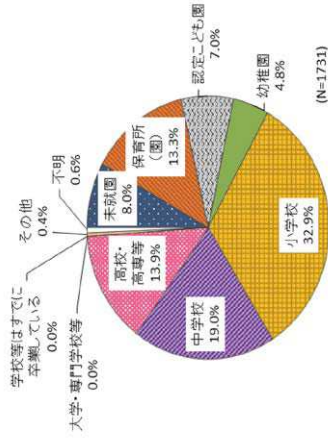
- (1) 調査票回収数 1,731人
- (2) 回収率 57.7%

5. 集計・分析に当たって

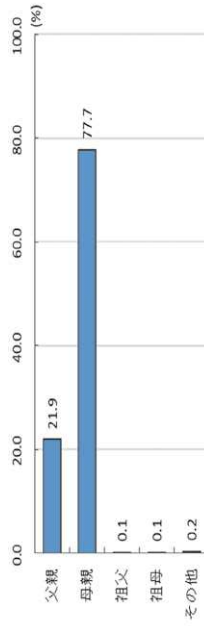
- (1) 比率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入して表示する。このため、各回答の比率の合計が100%にならないことがある。
- (2) 調査結果において、複数回答の設問についても、全体の母数（n=1731）で算出している。

1. 宛名のお子さん及び回答者、世帯に関する項目

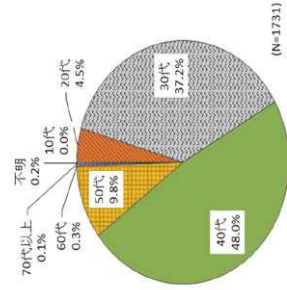
(1) お子さんの学校教育機関等への在籍状況



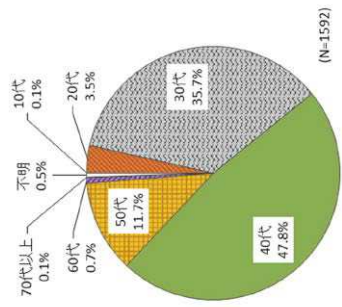
(2) 宛名のお子さんからみた続柄について



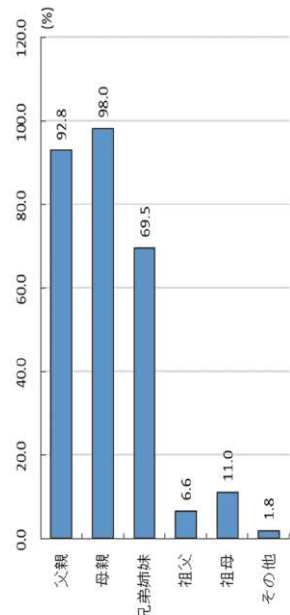
(3) 回答者の年代



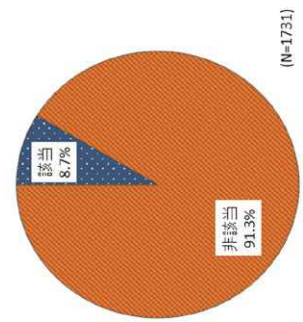
(4) 配偶者の年代



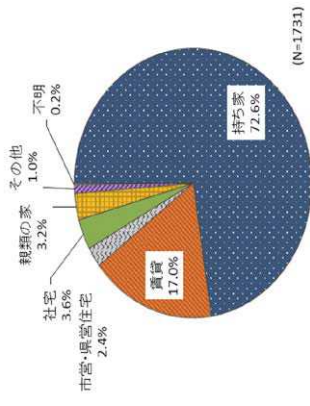
(5) 家族構成について



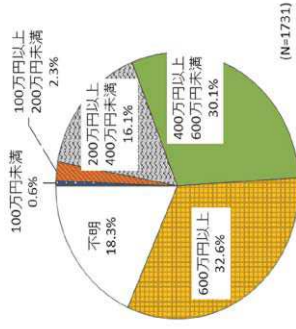
(6) ひとり親世帯の該当



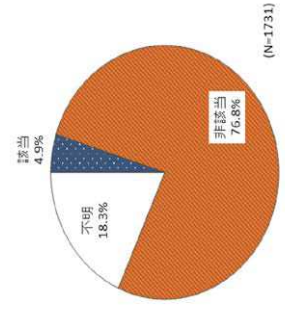
(7) 現在の住居の状況



(8) 年収（世帯のすべての手取り収入）

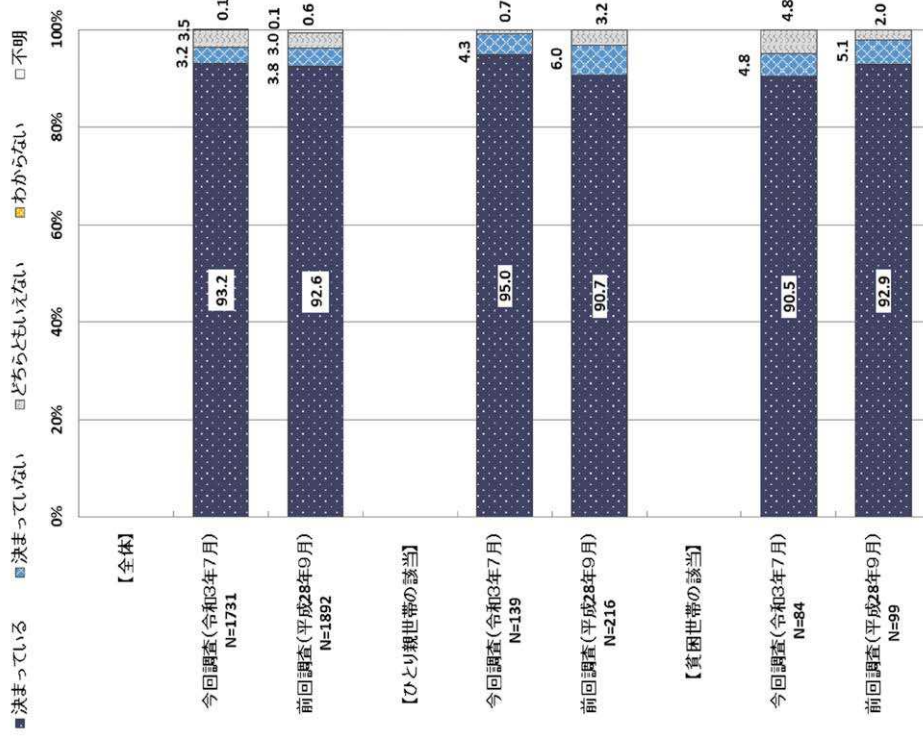


(9) 貧困線未満の世帯の該当（等価可処分所得が、全国の貧困線（平成30年127万円）を下回っている世帯を該当とする）



問6(1) お子さんの普段の生活について(あてはまる番号1つ)

平日の起床時間

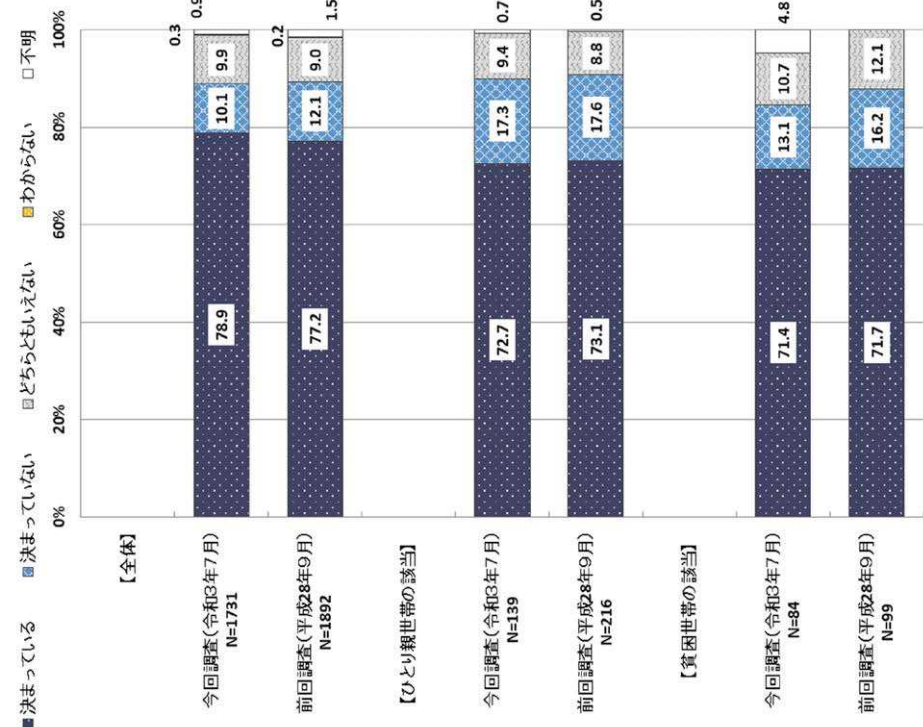


平日の起床時間をたずねたところ、「決まっている」がひとり親世帯で前回調査(平成28年9月)の90.7%から今回調査(令和3年7月)の95.0%と4.3ポイント改善した。

一方、貧困世帯では、「決まっている」が前回調査の92.9%から今回調査の90.5%と2.4ポイント低下した。

問6(1) お子さんの普段の生活について(あてはまる番号1つ)

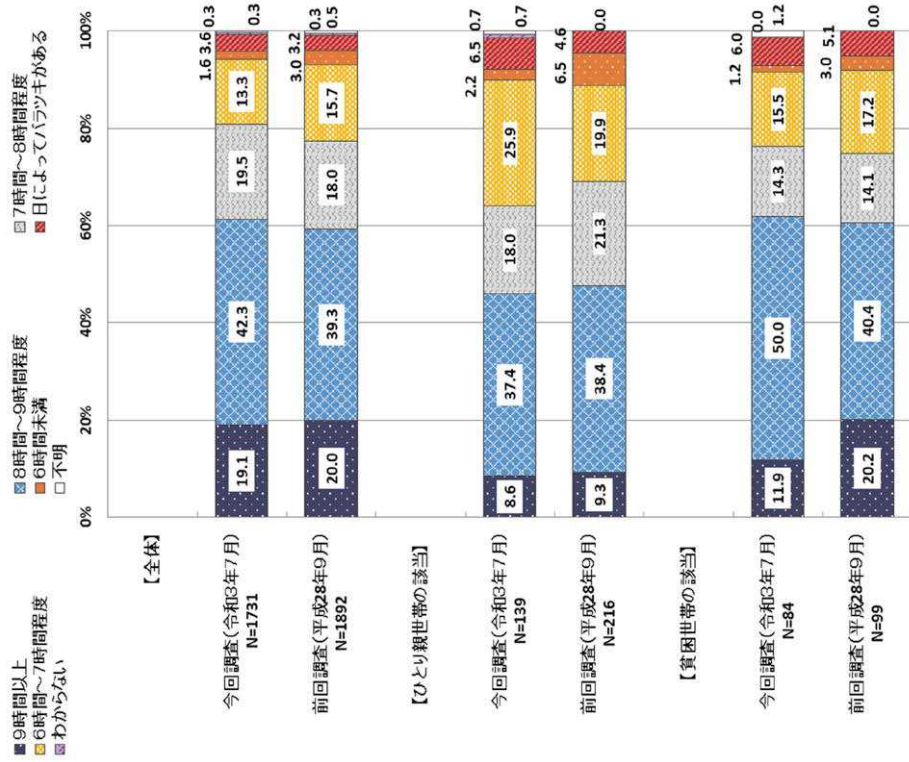
平日の就寝時間



平日の就寝時間をたずねたところ、前回調査との比較で全体とひとり親世帯ではほとんど変わりはありませんでした。

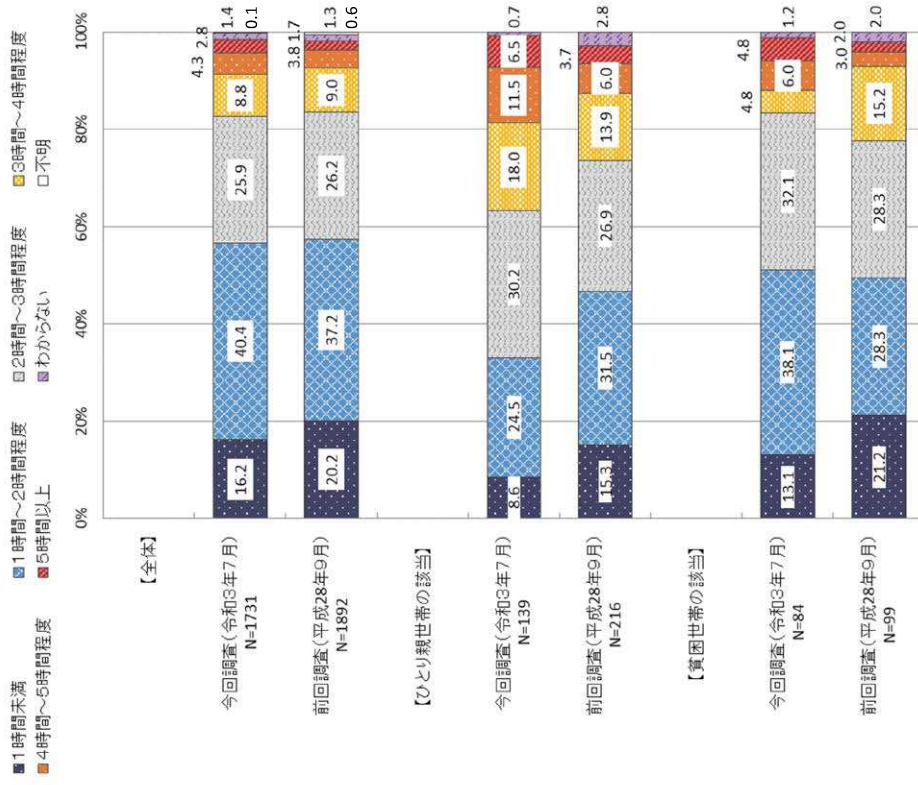
貧困世帯では、「決まっている」が前回調査の16.2%から今回調査の13.1%と3.1ポイント改善した。

問6（2）お子さんの平日の平均睡眠時間はどのくらいですか。



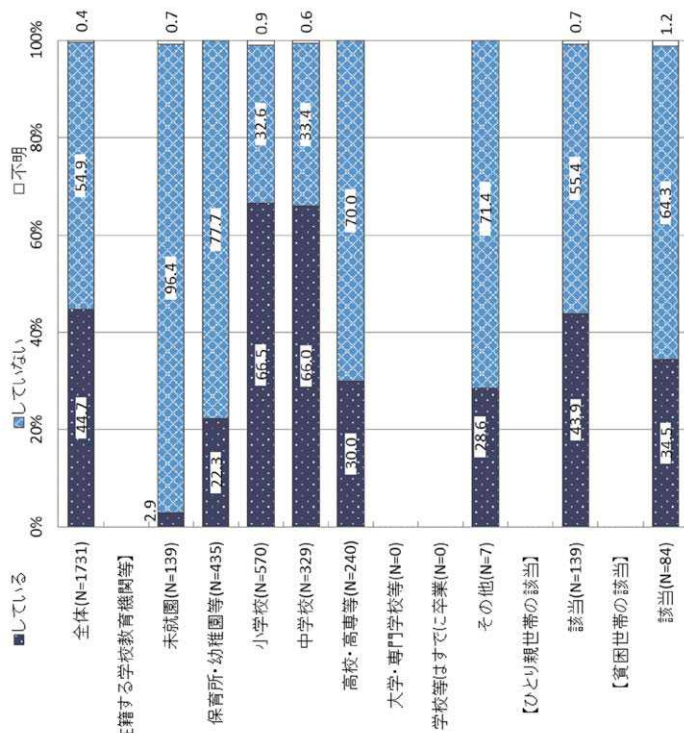
平日の平均睡眠時間をたずねたところ、ひとり親世帯では、前回調査と比較し、「6～7時間」が25.9%となり、6.0ポイント増加した。その一方で、「6時間未満」が2.2%となり、4.3ポイント低下した。

問6（4）お子さんは平日にテレビやDVD、インターネット上の動画をどのくらい見えていますか。



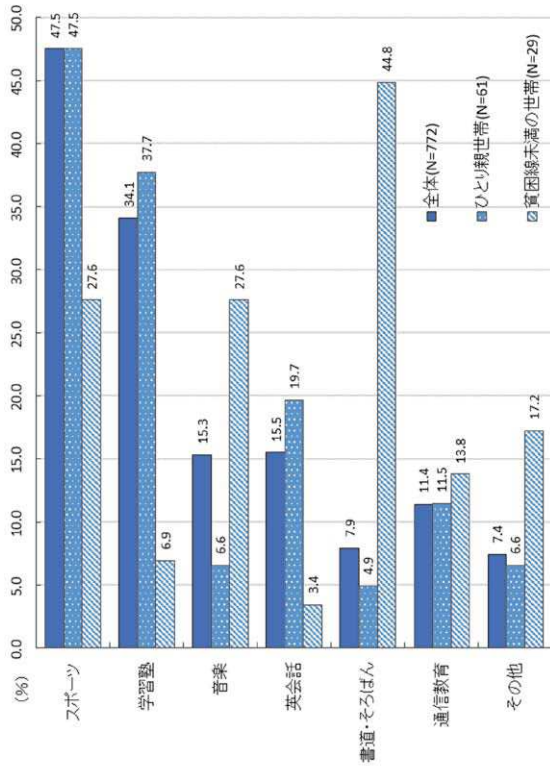
平日にテレビやDVD、インターネット上の動画をどのくらい見ているかをたずねたところ、ひとり親世帯では、前回調査から「1時間未満」、「1時間～2時間程度」が13.7ポイント低下した一方で、「2時間～3時間程度」以上が3.3ポイント増加した。
一方、貧困世帯では、前回調査から「3～4時間程度」が10.4ポイント改善したが、「4～5時間程度」が3.0ポイント低下した。

問6 (5) お子さんは習い事をしていますか。



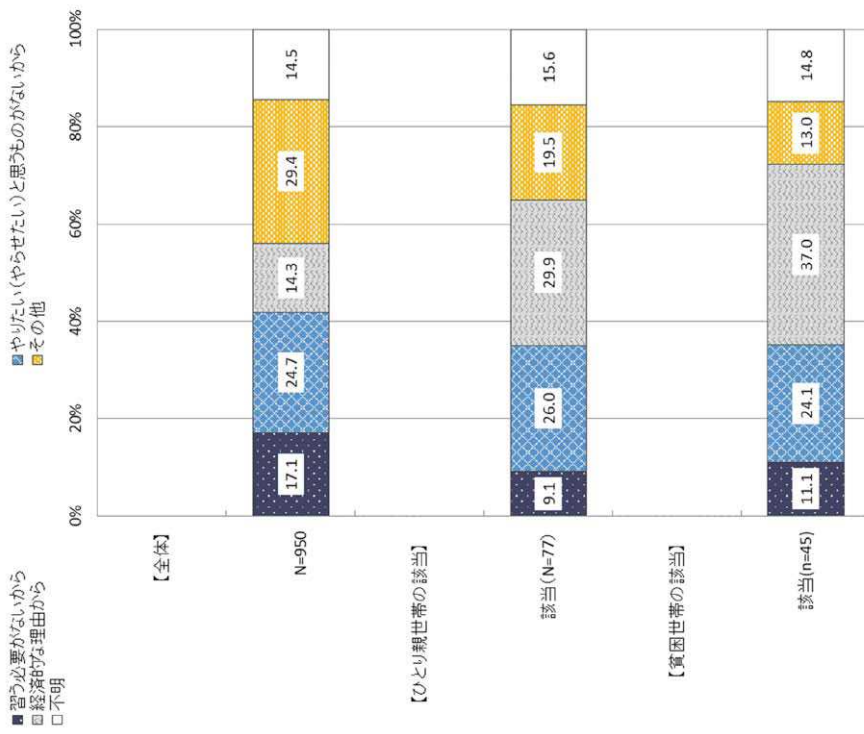
習い事をしているかたずねたところ、全体の54.9%がしていないと回答した。在籍する学校教育機関等をみると、小学校、中学校では6割以上が習い事をしている。ひとり親世帯では習い事をしていないが55.4%、貧困世帯では64.3%と全体に対して、高い傾向がみられる。

(5) - 1 習い事をしている場合の習い事等の内容 (あてはまるものすべて選択)



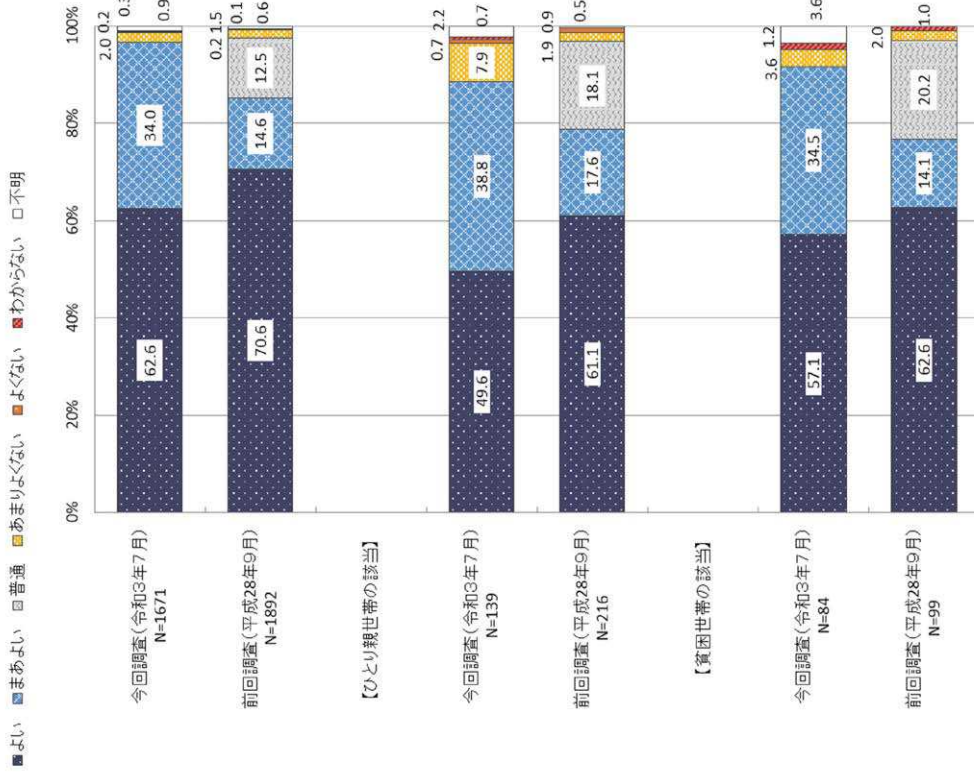
習い事をしている場合の習い事の内容をたずねたところ、全体とひとり親世帯において「スポーツ」が最も高く、5割弱の結果となった。貧困線未満の世帯では、他の世帯と比較すると、「学習塾」が6.9%、「英会話」が3.4%と低くなっている。

(5) - 2 習い事等をしていない理由はなぜですか。



習い事等をしていない理由をたずねたところ、「経済的な理由から」と回答した割合はひとり親世帯で29.9%、貧困世帯では37.0%と高い結果となった。
 全体と比較すると、ひとり親世帯で15.6ポイント、貧困世帯では22.7ポイント高く、経済的な理由で習い事を断念していることが多い傾向がみられる。

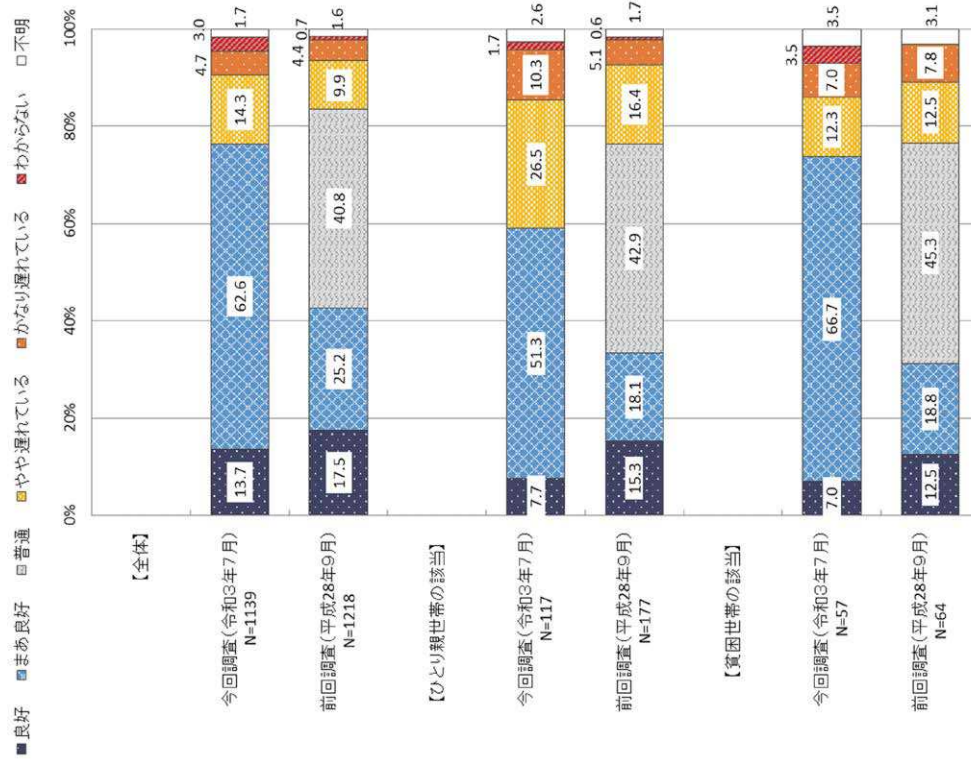
問8 (1) お子さんの健康状態について教えてください。



お子さんの健康状態をたずねたところ、全体において「よい」と「まあよい」を合わせた割合が改善された。今回調査では、全体で96.6%、ひとり親世帯で88.4%、貧困世帯では91.6%と総じて高い結果となった。

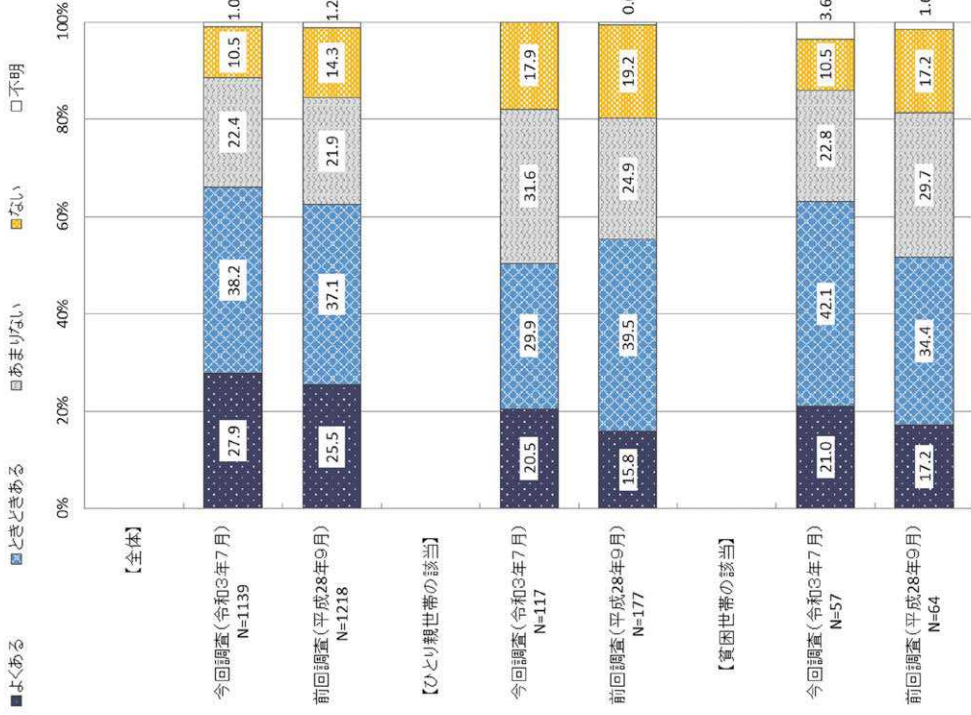
今回調査をみると、ひとり親世帯では「あまりよくない」が7.9%、貧困世帯では3.6%となり、前回調査よりやや低下している。

問9 (1) お子さんの学習全般の成績を教えてください。



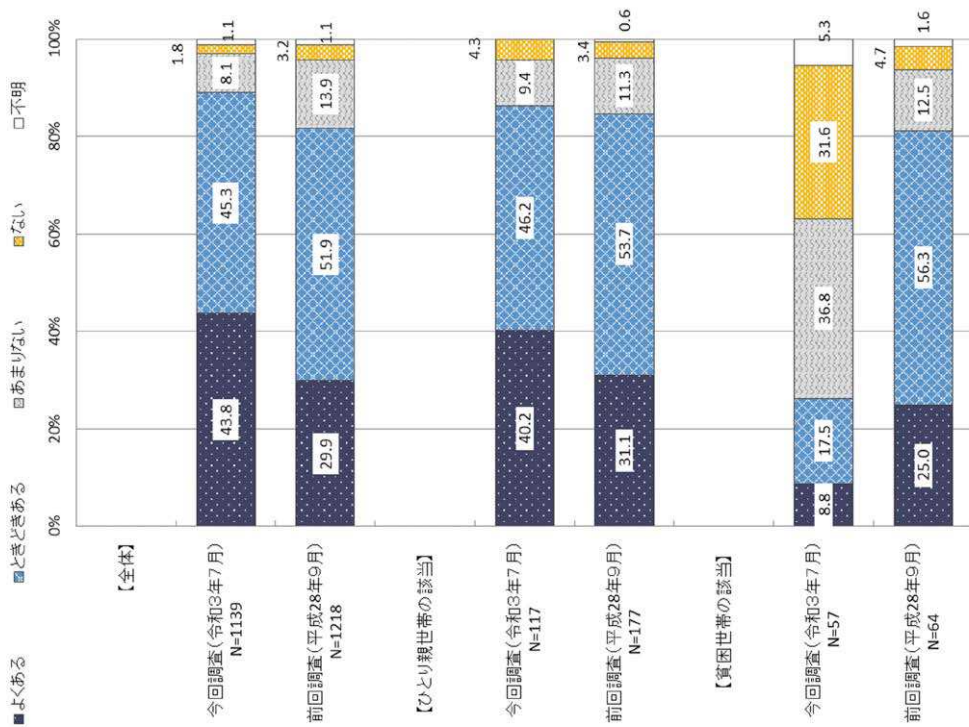
お子さんの学習全般の成績についてたずねたところ、ひとり親の世帯では、「やや遅れている」と「かなり遅れている」を合わせた割合は36.8%で、全体の19.0%を大きく上回っている。

問9 (2) あなたやご家族の方が、お子さんの学習をみてあげることがありますか。



あなたや家族の方が、お子さんの学習をみてあげることがあるかたずねたところ、ひとり親世帯では、「あまりない」と「ない」を合わせた割合が今回調査で49.5%となり、前回調査より5.4ポイント上昇した。

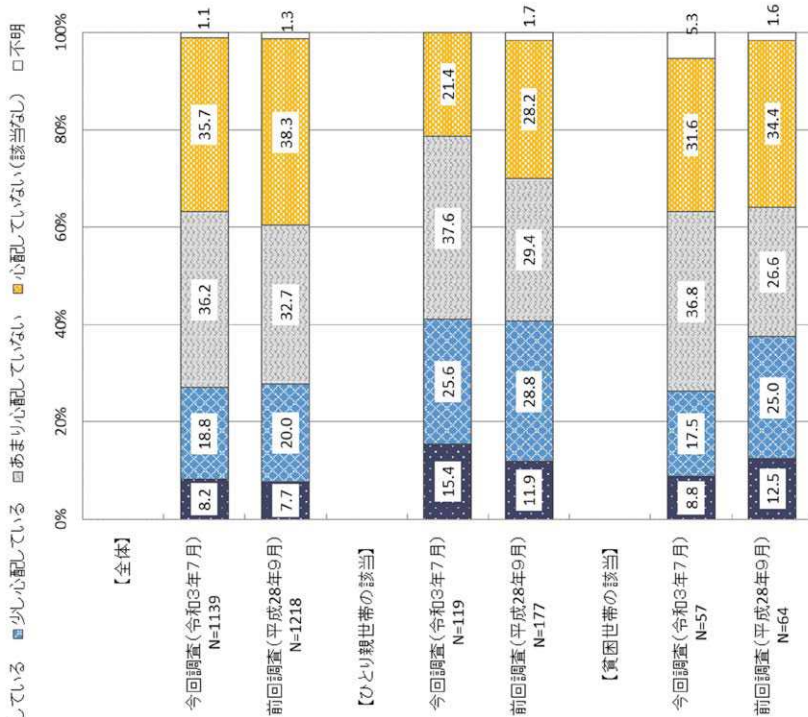
問9 (3) あなたやご家族の方が、お子さんの学校や進路などについて聞いてあげること
はありますか。



あなたや家族の方が、お子さんの学校や進路などについて聞いてあげることがあるかを
たずねたところ、貧困世帯では、「あまりない」と「ない」を合わせた割合が今回調査で
68.4%となり、前回調査より51.2ポイント上昇した。

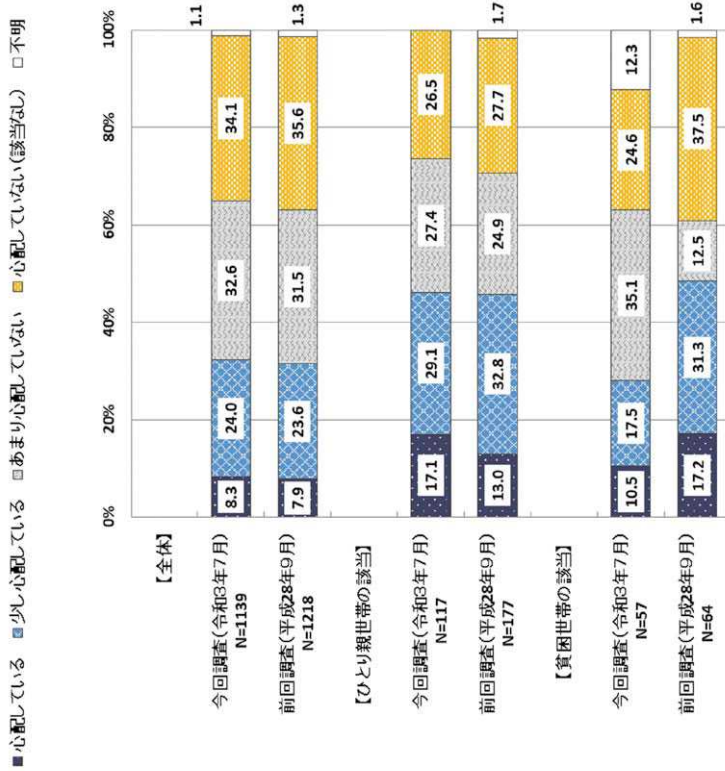
問9 (5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてのどのよう
に感じていますか。

同年の子どもに比べて学力が低い



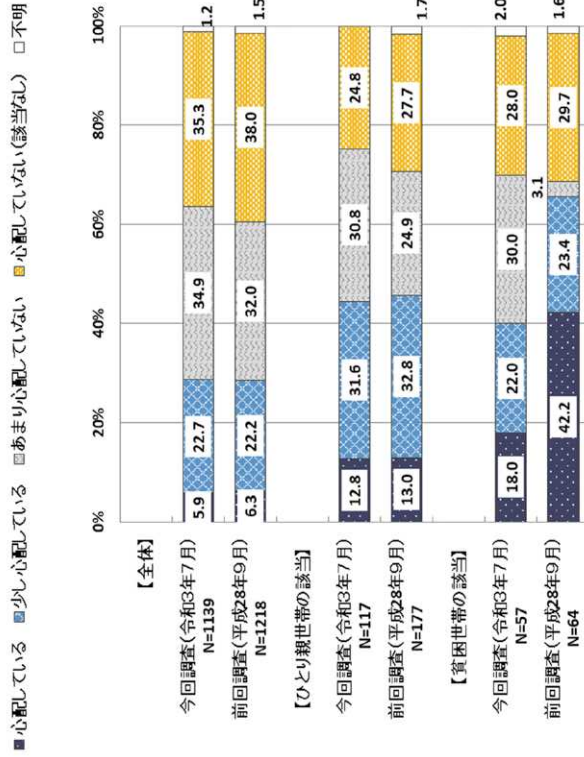
同年の子どもに比べて学力が低いことについて心配しているかたずねたところ、前回
調査と比較すると、ひとり親世帯では「心配していない(該当なし)」が6.8ポイント減少、
貧困世帯では2.8ポイント減少した。

勉強する習慣が身につけていない



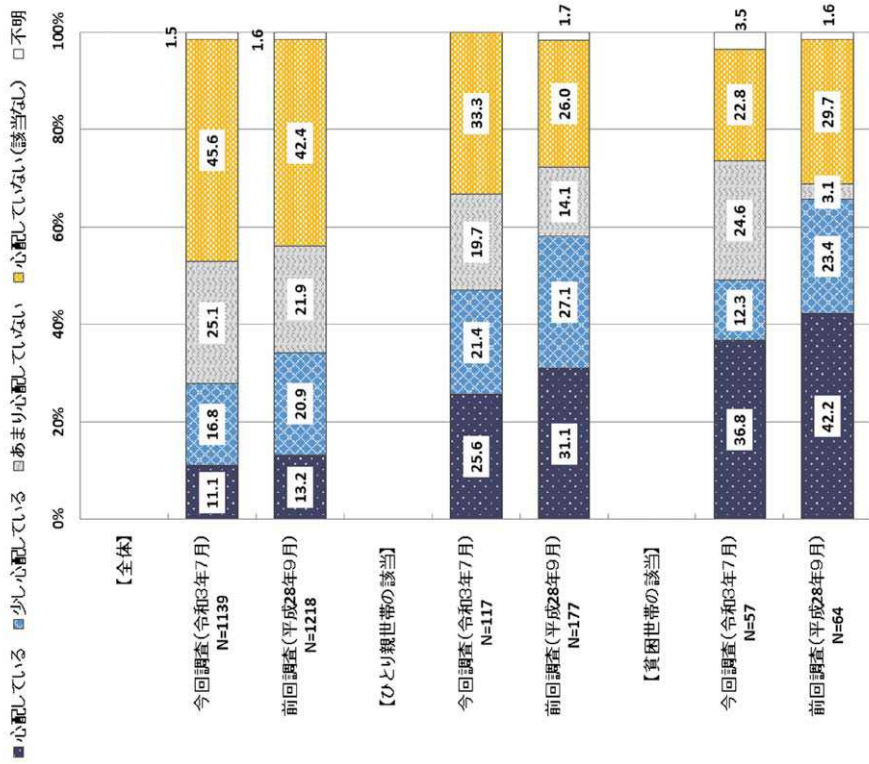
勉強する習慣が身につけていないことを心配しているかたずねたところ、ひとり親世帯では「少し心配している」が前回調査より3.7ポイント低下した一方で、「心配している」が前回調査より4.1ポイント上昇した。貧困世帯では、「心配している」と「少し心配している」を合わせた割合が前回調査より20.5ポイント低下した。

勉強をみてあげることができない



勉強をみてあげることができないことを心配しているかたずねたところ、前回調査と比較すると、ひとり親世帯では「あまり心配していない」が5.9ポイント、「心配していない(該当なし)」が2.9ポイント上昇した。貧困世帯では、「心配している」が前回調査より24.2ポイント低下した。

塾に通わせたいがお金がない

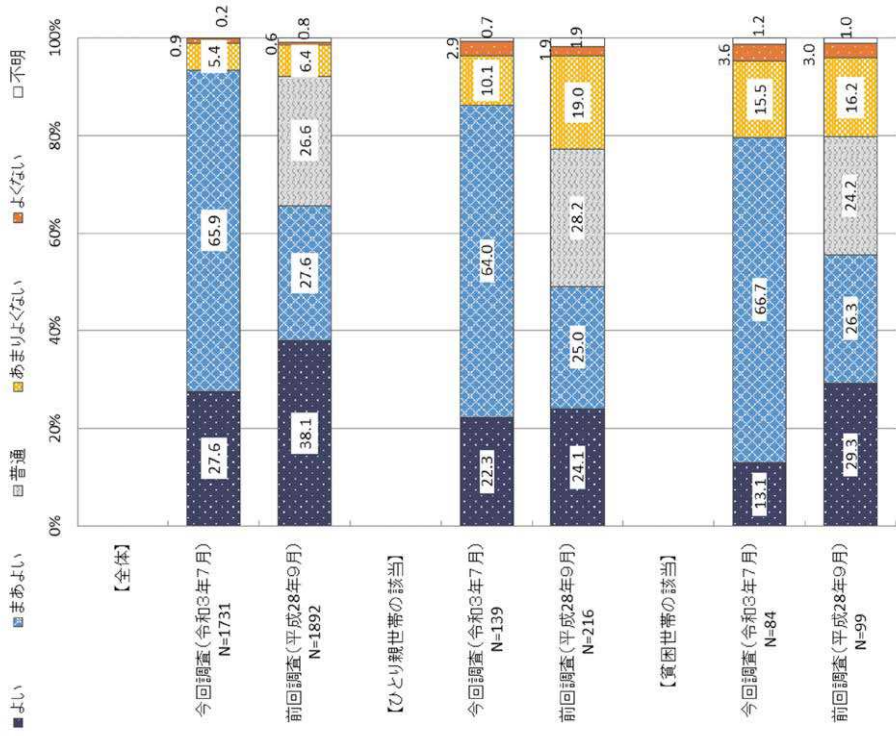


塾に通わせたいがお金がないことを心配しているかたずねたところ、前回調査と比較すると、すべての世帯において「心配している」、「少し心配している」を合わせた割合が減少している。

特に、貧困世帯では、「心配している」、「少し心配している」を合わせた割合で16.5ポイント減少した。

あなた(本調査の回答者)のことに

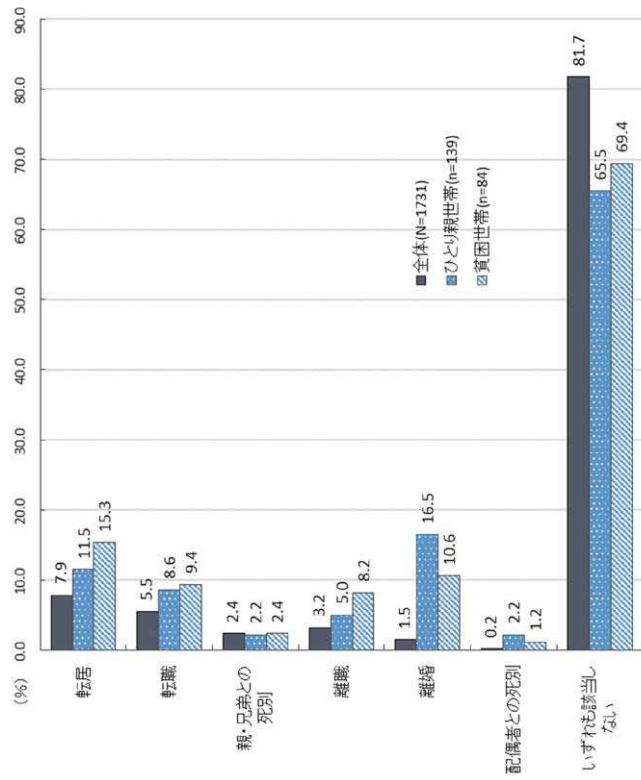
問13 あなたの現在の健康状態はいかがですか(あてはまる番号1つに○)



※今回調査(令和3年7月)より選択肢から「普通」を削除した。

回答者の健康状態をたずねたところ、前回調査と選択肢が異なるため、一概に比較することはできないが、ひとり親世帯では「あまりよくない」と「よくない」を合わせた割合が今回調査で13.0%となり、前回調査より7.9ポイント改善した。

問14 過去1年間に次のことがありましたか

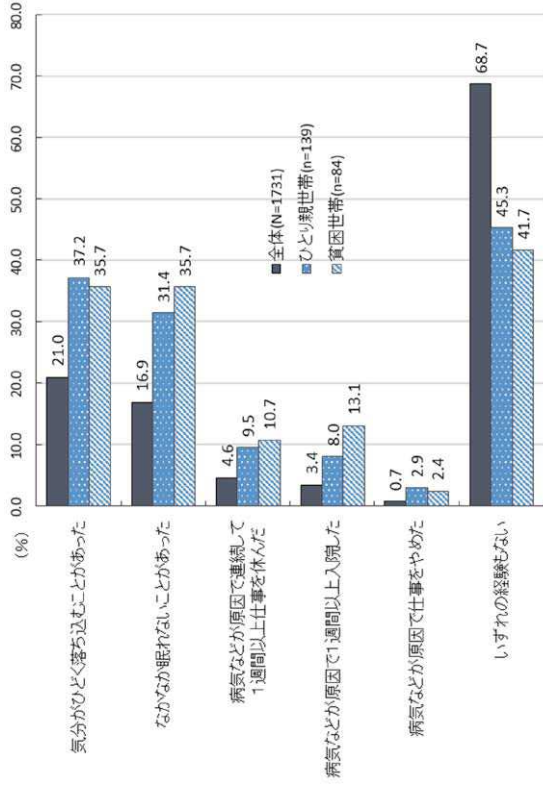


過去1年間に経験したことをたずねたところ、すべての世帯で「いずれも該当しない」が最も高くなった。

ひとり親の世帯では、他の世帯と比較すると、「離婚」が16.5%、「配偶者との死別」が2.2%と高くなっている。

貧困世帯では、他の世帯と比較すると、「転居」が15.3%、「転職」が9.4%、「離婚」が8.2%と高くなっている。

問15 過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか

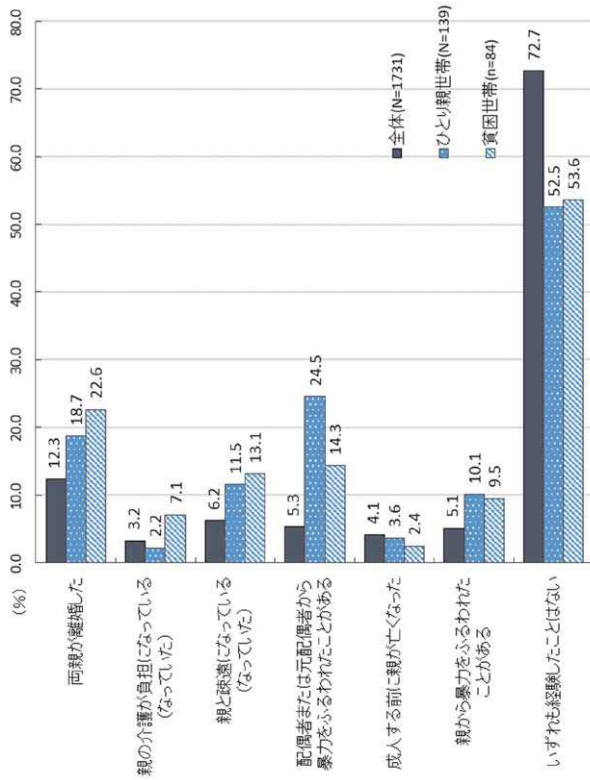


過去1年間の病気などをたずねたところ、すべての世帯で「いずれの経験もない」が最も高くなった。

ひとり親世帯では、他の世帯と比較すると、「気分がひどく落ち込むことがあった」が37.2%、「病気などが原因で仕事をやめた」が2.9%と高くなっている。

貧困世帯では、他の世帯と比較すると、「なかなか眠れないことがあった」、「病気などが原因で1週間以上仕事を休んだ」、「病気などが原因で1週間以上入院した」が高くなっており、より深刻な状態を経験した割合が高い結果となった。

問16 あなたは次のような経験をしたことがありますか（当てはまるものすべてに○）

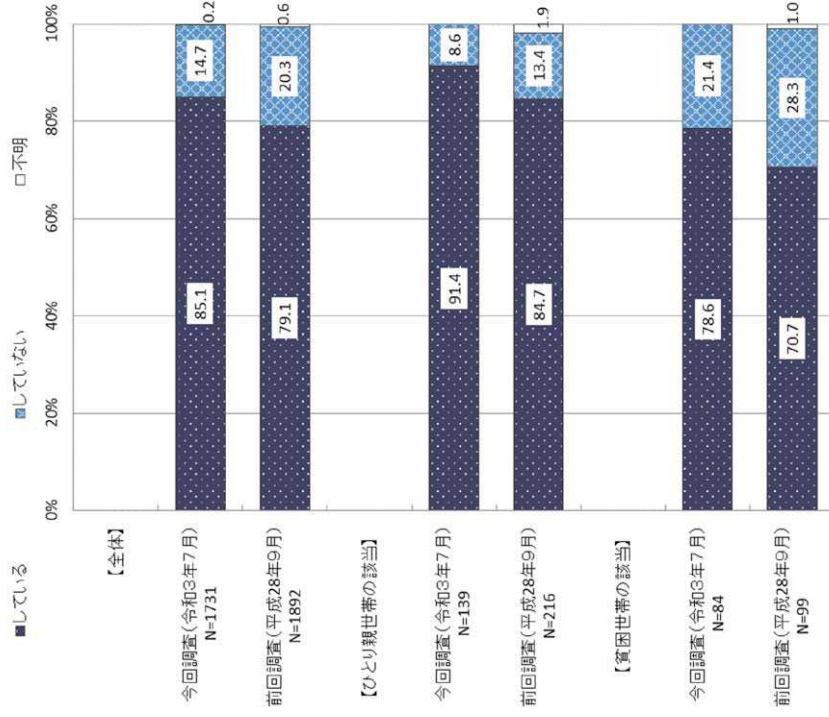


これまでに経験したことをたずねたところ、すべての世帯で「いずれも経験したことはない」が最も高い結果となった。

ひとり親世帯では、他の世帯と比較すると、「配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある」が24.5%、「親から暴力をふるわれたことがある」が10.1%と高い。

貧困世帯では、他の世帯と比較すると、「両親が離婚した」が22.6%、「親と疎遠になっている (なっていた)」が13.1%、「親の介護が負担になっている (なっていた)」が7.1%と親に関連する項目で、高い傾向がみられた。

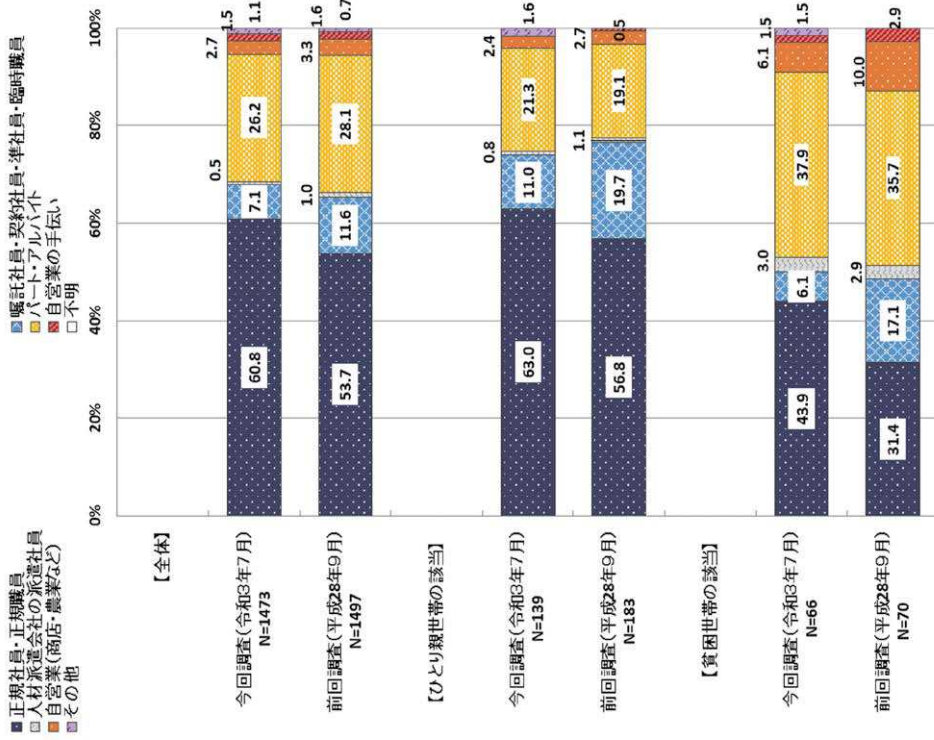
問18 (1) 現在、収入をともなう仕事をしていますか。



現在、収入をともなう仕事をしているかをたずねたところ、前回調査と比較し、すべての世帯で「している」の割合が高くなった。

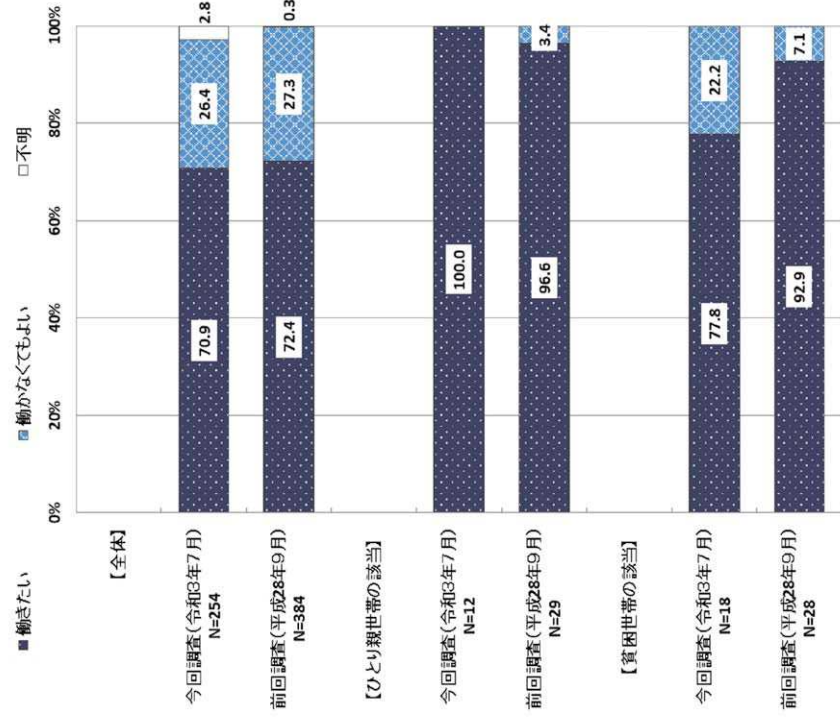
ただ、貧困世帯では、「していない」が21.4%と他の世帯と比較すると、高い傾向がみられた。

問18(2) (1)で「1. している」を選択した方。現在の仕事の就業形態を教えてください。



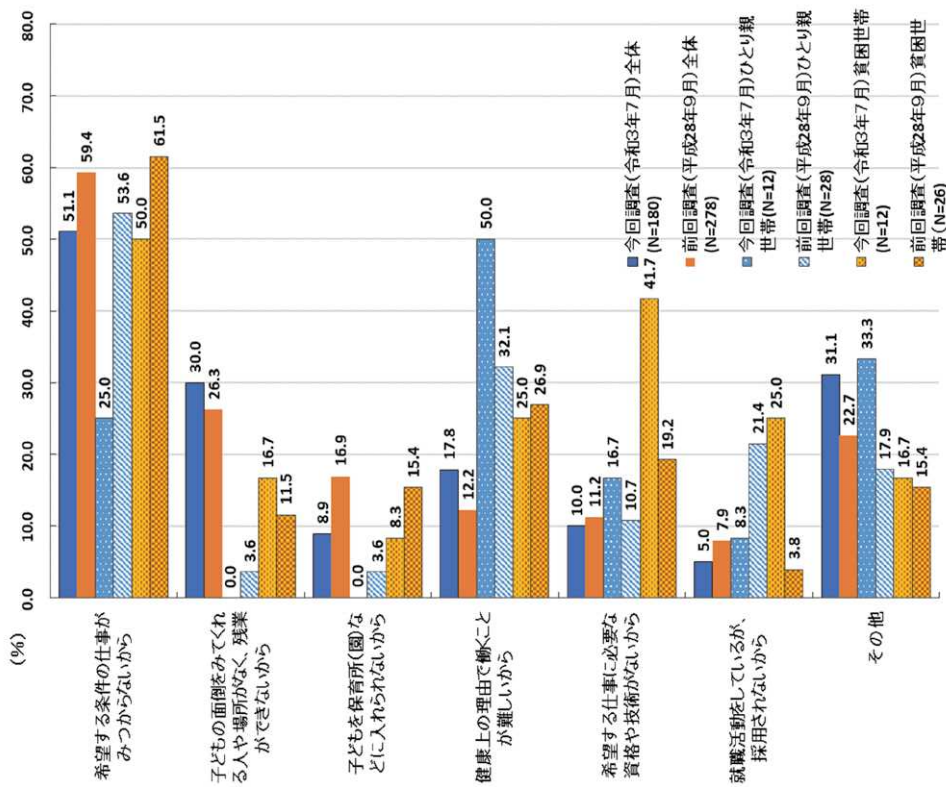
現在の仕事の就業形態をたずねたところ、前回調査と比較し、すべての世帯で「正社員・正規職員」の割合が高くなった。
 ただ、ひとり親世帯と貧困世帯では、「パート・アルバイト」の割合が増えており、「嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員」、「人材派遣会社の派遣社員」などから移行したとみられる。

問18(3) (1)で「1. していない」を選択した方。あなたは現在、働きたいと思っていますか。



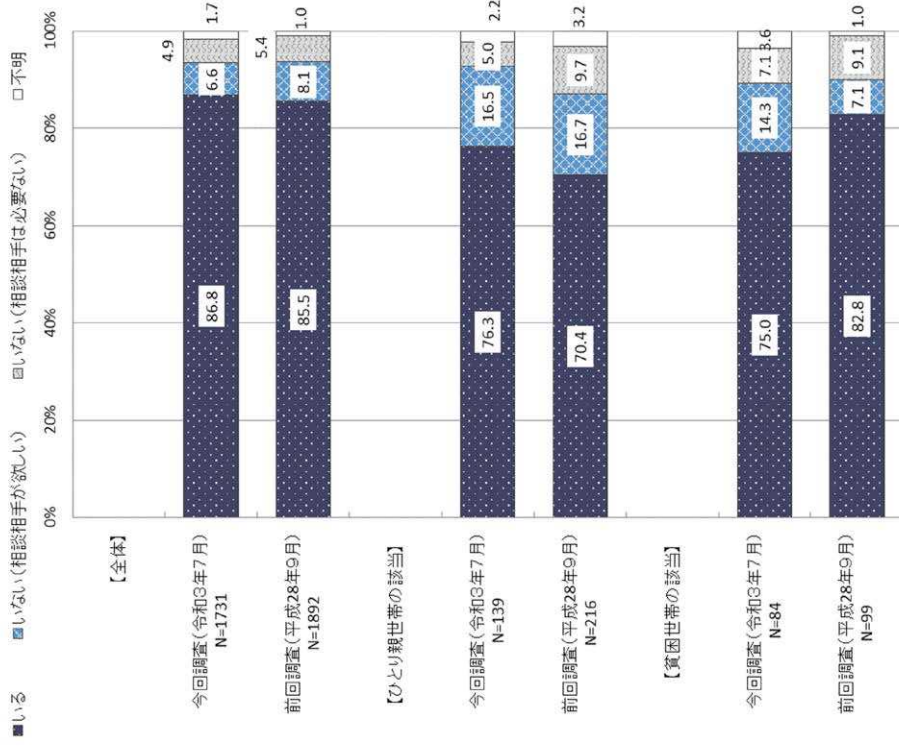
現在、働きたいと思っているかをたずねたところ、前回調査と比較すると、ひとり親の世帯では「働きたい」の割合が100%となった。
 その一方で、貧困世帯では「働かなくてもよい」が前回調査の7.1%から15.1%増加した。

問18 (3) (2)で働きたいと回答した方。働けない理由は何ですか。



働けない理由をたずねたところ、今回調査のひとり親世帯で「健康上の理由で働くことが難しいから」が50.0%に増加した。貧困世帯では、「希望する仕事に必要な資格や技術がないから」が前回調査から22.5%上昇した。

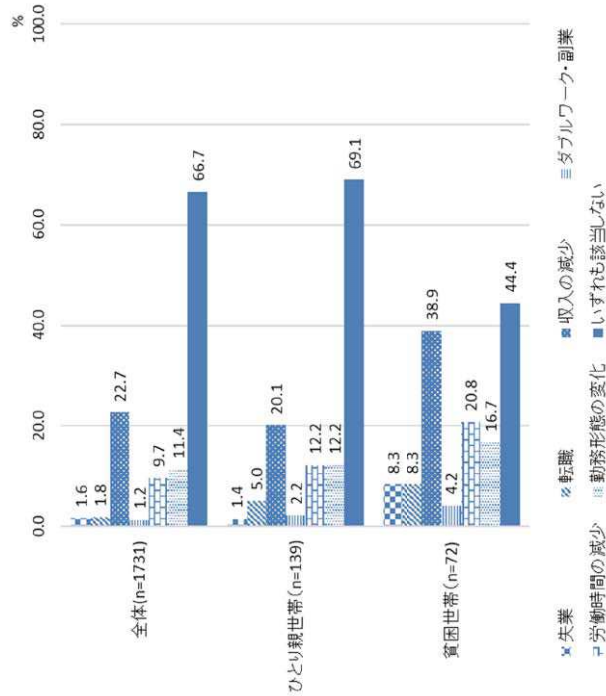
問19 現在、心おそなく相談できる相手がいいますか。



現在、心おそなく相談できる相手がいるかをたずねたところ、前回比較でみると、貧困世帯では「いる」が7.8ポイント減少した。その一方で、「いない(相談相手が欲しい)」が7.2ポイント上昇した。

あなたの世帯の累計の状況について

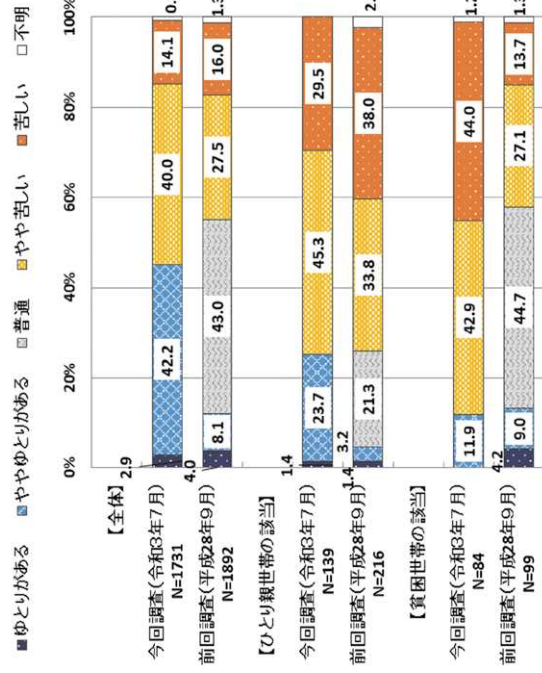
問27 新型コロナウイルス感染症の拡大により、次のようなことがありましたか。



新型コロナウイルス感染症の拡大により経験したことをたずねたところ、すべての世帯で「いずれも該当しない」が最も高くなった。

ただし、貧困世帯では、「失業」、「転職」、「収入の減少」、「ダブルワーク・副業」、「労働時間の減少」、「勤務形態の変化」の項目において、他の世帯を上回った。

問28 現在の生活状況について、どう感じていますか（あてはまる番号1つに○）

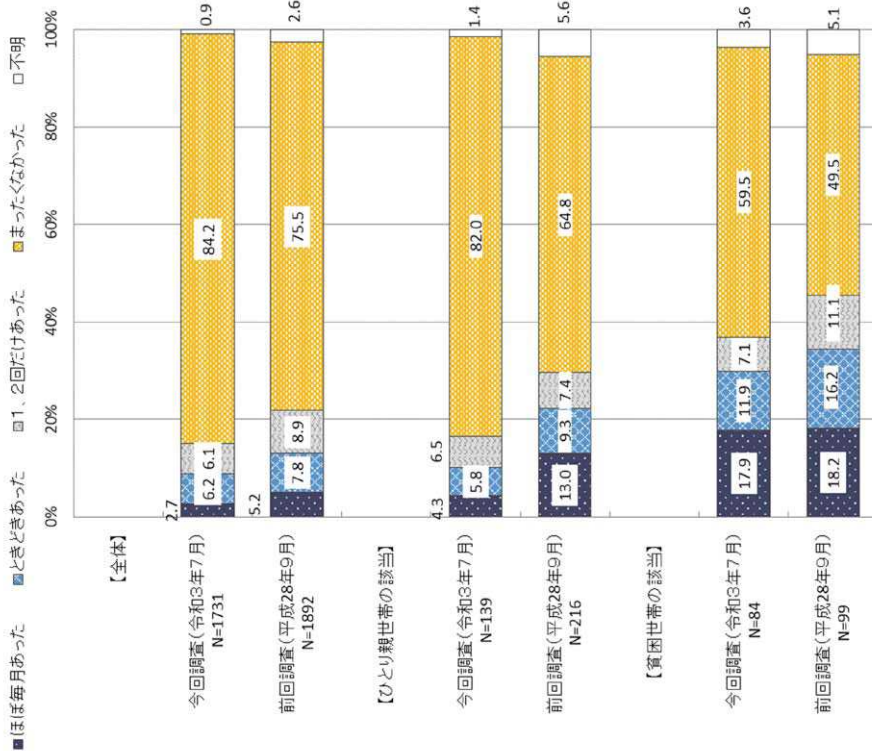


現在の生活状況についてたずねたところ、前回と比較すると、全体では「やや苦しい」が12.5ポイント上昇した。

ひとり親世帯では、「苦しい」が8.5ポイント減少した一方で、「やや苦しい」が11.5ポイント上昇した。

問29 (2) あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由(お金が足りない)で次のようなことがありましたか(あてはまる番号1つに○)

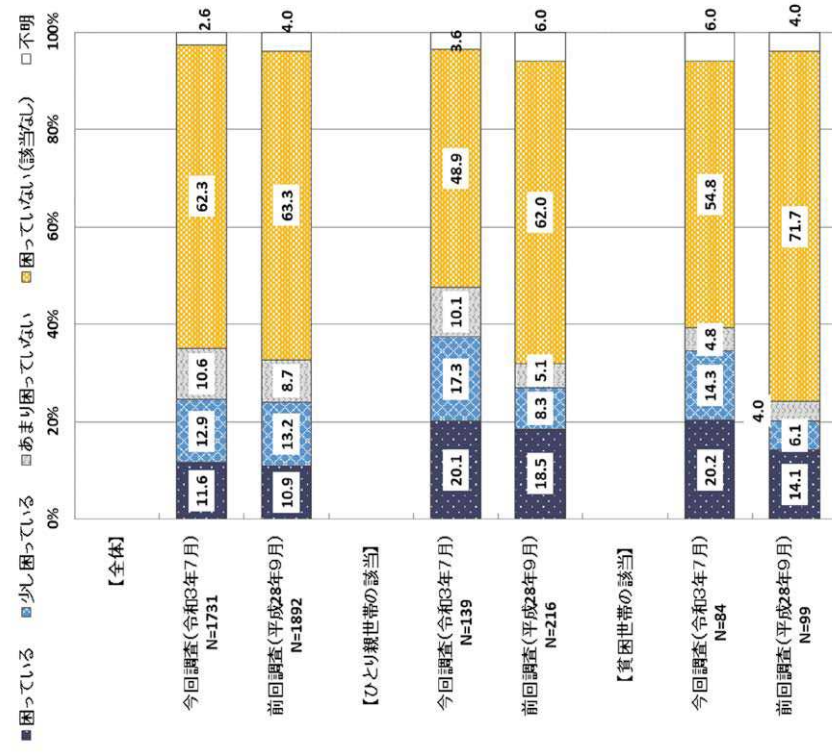
お子さんが病気やけがのとき受診することができなかったことがあるか



過去1年間に経済的な理由(お金が足りない)でお子さんが病気やけがのとき病院を受診することができなかったことがあるかたずねたところ、前回調査と比較すると、全体的に改善傾向がみられた。

問30 お子さんにかかるお金に関して、以下の項目でお困りですか(あてはまる番号1つに○)

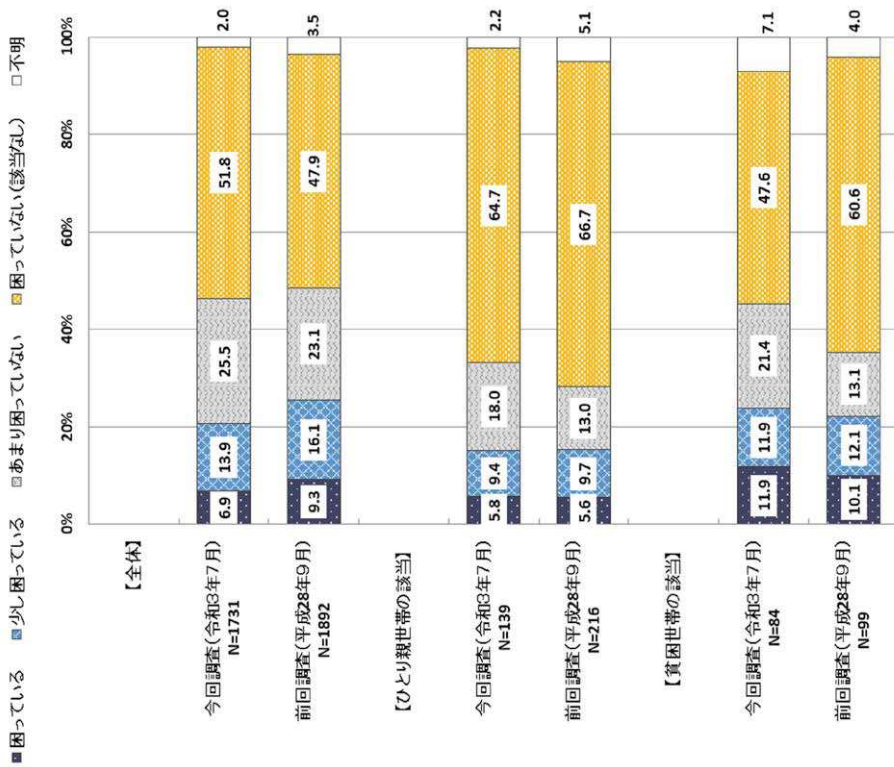
塾の費用について



塾にかかる費用の高さに困っているかどうかをたずねたところ、前回と比較し、ひとり親世帯では「困っている」が18.5%から20.1%、「少し困っている」が8.3%から17.3%に上昇した。

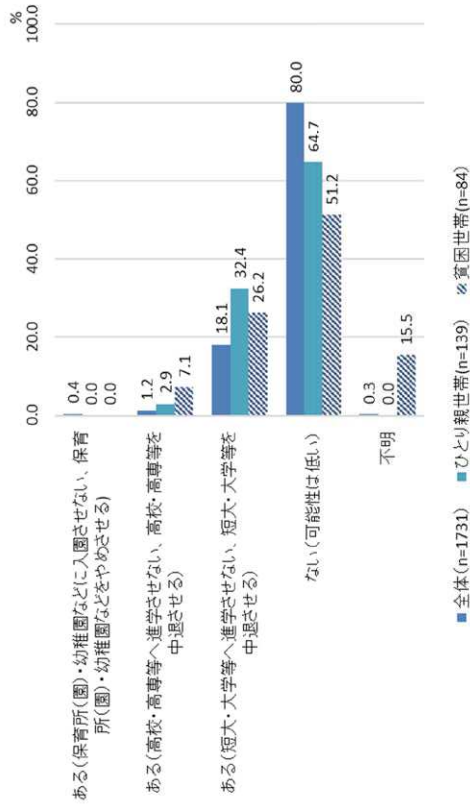
また、貧困世帯では、「困っている」が14.1%から20.2%、「少し困っている」が6.1%から14.3%に上昇した。

医療費が高い



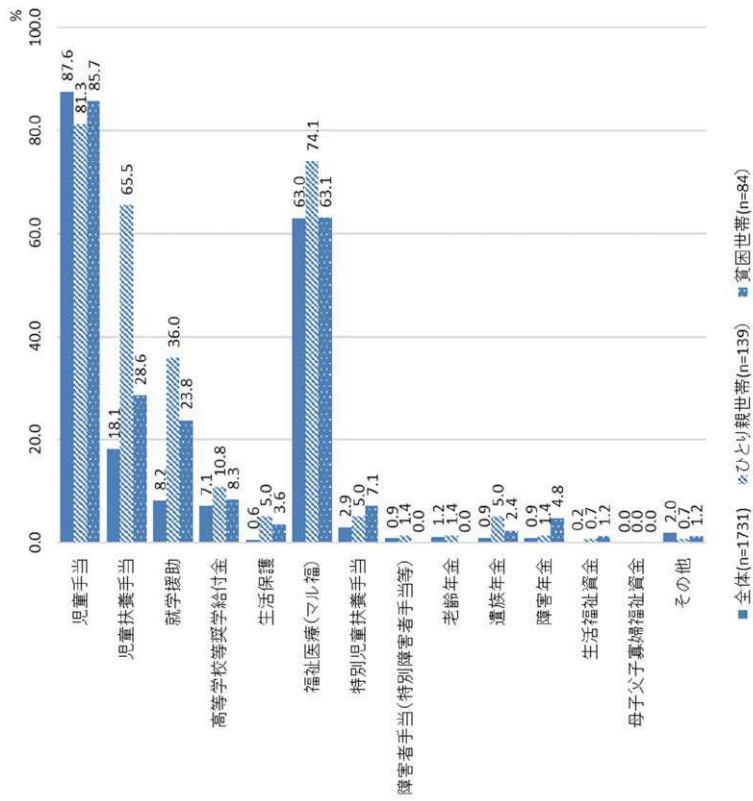
子どもにかかる医療費についてたずねたところ、前回調査と比較し、ひとり親世帯では「あまり困っていない」が5.0ポイント上昇した。
また、貧困世帯では、「あまり困っていない」が8.3ポイント上昇し、「困っていない」が13.0ポイント低下した。

問31(2) 今後、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性について



進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性についてたずねたところ、貧困世帯では「ある(高校・高専等へ進学させない、中退させる)」が7.1%で、高い割合を示している。
ひとり親世帯では、「ある(短大・大学等へ進学させない、短大・大学等々中退させる)」が32.4%と高い結果となった。

問3-2 現在あなたの世帯で受けている手当や援助等について教えてください（あてはまる番号すべてに○）



現在受けている手当や援助等をたずねたところ、ひとり親世帯では「福祉医療（マル福）」が74.1%、「就学援助」が36.0%、「児童扶養手当」が65.5%と他の世帯と比較すると高い結果となった。

貧困世帯では、「特別児童扶養手当」が7.1%、「障害年金」が4.8%と他の世帯と比較すると高い結果となった。

(5) おおさんは習い事等をしてますか。
 ※ 部活やスポーツ少年団は除きます。

1. している → 習い事等の内容を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)
 a. 学習塾 b. 通信教育 c. 英会話 d. 書道・そろばん
 e. スポーツ f. 音楽 g. その他 ()

2. していない → 習い事等をしていない理由はなぜですか。(あてはまる記号1つに○)
 a. 習う必要がないから b. やりたい(やらせたい)と思うものがないから
 c. 経済的な理由から d. その他(例: 家族の世話など)

(6) おおさんが家族と旅行(日帰り旅行を含む)に行くことはありますか。その頻度を教えてください。

1. 年2回以上 2. 年1回程度 3. 数年に1回程度
 4. ほとんどない 5. 行った事がない 6. その他 ()

(7) おおさんが小学生以下(問5で「1」～「5」を選択した方)の方におたずねします。(おおさんが中学生以上の場合は、(8)へお進みください)
 おおさんだけで2時間以上留守番をすることは、1週間にどのくらいありますか。

1. ほぼ毎日 2. 週に4、5日 3. 週に2、3日
 4. 週に1、2日 5. まったくない

(8) おおさんの人付き合いで、以下の項目についてのどのよう感じていますか。

	心配している	少し心配している	あまり心配している	心配していない(該当しない)
① ゲーム機がないため友達と語が合わない	1	2	3	4
② 携帯電話やスマートフォンがないため仲間に入れない	1	2	3	4
③ 他人とのコミュニケーションが得意でない	1	2	3	4
④ 学校(体育所(園)・幼稚園など含む)に居心地の悪さを感じている	1	2	3	4
⑤ 学校(体育所(園)・幼稚園など含む)を休みがちである	1	2	3	4

問7) おおさんの食事にすることについておたずねします。(各質問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) おおさんは、1週間に朝食をどのくらい食べていますか。

1. 毎日食べる 2. 週に5日以上は食べる
 3. 週に3、4日は食べる 4. 週に1、2日は食べる
 5. ほとんど食べない

「1」～「4」の方は、朝食を食べる際の状況を教えてください。

1. 家族と一緒に食べる 2. 子どもたちだけで食べる 3. ひとりで食べる

(2) おおさんは、1週間に夕食をどのくらい食べていますか。

1. 毎日食べる 2. 週に5日以上は食べる
 3. 週に3、4日は食べる 4. 週に1、2日は食べる
 5. ほとんど食べない

「1」～「4」の方は、夕食を食べる際の状況を教えてください。

1. 家族と一緒に食べる 2. 子どもたちだけで食べる 3. ひとりで食べる

(3) おおさんは、手作りの食事(家庭で調理して作った食事)をどのくらい食べていますか。

1. 毎日食べる 2. 週に5日以上は食べる 3. 週に3、4日は食べる
 4. 週に1、2日は食べる 5. 月に数日(休日など)は食べる 6. ほとんど食べていない

(4) おおさんの食生活で、以下の項目についてのどのよう感じていますか。

	心配している	少し心配している	あまり心配している	心配していない(該当しない)
① 夕食にインスタントや出来合いのことが多い	1	2	3	4
② 一緒に夕食を食べる日が少ない	1	2	3	4
③ お金を渡し、子どもだけで夕食を買って食べる人が多い	1	2	3	4

問8) おおさんの健康に関することについておたずねします。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) おおさんの健康状態について教えてください。

1. とてもよい 2. まあよい 3. あまりよくない
 4. よくない 5. わからない

(2) おおさんの障がいの有無について教えてください。

1. 特にない 2. 身体障がいがある 3. 知的障がい・知的な遅れがある
 4. 発達障がいがある 5. その他 6. わからない

問9) おおさんが小学校・中学校・高校など教育機関に通学している方(問5で「5」～「8」を選択した方)にうかがいます。(おおさんが教育機関に通学していない場合は、問10へお進みください)

おおさんの学習や学校に関することについておたずねします。(各質問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) おおさんの学習全般の成績を教えてください。

1. とても良好 2. まあ良好 3. やや遅れている
 4. かなり遅れている 5. わからない

(2) あなたやご家族の方が、お子さんの学習をみてあげることがありますか。

1. よくある	2. ときどきある	3. あまりない	4. ない
---------	-----------	----------	-------

(3) あなたやご家族の方が、お子さんの学校や進路などについて聞いてあげることがありますか。

1. よくある	2. ときどきある	3. あまりない	4. ない
---------	-----------	----------	-------

(4) 学生ボランティアなどによる無料の学習支援（勉強の手助けなど）の利用について、現状と今後について、どのように考えていますか。

	利用している (利用したい)	利用していない (利用しない)	わからない
① 現在の利用状況	1	2	
② 今後の希望	1	2	3

(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

	心配 している	少し心配 している	あまり心配 していない (該当しない)
① 同学年の子どもに比べて学力が低い	1	2	3
② 勉強する習慣が身につけていない	1	2	3
③ 勉強をみてあげることができない	1	2	3
④ 塾に通わせたいがお金がない	1	2	3
⑤ (進学)にあたり学費や交通費などにお金がかかる	1	2	3
⑥ () 奨学金を借りたいが返済が不安だ	1	2	3
⑦ () 奨学金等の情報がない	1	2	3

問10 お子さんが大人になるうえで、次のことはどの程度重要だと思いますか。(それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

	非常に 重要	重要	少し 重要	重要 でない
① 就職するために必要な学力を身につけること	1	2	3	4
② 健康で体力があること	1	2	3	4
③ 人との関係性を円滑に築けること	1	2	3	4
④ 生活するために十分な収入が得られる仕事に就くこと	1	2	3	4
⑤ 他人に迷惑をかけること	1	2	3	4
⑥ 結婚して温かい家庭を築くこと	1	2	3	4

問11 お子さんを育てる上で、現在または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○をつけてください)

1. 保護者が留守のときに子どもを預けられる場所やサービスの提供 (一時預かりなど)
2. 地域の中で安心できる子どもの居場所の提供
3. 子どもが手作りの夕食を食べることができている場所の提供
4. 子どもが自然体験や集団での遊びなどに参加する機会の提供
5. 読み書きや計算など、基礎的な学習の支援
6. 生活や子どもの進路など様々なことについて相談できること
7. 生活や子どもの就学のための経済的支援
8. 特になし
9. その他 ()

あなた(本調査の回答者)のことについておたずねします。

問12 あなたの年代を教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代
5. 50代	6. 60代	7. 70代以上	

問13 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. とてもよい	2. まあよい	3. あまりよくない
4. よくない		

問14 あなたは、過去1年間に次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 転居	2. 離婚	3. 配偶者との死別	4. 親・兄弟との死別
5. 離職	6. 転職	7. いずれも該当しない	

問15 あなたは、過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 病気などが原因で1週間以上入院した	2. 病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ
3. 病気などが原因で仕事をやめた	4. 気分がひどく落ち込むことがあった
5. なかなか眠れないことがあった	6. いずれの経験もない

問16 あなたは次のような経験をされたことがありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 両親が離婚した
2. 親と疎遠になっている (なっていない)
3. 成人する前に親が亡くなった
4. 親から暴力をふるわれたことがある
5. 配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある
6. 親の介護が負担になっている (なっていない)
7. いずれも経験したことはない

問17 あなたが最後に通った学校について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

※ 高校を卒業した場合は「3. 高等学校卒業」、高校を退学した場合は「2. 高等学校中退」を選んでください。

- | | | |
|------------------|------------------|-----------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 | 3. 高等学校卒業 |
| 4. 高専・短大・専門学校等中退 | 5. 高専・短大・専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 | 9. 大学院修了 |
| 10. その他 () | | |

問18 あなたの現在の就労状況について、(1)～(3)の質問にお答えください。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) 現在、収入をともなう仕事をしていますか。

1. している → (2)へ 2. していない → (3)へ

(2) (1)で「1. している」を選択した方に向かいます。現在の仕事の就業形態を教えてください。(複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事についてお答えください)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 正社員・正規職員 | 2. 嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員 |
| 3. 人材派遣会社の派遣社員 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 自営業(商店・農業など) | 6. 自営業の手伝い |
| 7. その他 () | |

(3) (1)で「2. していない」を選択した方に向かいます。あなたは現在、働きたいと思っていますか。

1. 働きたい → 働きたいが働いていない理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)
- a. 子どもを保育所(園)などに入れられないから
 - b. 子どもの面倒をみてくれる人や場所がなく、残業ができないから
 - c. 希望する仕事に必要な資格や技術がないから
 - d. 希望する条件(勤務形態・勤務時間・職種)の仕事が見つからないから
 - e. 就職活動をしているが、採用されないから
 - f. 健康上の理由で働くことが難しいから
 - g. その他 ()
2. 働かなくてもよい

問19 あなたには、現在、心おきなく相談できる相手がありますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|-------|------------------|-------------------|
| 1. いる | 2. いない(相談相手が欲しい) | 3. いない(相談相手は必要ない) |
|-------|------------------|-------------------|

「1」、「2」の方に向かいます。その相談相手は誰ですか。あるいは、どのような相手に相談したいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親・親族 |
| 3. 子ども | 4. 友人・知人 |
| 5. 隣人・地域の人 | 6. 保育所(園)・幼稚園などの先生 |
| 7. 学校の先生 | 8. カウンセラーなどの専門家 |
| 9. 民生委員・児童委員 | 10. 市役所などの公的機関 |
| 11. 民間団体やボランティア | 12. その他 () |

あなたの配偶者(事実婚含む)の方のことにしてお答えください。

※配偶者(事実婚含む)がいない方は、ここでの回答は不要です。問27へお進みください。

問20 配偶者の方の年代を教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代以上 | |

問21 配偶者の方の現在の健康状態はいかがですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|----------|---------|------------|
| 1. とてもよい | 2. まあよい | 3. あまりよくない |
| 4. よくない | | |

問22 配偶者の方は、過去1年間に次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | | | |
|-------|-------|--------------|-------------|
| 1. 転居 | 2. 離婚 | 3. 配偶者との死別 | 4. 親・兄弟との死別 |
| 5. 離職 | 6. 転職 | 7. いずれも該当しない | 8. わからない |

問23 配偶者の方は、過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 病気などが原因で1週間以上入院した | 2. 病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ |
| 3. 病気などが原因で仕事をやめた | 4. 気分がひどく落ち込むことがあった |
| 5. なかなか眠れないことがあった | 6. いずれの経験もない |
| 7. わからない | |

問24 配偶者の方は、次のような経験をされたことがありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 両親が離婚した
2. 親と疎遠になっている (なっていない)
3. 成人する前に親が亡くなった
4. 親から暴力をふるわれたことがある
5. 元配偶者から暴力をふるわれたことがある
6. 親の介護が負担になっている (なっていた)
7. いずれも経験したことはない
8. わからない

問25 配偶者の方が最後に通った学校について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- ※ 高校を卒業した場合は「3. 高等学校卒業」、高校を退学した場合は「2. 高等学校中退」を選んでください。
1. 中学校卒業
 2. 高等学校中退
 3. 高等学校卒業
 4. 高専・短大・専門学校等中退
 5. 高専・短大・専門学校等卒業
 6. 大学中退
 7. 大学卒業
 8. 大学院中退
 9. 大学院修了
 10. その他 ()
 11. わからない

問26 配偶者の方の現在の就労状況について、(1)～(3)の質問にお答えください。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

- (1) 現在、収入をともなう仕事をしていますか。
1. している → (2)へ
 2. していない → (3)へ

(2) (1)で「1. している」を選択した方に向かいます。配偶者の方の現在の仕事の就業形態を教えてください。(複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください)

1. 正規社員・正規職員
2. 嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員
3. 人材派遣会社の派遣社員
4. パート・アルバイト
5. 自営業 (商店・農業など)
6. 自営業の手伝い
7. その他 ()

(3) (1)で「2. していない」を選択した方に向かいます。配偶者の方は、現在、働きたいと思っていますか。

1. 働きたい → 働きたいが働いていない理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)
 - a. 子どもを保育所 (園) などに入れられないから
 - b. 子どもの面倒をみってくれる人や場所がなく、残業ができないから
 - c. 希望する仕事に必要な資格や技術がないから
 - d. 希望する条件 (勤務形態・勤務時間・職種) の仕事が見つからないから
 - e. 就職活動をしているが、採用されないから
 - f. 健康上の理由で働くことが難しいから
 - g. その他 ()
2. 働かなくてもよい
3. わからない

あなたの世帯の家計の状況についておたずねします。

問27 あなたの世帯では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 失業
2. 転職
3. 収入の減少
4. ダブルワーク・副業
5. 労働時間の減少
6. 勤務形態の変化
7. いずれも該当しない

問28 現在の生活状況について、どう感じていますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. とてもゆとりがある
2. ややゆとりがある
3. やや苦しい
4. 苦しい

問29 あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由 (お金足りない) で次のようなことがありましたか。(各設問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) 納入期限を過ぎてから支払したこと

	ほぼ毎月 あった	ときどき あった	1、2回 だけあった	まったく なかった
① 税金	1	2	3	4
② 家賃・住宅ローン	1	2	3	4
③ 電気料金・ガス料金・水道料金	1	2	3	4
④ 電話料金 (携帯電話含む)	1	2	3	4
⑤ 保育料や学費	1	2	3	4
⑥ 遠足や修学旅行、節活の納入金	1	2	3	4
⑦ その他 ()	1	2	3	4

(2) 必要ができなかったこと

	よく あった	ときどき あった	ほとんど なかった	まったく なかった
① 食材 (たばこやお酒を除く) を買うこと	1	2	3	4
② 衣料品を買うこと	1	2	3	4
③ 学校で使う文具や教材を買うこと	1	2	3	4
④ お子さんが病気やけがのとき病院を受診すること	1	2	3	4
⑤ あなたや配偶者の方が病気やけがのとき病院を受診すること	1	2	3	4
⑥ その他 ()	1	2	3	4

問30 お子さんにかかるお金に関して、以下の項目でお困りですか。(それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

	困っている	少し困っている	あまり困っていない	困っていない(該当しない)
① 保育所(園)や幼稚園などにかかる費用が高い	1	2	3	4
② 教育費が高い(教科書・文具・教材など)	1	2	3	4
③ 修学旅行にかかる費用が高い	1	2	3	4
④ 塾にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑤ 部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑥ 習いごとにかかる費用が高い	1	2	3	4
⑦ 衣食住にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑧ こづかいやゲーム機、携帯電話にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑨ 医療費が高い	1	2	3	4

問31 経済的な事情が、お子さんの進学等に影響したことがあるかについてうかがいます。(各設問について、それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください)

- (1) これまでに、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことはありませんか。
- ある (保育所(園)・幼稚園などに入園させなかった、保育所(園)・幼稚園などをやめさせた)
 - ある (高校・高専・短大・大学等へ進学させなかった、中退させた)
 - ない

- (2) 今後、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性はありますか。
- ある (保育所(園)・幼稚園などに入園させない、保育所(園)・幼稚園などをやめさせる)
 - ある (高校・高専等へ進学させない、高校・高専等の中退させる)
 - ある (短大・大学等へ進学させない、短大・大学等の中退させる)
 - ない (可能性は低い)

問32 現在あなたの世帯で受けている手当や援助等について教えてください。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 児童手当	2. 児童扶養手当	3. 就学援助
4. 高等学校等奨学給付金	5. 生活保護	6. 福祉医療(マル福)
7. 特別児童扶養手当	8. 障害者手当(特別障害者手当等)	9. 老齢年金
10. 遺族年金	11. 障害年金	12. 生活福祉資金
13. 母子父子寡婦福祉資金	14. その他()	

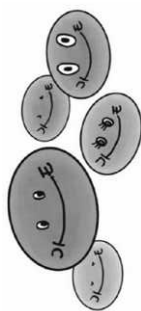
問33 令和2年中(令和2年1月1日~12月31日)のあなたの世帯のすべての収入状況についてうかがいます。

世帯収入の合計額から、所得税・住民税・固定資産税・社会保険料(介護保険、社会保険料(介護保険、雇用保険、年金保険))を除いた手取り収入(可処分所得)のおおよその金額をお書きください。

※ 可能であれば、昨年1年間の源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにしてください。お手元に無い場合は、1カ月分の収入を12倍するなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

① 就労収入(あなたが働いて得た収入)	約	円
② 就労収入(あなたの配偶者[同居する]が働いて得た収入)	約	円
③ その他の収入 〔その他の世帯員の就労収入 ・ 離れて暮らす家族(再身担任の家族など)からの仕送り ・ 現金給付(児童手当, 児童扶養手当, 就学援助, 生活保護など) ・ 年金, 財産所得 など〕	約	円
①+②+③ (世帯のすべての手取り収入)	約	円

問34 困っていることや支援してほしいことはありませんか?具体的に記入してください。



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(内閣府) ロゴマーク

◆ アンケートは以上です ◆
ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいた調査票は、調査票送付の際に同封いたしました返信用封筒に入れて
7月30日(金)までにご返送くださいますよう、お願いいたします。

第2期秋田市子どもの未来応援計画

～ 子どもの貧困対策 ～

令和4年3月発行

編集・発行◎秋田市子ども未来部子ども総務課
TEL : 018-888-5690 FAX : 018-888-5693
E-mail : ro-chbs@city.akita.lg.jp